

政策レビュー国土形成計画（全国計画）

(評価書の要旨)

テーマ名	国土形成計画（全国計画）	担当課 （担当課長名）	国土政策局総合計画課 （課長：北本 政行）
評価の目的、必要性	<p>国土形成計画（全国計画）は、国土形成計画法に基づき、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について定められた計画であり、計画策定後の社会経済情勢等の変化等にも的確に対応しながら推進される必要がある。</p> <p>このため国土形成計画法第7条では、計画の公表の日から2年を経過した日以後に、政策の評価に関する実施計画に全国計画を定めなければならない旨が規定されており、平成23年度及び平成24年度の国土交通省事後評価実施計画において平成24年度内に評価結果を取りまとめる旨定められたところである。これらの定めに基づき、国土審議会での提言等を踏まえつつ全国計画の政策レビューを適切に実施し、その評価結果を今後の政策に反映していくこととする。</p>		
対象政策	国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づき策定された国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）		
政策の目的	国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして策定される計画であり、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的としている。		
評価の視点	<p>計画に示された新しい国土像（多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土）は、計画策定後、的確に達成されつつあるのか、また東日本大震災の影響やその他計画策定後の社会経済情勢の変化等を経た現在においても総合的な国土の形成に関する施策の指針として有効に機能しうるのか、という2つの視点から評価を行った。</p> <p>なお、計画の認知・活用の状況についても、計画の進捗状況の一環としてあわせて調査を行い評価することとした。</p>		
評価手法	<p>以下の手法により評価を実施した。</p> <p>○計画が実現に向けて進捗しているか</p> <p>5つの戦略的目標に関し、①戦略的目標ごとの進捗度、②戦略的目標ごとの国民の実感、の2つの観点から国土形成計画のモニタリング調査を実施したほか、有識者からヒアリングを行い、戦略的目標の実現に向けた進捗状況の分析・評価を行った。</p> <p>○計画は社会経済情勢の変化等を経た現在においても有効に機能しうるのか</p> <p>東日本大震災等の影響やその他計画策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、現在においても計画に示された戦略的目標など計画内容が的確であるか等について、「国土の長期展望」中間とりまとめ」（平成23年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会、委員長：大西隆 東京大学大学院工学系研究</p>		

	<p>科教授（当時）及び「災害に強い国土づくりへの提言」（平成 23 年 7 月、同部会防災国土づくり委員会、委員長：奥野信宏 中京大学総合政策学部教授）等にも留意しつつ、有識者からヒアリングを行うとともに統計データの分析等を通じて点検を行った。</p>
<p>評価結果</p>	<p>1. 計画が実現に向けて進捗しているか 計画が示している 5 つの戦略的目標ごとに評価した結果は以下のとおり。</p> <p>（1）「東アジアとの円滑な交流・連携」について 国土形成計画のモニタリング調査における客観的代表的指標による 5 つの戦略的目標ごとの「進捗度のモニタリング」では、「進展が見られる」との結果が得られている。</p> <p>（平成 24 年度の国土形成計画のモニタリング調査（進捗度のモニタリング）は現在集計中であり、ここでは平成 23 年度の調査結果を示す。平成 24 年度調査結果が出次第、評価の見直しを行う予定。以下同じ。）</p> <p>また、同調査における 5 つの戦略的目標ごとの「国民の実感のモニタリング」では、専門家、企業を中心に「東アジアとのビジネスが増えた」について継続的に進捗の「実感が高い」という結果が出ているほか、「街中でアジアの言語による案内を見かけることが多くなった」（NPO、企業、専門家）についても進捗の「実感が高い」という結果が出ている。</p> <p>他方、有識者ヒアリングでは、タイの大規模洪水、最近の近隣諸国との関係など計画策定時には想定していなかった事象が発生している点に留意が必要との指摘があった。</p> <p>（2）「持続可能な地域の形成」について モニタリング調査における「進捗度のモニタリング」では、「持続可能で暮らしやすい都市圏の形成」等で進展が見られ、全体としては「概ね進展が見られる」との結果が得られているが、「美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開」など一部の項目では進展が見られないとの結果になっている。</p> <p>また、同調査における「国民の実感のモニタリング」でも、地方部や農山漁村に関連する項目である「地域に就職する若者が増えた」「農山漁村が暮らしやすくなった」は一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業のいずれにおいても進捗の「実感が低い」という結果が継続的に出ている。</p> <p>他方、有識者ヒアリングでは、「目的を持った二地域居住」の芽が出てきているとの指摘等があった。</p> <p>（3）「災害に強いしなやかな国土の形成」について モニタリング調査における「進捗度のモニタリング」では、平成 23 年度は東日本大震災の影響を反映したデータが整わずモニタリングを差し控えているが、平成 24 年度は「進展しているとは見られない」という結果が得られるものと見込まれる。</p>

また、同調査における「国民の実感のモニタリング」では、例えば地方自治体や企業等における「災害を予防するための情報（ハザードマップ等）が多くなった」等について進捗の実感が高まっている一方で、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「密集した市街地が解消され、火災の被害などが拡大しにくくなった」等の進捗の実感が極めて低い結果となっている。

有識者ヒアリングでは、東日本大震災のような大規模災害や原子力発電所の事故等が発生したことから、我が国がまだ災害に強いしなやかな国土になっていないことが露呈したのではないかと指摘等があった。

（４）「美しい国土の管理と継承」について

モニタリング調査における「進捗度のモニタリング」では、「流域圏における国土利用と水循環系の管理」等において進展が見られる一方、「魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営」等においては進展が見られず、全体としては「進展しているとは見られない」との結果が得られている。

他方、同調査における「国民の実感のモニタリング」では、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「3Rに取り組むようになった」等について継続的に進捗の「実感が高い」という結果が出ているほか、「自然環境を保護する意識が高くなった」（一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業）という結果も見られている。

有識者ヒアリングでは、中山間地域の人口減少という現状を踏まえ、無居住化しても少なくとも河川と山林の管理は必要との指摘等があった。

（５）「新たな公」を基軸とする地域づくりについて

国土形成計画のモニタリング調査における地方自治体へのアンケートでは「進展しているとは見られない」との結果が得られたが、同調査における国民等へのアンケートでは、「主体的に地域づくりを行っている自治会、学校、NPOなどが増えた」等について、継続的に進捗の「実感が高い」という結果が出ている。

有識者ヒアリングでは「新たな公」による地域づくりは取組が進んでいる分野である等の指摘がなされている。

以上を総括すると、モニタリング調査によると計画の目標実現に向けて進展している分野が多くみられるものの、「災害に強いしなやかな国土の形成」の分野ほか、農山漁村の持続可能性、国土の管理等において進展が不十分であることに留意が必要と考えられる。

また、有識者ヒアリングでは、計画の目標実現に向けて概ね進展しているとの意見が多く見られた一方、大きなうねりとなって進展している実感が無いとの意見もあった。

なお、計画の認知・活用状況については、「国民の実感のモニタリング」のアンケートの中であわせて調査した。

これによれば、国土形成計画の認知度については、地方自治体、国土政策関連の専門家で半数を超えるが、一般国民、NPO法人の間では低い水準にある。ただし、特に一般国民・地方自治体・専門家・企業では、認知度が計画策定直後（平成21年度）に比べ、3年間でそれぞれ50%程度高まっており、時間の経過とともに一定の浸透がみられている。

他方で計画の活用状況については、自治体において将来ビジョンや総合計画等の企画・立案に活用されているケースもあるが、「知ってはいるがあまり読んだことがない」「存在自体を知らなかった」という理由で活用されていないケースが一定割合あり、国土形成計画に関する情報発信を強化することで、更に多様な主体による取組につなげていくことが必要であると考えられる。

2. 計画は社会経済情勢の変化等を経た現在においても有効に機能しうるのか

○計画の現在における有効性について、有識者ヒアリングでは

- ・計画の枠組み全体については、大幅に見直しをする必要は無い。
- ・5つの戦略的目標も変える必要は無い。

という意見が多く、大枠としては現在としても有効であると考えられる。

○その一方で、計画策定時には想定されていなかった社会経済情勢の変化を踏まえて検討等の必要性を指摘する意見もあった。

例えば、

- ・東日本大震災により、我が国がいまだ災害に強いしなやかな国土になっていないことが露呈したので、今後の国土のあり方と計画の推進について、国土審議会防災国土づくり委員会の「災害に強い国土づくりへの提言」等も踏まえ、より精査を行っていく必要がある。
- ・国土審議会長期展望委員会の「国土の長期展望」中間とりまとめによると、高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれることから、中高年の雇用や働く場について、国土政策としてどのように考えていくかを検討するべきではないか。
- ・タイの大規模洪水、最近の近隣諸国との関係は計画策定時には想定していなかった事象であり、前者についてはその対策や影響を、後者については推移を見守る必要があるのではないか。

という意見があった。

○さらに、社会経済情勢の変化について統計データをみると、計画策定後に生じたリーマン・ショックや東日本大震災により我が国の実質GDPが策定当時まで回復していないことや、エネルギー需給構造の変化と、それに伴う鉱物性燃料輸入の増加等による貿易収支の変化等がみられる。

	<p>以上を総括すると、計画の枠組み自体は現在でも有効性が保たれているものの、個々の戦略的目標に関する記載内容等については、計画の進捗状況と社会経済情勢の変化等を踏まえつつ点検作業を行うべきと考えられる。</p> <p>3. このほか、有識者ヒアリングにおいて、計画期間後半に向けて、二地域居住等の国土形成計画上の重要かつ芽が出始めているテーマについて、推進に向けての更なる検討を行うべきとの指摘があった。</p> <p>また、計画の推進に当たっては、現行のモニタリング調査結果等に加え、数値では測れない課題もあることから、先進事例や分野横断的な取組事例の収集等も行い、マクロとミクロを結びつけた分析を通じて取組につなげていくべきではないかとの指摘があった。</p>
<p>政策への 反映の方向</p>	<p>本政策評価結果を踏まえ、計画の後半期間において重点的に推進すべき分野の実現に向けた検討を実施するとともに、計画の進捗と社会経済情勢の変化を踏まえた国土形成計画の総点検を行うこととしたい。</p>
<p>第三者の 知見の活用</p>	<p>評価にあたり、国土交通省政策評価会からご意見をいただいたほか、国土政策はじめ各分野の有識者からヒアリングを実施。</p> <p>【ヒアリングを行った有識者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石田 東生氏 筑波大学大学院 システム情報工学研究科教授 ・大西 隆氏 日本学術会議会長、 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授 ・岡部 明子氏 千葉大学大学院工学研究科准教授 ・奥野 信宏氏 中京大学総合政策学部教授 ・柴田 洋雄氏 美しい山形・最上川フォーラム会長 ・寺島 実郎氏 (株)三井物産戦略研究所会長 ・村木 美貴氏 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻准教授 ・山家 公雄氏 エネルギー戦略研究所(株)取締役研究所長
<p>実施時期</p>	<p>平成 23 年度～平成 24 年度</p>

平成24年度政策レビュー 国土形成計画（全国計画）

評価書目次（案）

【評価手法等について】

第1章 評価の目的と視点

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 政策の目的
4. 評価の視点
5. 評価の手法

第2章 国土形成計画法の改正と国土形成計画の策定

1. 法改正の経緯・趣旨
2. 計画策定のプロセス

【評価結果について】

第3章 計画の推進状況

1. 東アジアとの円滑な交流・連携
2. 持続可能な地域の形成
3. 災害に強いしなやかな国土の形成
4. 美しい国土の管理と継承
5. 「新たな公」を基軸とする地域づくり
6. 国土形成計画の活用状況について
7. まとめ

第4章 社会経済状況の変化等を踏まえた、計画の現在における有効性

1. 有識者ヒアリングの結果
2. 社会経済情勢の変化の分析
3. まとめ

【政策への反映の方向について】

第5章 政策への反映の方向

平成24年度政策レビュー 国土形成計画(全国計画)

国土交通省 国土政策局
総合計画課
平成24年12月

【評価手法等について】

1. 政策レビュー「国土形成計画（全国計画）」について	
（1）評価の目的、必要性／対象政策／政策の目的	P. 2
（2）評価の視点／評価手法	P. 5

【評価結果について】

2. 評価結果	
（1）国土形成計画（全国計画）のモニタリング調査	
①戦略的目標ごとの進捗度	P. 7
②国土形成計画の活用状況について	P. 13
（2）国土形成計画を巡る経済社会情勢の変化	P. 16
（3）有識者ヒアリング	
①ヒアリングの概要	P. 25
②有識者の主な意見（例）	P. 26
3. 評価結果の概括	P. 32

【政策への反映の方向について】

4. 政策への反映の方向	P. 33
--------------	-------

(1) 評価の目的、必要性／対象政策／政策の目的

○評価の目的 必要性

国土形成計画(全国計画)は、国土形成計画法に基づき、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について定められた計画であり、計画策定後の社会経済情勢等の変化等にも的確に対応しながら推進される必要がある。

このため国土形成計画法第7条では、計画の公表の日から2年を経過した日以後に、政策の評価に関する実施計画に全国計画を定めなければならない旨が規定されており、平成23年度及び平成24年度の国土交通省事後評価実施計画において平成24年度内に評価結果を取りまとめる旨定められたところである。これらの定めに基づき、国土審議会での提言等を踏まえつつ全国計画の政策レビューを適切に実施し、その評価結果を今後の政策に反映していくこととする。

○対象政策

国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に基づき策定された国土形成計画(全国計画)
(平成20年7月4日閣議決定)

※政策チェックアップ業績指標193(平成23年度政策チェックアップ結果)

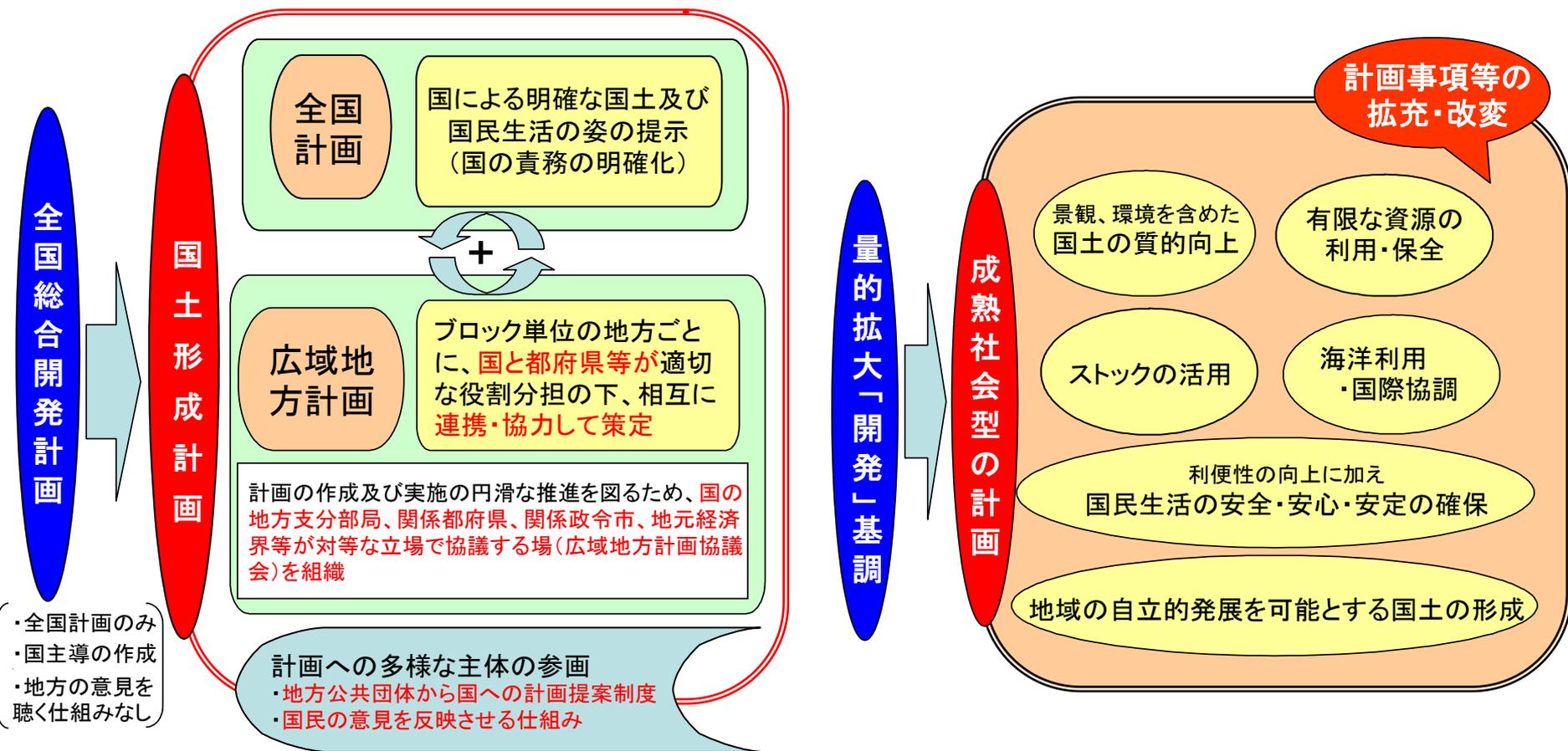
○政策の目的

国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして策定される計画であり、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的としている。

(参考)国土形成計画の枠組み(全国総合開発計画との対比から)

国と地方の協働によるビジョンづくり

開発中心からの転換



※この他、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築。

※総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)は、平成17年7月29日公布、12月22日施行。

(参考)計画の策定プロセスについて(計画提案制度の活用)

今回の制度改正で新たに設けられた計画提案制度については、全国の都道府県・政令市から計493件の提案が寄せられ、490件の計画提案を踏まえて国土形成計画(全国計画)を策定している。

- 計画提案数 493件
- 提案団体 57団体(地方公共団体単独提案52団体、共同提案7件)

主な事項別内訳(便宜的に整理した件数)

- ・地域整備 77件
- ・産業 61件
- ・文化・観光 31件
- ・交通・情報通信体系 87件
- ・防災 36件
- ・国土資源・海域 24件
- ・環境保全・景観形成 33件
- ・新たな公 14件
- ・その他 130件

○国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)

(全国計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

(2) 評価の視点／評価手法

○評価の視点

計画に示された新しい国土像(多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土)は、計画策定後、的確に達成されつつあるのか、また東日本大震災の影響やその他計画策定後の社会経済情勢の変化等を経た現在においても総合的な国土の形成に関する施策の指針として有効に機能しうるのか、という2つの視点から評価を行った。

なお、計画の認知・活用の状況についても、計画の進捗状況の一環としてあわせて調査を行い評価することとした。

以下の手法により評価を実施した。

○計画が実現に向けて進捗しているか

5つの戦略的目標に関し、①戦略的目標ごとの進捗度、②戦略的目標ごとの国民の実感、の2つの観点から国土形成計画のモニタリング調査を実施したほか、有識者からヒアリングを行い、戦略的目標の実現に向けた進捗状況の分析・評価を行った。

○計画は社会経済情勢の変化等を経た現在においても有効に機能しうるのか

東日本大震災等の影響やその他計画策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、現在においても計画に示された戦略的目標など計画内容が的確であるか等について、「「国土の長期展望」中間とりまとめ」(平成23年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会、委員長:大西隆 東京大学大学院工学系研究科教授(当時))及び「災害に強い国土づくりへの提言」(同年7月、同部会防災国土づくり委員会、委員長:奥野信宏 中京大学総合政策学部教授)等にも留意しつつ、有識者からヒアリングを行うとともに統計データの分析等を通じて点検を行った。

評価の視点

○計画が実現に向けて進捗しているか

計画に示された新しい国土像(多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土)は、計画策定後、的確に達成されつつあるのか(計画の認知・活用状況を含む)

○計画は現在においても有効に機能しているのか

東日本大震災の影響やその他計画策定後の社会経済情勢の変化等を経た現在においても総合的な国土の形成に関する施策の指針として有効に機能しているのか

評価手法

(1)国土形成計画(全国計画)のモニタリング調査

○5つの戦略的目標ごとの進捗度のモニタリング

国土形成計画(全国計画)第1部で提示されている「新しい国土像」実現のための5つの戦略的目標の進捗を、それぞれのサブ目標ごとに一つずつ設定した代表指標(統計等)の動向を通じて把握

○5つの戦略的目標ごとの国民の実感のモニタリング

国民(一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業)を対象としたアンケート調査を実施し、5つの戦略的目標の実現について国民がどのように実感しているかを把握

回答数(平成24年度調査):

一般国民 11,003人、地方自治体 874団体、NPO 364団体、
専門家(国土形成計画関連分野の学会の関係者) 220人、
企業 321社

(2)国土形成計画を巡る経済社会情勢の変化

- 【人口】三大都市圏及び被災三県の人口転出入超過数の推移
- 【経済】我が国の実質GDPの推移
- 【経済】実質GDP成長率の寄与度分解
- 【貿易】貿易収支の推移(東日本大震災の影響、
鉱物性燃料輸入の増加)
- 【エネルギー】東日本大震災後の電源構成の変化
- 【世界経済】世界経済の動向(GDPのシェア率、
各国・地域の経済成長率)
- 【国際貿易】世界の地域間貿易量
- 【産業】鉱工業生産指数の推移
- 【観光】訪日外国人旅行者数等

(3)有識者ヒアリング

筑波大学大学院 石田教授、日本学術会議 大西会長、千葉大学大学院 岡部准教授、
中京大学 奥野教授、美しい山形・最上川フォーラム 柴田会長、(株)三井物産戦略研究所 寺島会長、
千葉大学大学院 村木准教授、エネルギー戦略研究所 (株)山家所長、計8名

2. 評価結果

(1)国土形成計画(全国計画)のモニタリング調査①戦略的目標ごとの進捗度

1 東アジアとの円滑な交流・連携

- (1)東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化
- (2)東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成
- (3)円滑な交流・連携のための国土基盤の形成

◆進捗度のモニタリング【平成23年度】 (基準＝平成21年(2009年))

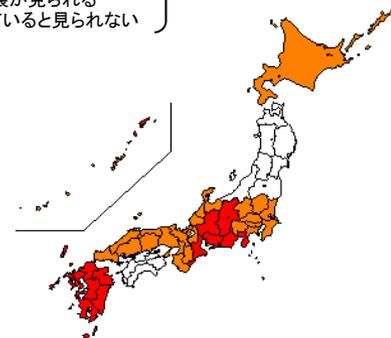
※平成24年度は現在集計中であり、ここでは平成23年度の調査結果を示す。

【全国の進捗状況】進展が見られる。

【詳細】

- (1)東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化(東アジア内での貿易総額に占める割合)は、中部圏、九州圏において進展が見られる。
- (2)東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成(外国人入国者に占める東アジア国籍入国者の割合)は、全国で進展が見られる。
- (3)円滑な交流・連携のための国土基盤の形成(「東アジア1日圏」人口割合)は、ほぼ全国で進展が見られる。

赤＝進展が見られる
 橙＝概ね進展が見られる
 白＝進展していると見られない



【各広域ブロックの進捗状況】

◆国民の実感のモニタリング(H22年度)

- (1)東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化、(2)東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成に関しては、専門家、企業における東アジアとのビジネスが増えた、「外国人観光客を見かけることが多くなった」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H23年度)

- (1)東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化に関しては、専門家、企業における「東アジアとのビジネスが増えた」等の実感が高い。
- (2)東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成に関しては、NPO、専門家、企業における「街中でアジアの言語による案内を見かけることが多くなった」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H24年度)

- (1)東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化に関しては、専門家、企業における「東アジアとのビジネスが増えた」、「東アジアへの長期の出張または常駐する機会が増えた」等の実感が高い。
- (2)東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成に関しては、NPO、専門家、企業における「外国人観光客を見かけることが多くなった」等の実感が高い。

2 持続可能な地域の形成

- (1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- (2) 地域資源を活かした産業の活性化
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

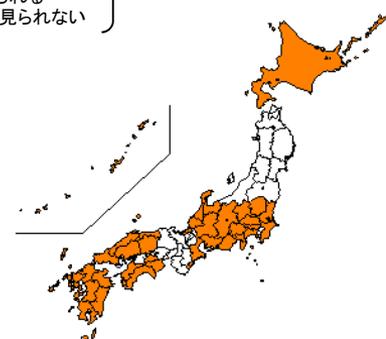
◆進捗度のモニタリング【平成23年度】（基準＝平成21年(2009年)）

【全国の進捗状況】概ね進展が見られる。

【詳細】

- (1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成（現在の住生活に対する満足度）は、ほぼ全国で進展が見られる。
- (2) 地域資源を活かした産業の活性化（地域資源活用事業数）は、全国で進展が見られる。
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開（農林水産物の輸出額）は、全国で進展が見られない。
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進（ブロック内地域間時間距離）は、北海道、四国圏、九州圏、沖縄県において進展が見られる。

赤＝進展が見られる
 橙＝概ね進展が見られる
 白＝進展しているが見られない



【各広域ブロックの進捗状況】

◆国民の実感のモニタリング(H22年度)

(2) 地域資源を活かした産業の活性化、(3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業では「地域に就職する若者が増えた」、「農山漁村が暮らしやすくなった」等の実感が特に低い。

◆国民の実感のモニタリング(H23年度)

(2) 地域資源を活かした産業の活性化に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「地域に就職する若者が増えた」等の実感が特に低い。
 (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「農山漁村が暮らしやすくなった」との実感が特に低い。

◆国民の実感のモニタリング(H24年度)

(2) 地域資源を活かした産業の活性化に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「地域に就職する若者が増えた」等の実感が特に低い。
 (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「農山漁村が暮らしやすくなった」との実感が特に低い。
 (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進に関しては、一般国民、企業で「都市部と農山漁村を行き来する回数が増えた」との実感が特に低い。

3 災害に強いしなやかな国土の形成

- (1)減災の観点も重視した災害対策の推進
- (2)災害に強い国土構造への再構築

◆進捗度のモニタリング【平成23年度】（基準＝平成21年(2009年)）

【全国の進捗状況】

当該項目の指標については、現時点では、利用可能なデータとして東日本大震災の影響が反映されたものが整わないため、今年度のモニタリングは差し控えることとする。

◆国民の実感のモニタリング(H22年度)

(1)減災の観点も重視した災害対策の推進に関しては、地方自治体、専門家、企業では「災害を予防するための情報(ハザードマップなど)が多くなった」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H23年度)

(1)減災の観点も重視した災害対策の推進に関しては、地方自治体、企業等における「近隣との交流を通じて地域の防災意識が高まった」、「災害を予防するための情報(ハザードマップなど)が多くなった」等の実感が高い。

一方、(2)災害に強い国土構造への再構築に関する項目については、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「密集した市街地が解消され、火災の被害などが拡大しにくくなった」等の実感が特に低い。

◆国民の実感のモニタリング(H24年度)

(1)減災の観点も重視した災害対策の推進に関しては、地方自治体、企業等における「近隣との交流を通じて地域の防災意識が高まった」、「地域の防災施設が整備された」、「災害を予防するための情報(ハザードマップなど)が多くなった」等の実感が高い。

一方、(2)災害に強い国土構造への再構築に関する項目については、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「密集した市街地が解消され、火災の被害などが拡大しにくくなった」等の実感が特に低い。

4 美しい国土の管理と継承

- (1)循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成
- (2)流域圏における国土利用と水循環系の管理
- (3)海域の適正な利用と保全
- (4)魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

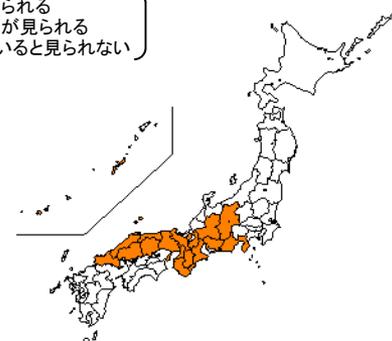
◆進捗度のモニタリング【平成23年度】（基準＝平成21年(2009年)）

【全国の進捗状況】進展していると見られない。

【詳細】

- (1)循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成（環境効率性）は、全国で進展が見られない。
- (2)流域圏における国土利用と水循環系の管理（公共用水域における環境基準達成率）は、多くの広域ブロックで進展が見られる。
- (3)海域の適正な利用と保全（沿岸域毎の水質基準達成率）は、中部圏、近畿圏、中国圏において進展が見られる。
- (4)魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営（「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率）は、ほぼ全国で進展が見られない。

赤＝進展が見られる
 橙＝概ね進展が見られる
 白＝進展していると見られない



【各広域ブロックの進捗状況】

◆国民の実感のモニタリング(H22年度)

(1)循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成、(2)流域圏における国土利用と水循環系の管理に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業では「3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組むようになった」、専門家、企業では「河川の水がきれいになった」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H23年度)

(1)循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))に取り組むようになった」、「自然環境を保護する意識が高くなった」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H24年度)

(1)循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成に関しては、一般国民、地方自治体、NPO、専門家、企業いずれにおいても「3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))に取り組むようになった」、「自然環境を保護する意識が高くなった」等の実感が高い。

5 「新たな公」を基軸とする地域づくり

- (1)「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム
- (2)多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

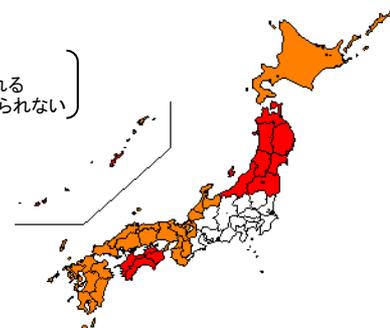
◆進捗度のモニタリング【平成23年度】（基準＝平成21年(2009年)）

【全国の進捗状況】進展していると見られない。

【詳細】

- (1)「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム（「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体)）は、多くの広域ブロックで進展が見られない。一方、
- (2)多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり（「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民)）は、多くの広域ブロックで進展が見られる。

赤＝進展が見られる
 橙＝概ね進展が見られる
 白＝進展していると見られない



【各広域ブロックの進捗状況】

◆国民の実感のモニタリング(H22年度)

- (1)「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム、(2)多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりに関しては、地方自治体、NPO、専門家では「主体的に地域づくりを行っている自治会、学校(PTA)、NPOなどが増えた」、企業では「企業による地域貢献の活動が増えた」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H23年度)

- (1)「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステムに関しては、地方自治体、NPO、専門家における「主体的に地域づくりを行っている自治会、学校(PTA)、NPOなどが増えた」等の実感が高い。
- (2)多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりに関しては、企業における「企業による地域貢献の活動が増えた」等の実感が高い。

◆国民の実感のモニタリング(H24年度)

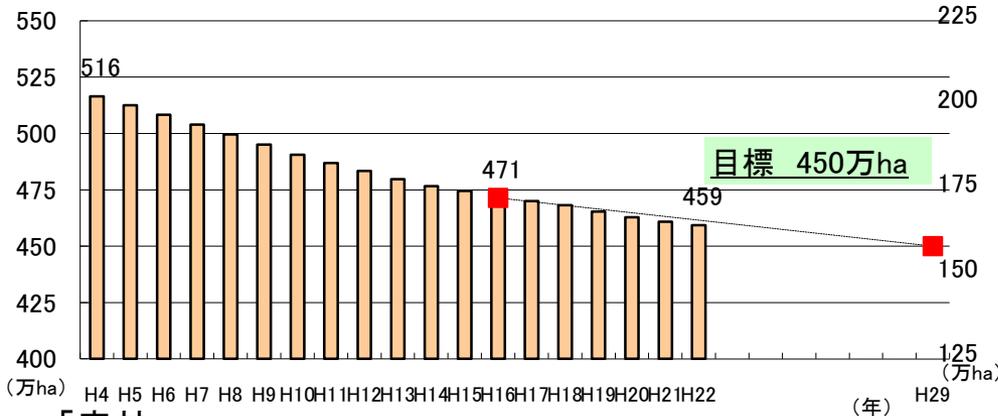
- (1)「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステムに関しては、地方自治体、NPO、専門家における「主体的に地域づくりを行っている自治会、学校(PTA)、NPOなどが増えた」等の実感が高い。
- (2)多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりに関しては、企業における「企業による地域貢献の活動が増えた」等の実感が高い。

【参考】国土利用の推移(国土利用計画(全国計画)の進捗状況)

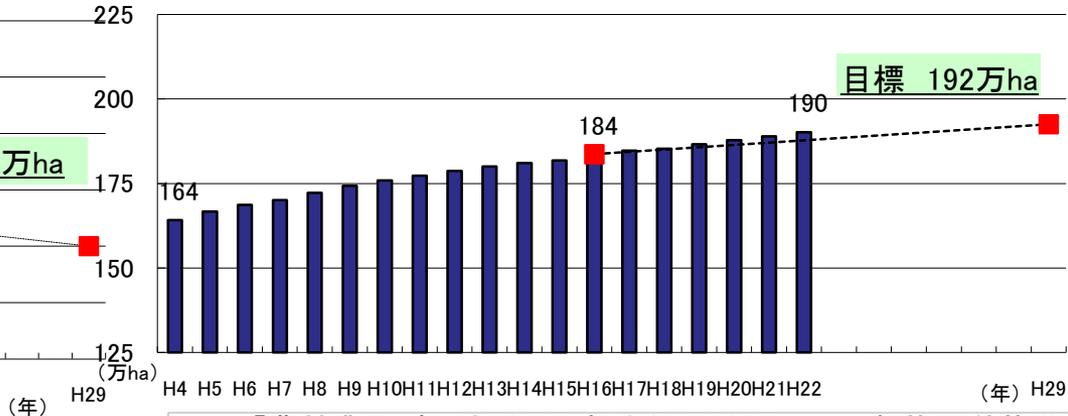
○ 国土形成計画(全国計画)と一体となって定められている国土利用計画(全国計画)には、国土の利用に関する地目別面積目標が定められているが、概ね計画で想定した範囲で推移している。

- 「農地」は目標よりもやや上回るペースで面積が減少。
- 「森林」は基準年と同規模程度を目標としていたが、やや減少している。
- 「宅地」は目標よりもやや上回るペースで面積が増加。
- しかしながら、農林業等からの都市的な土地利用転換は全体として鈍化の傾向にある。

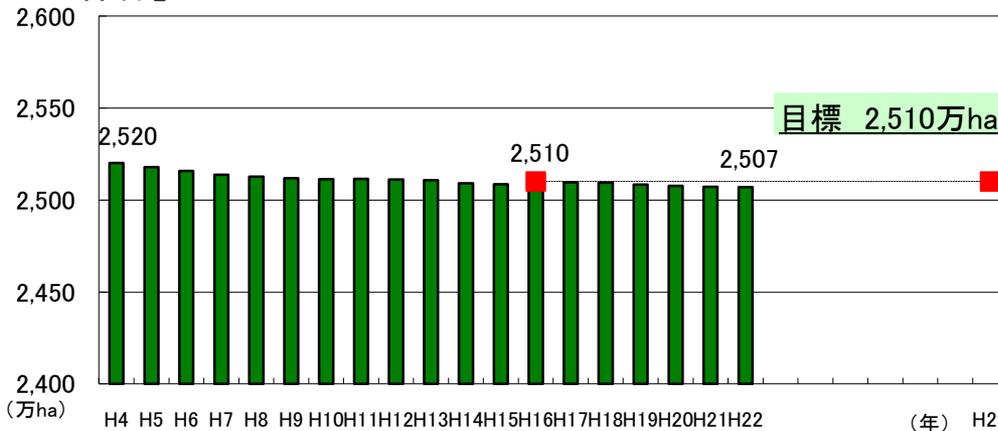
・「農地」



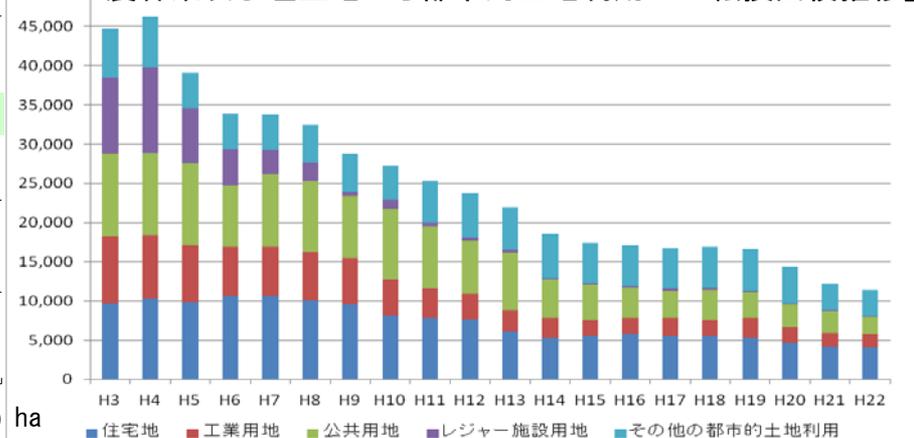
・「宅地」



・「森林」



「農林業及び埋立地から都市的土地利用への転換面積推移」



※基準年: H16年
目標年: H29年

(出典: 平成24年版土地白書
農林水産省、国土交通省の資料に基づき国土交通省推計)

②国土形成計画の活用状況について

国土形成計画の認知度①

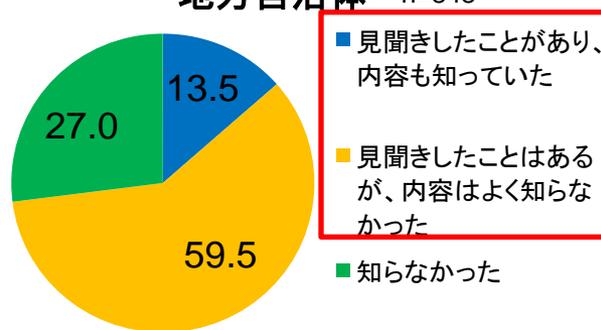
国土形成計画の認知度については、地方自治体(73%)、専門家(50.4%)でいずれも半数を超えているが、一般国民、NPO法人では低い水準にとどまっている。平成24年度の調査結果をみると、いずれの対象も平成21年度調査に比べて認知度は高まっている。

一般国民 n=11,003



「見聞きしたことがあり、内容も知っていた」「見聞きしたことはあるが、内容はよく知らなかった」と回答した者
 19.4%(平成21年度)→31.1%(平成24年度)

地方自治体 n=848



「見聞きしたことがあり、内容も知っていた」「見聞きしたことはあるが、内容はよく知らなかった」と回答した自治体
 47.8%(平成21年度)→73.0%(平成24年度)

2.2 NPO法人 n=358



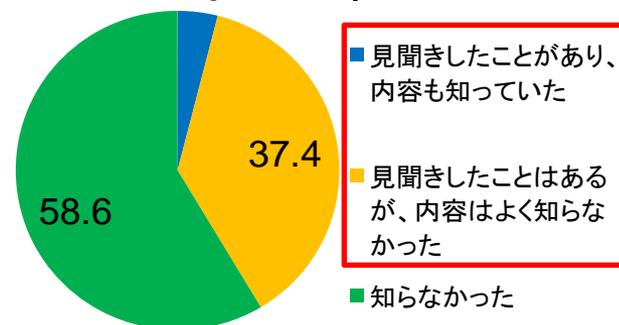
「見聞きしたことがあり、内容も知っていた」「見聞きしたことはあるが、内容はよく知らなかった」と回答したNPO法人
 21.6%(平成21年度)→24.2%(平成24年度)

専門家 n=215



「見聞きしたことがあり、内容も知っていた」「見聞きしたことはあるが、内容はよく知らなかった」と回答した専門家
 16.1%(平成21年度)→50.4%(平成24年度)

4.0 企業 n=314



「見聞きしたことがあり、内容も知っていた」「見聞きしたことはあるが、内容はよく知らなかった」と回答した企業
 26.0%(平成21年度)→41.4%(平成24年度)

国土形成計画の認知度②

国土形成計画を見聞きしたことがある人のきっかけは、「仕事」(地方自治体・専門家・企業)や「日常生活でたまたま見聞きした」(一般国民・NPO法人・企業)の回答が多い。媒体については、一般国民を除き「国土交通省のHP」との回答が多く、一般国民では「新聞・雑誌」、「テレビ番組」と回答した者が多い。地方自治体では「省のHP」の他、「冊子」や「パンフレット」と回答した者も多く、NPO法人、専門家、企業では「省のHP」の他、「新聞・雑誌」と回答した者が多い。

Q.国土形成計画をどのようなきっかけで見聞きしたか？(複数回答)

	仕事	教育機関での授業	自主的な学習・調査	日常生活の中でたまたま見聞きした	その他
一般国民	12.7	3.8	7.2	81.8	0.3
地方自治体	96.9	0.3	1.6	2.7	0.9
NPO法人	35.2	3.4	20.5	56.8	5.7
専門家	57.7	9.9	27.0	20.7	1.8
企業	48.1	0.8	9.0	52.6	3.8

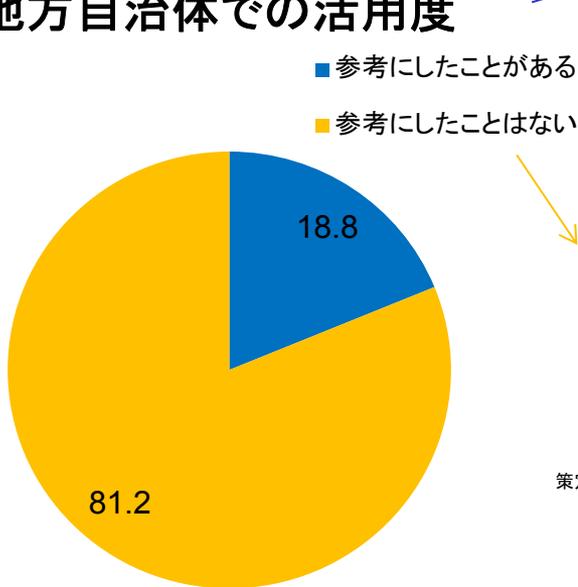
Q.国土形成計画を何で見聞きしたか？(複数回答)

	国土形成計画の冊子	国土形成計画のパンフレット	国土交通省のホームページ	新聞・雑誌	テレビ番組	国土交通省以外のホームページ	講演・シンポジウム	教育機関等での授業	その他
一般国民	5.6	8.0	16.6	46.3	33.5	6.9	2.6	2.5	3.3
地方自治体	24.0	28.1	59.4	6.0	1.3	2.8	1.9	0.5	9.7
NPO法人	4.5	11.4	40.9	40.9	15.9	3.4	14.8	4.5	5.7
専門家	13.5	9.9	47.7	26.1	7.2	9.9	12.6	8.1	6.3
企業	6.8	9.0	43.6	42.9	15.0	6.8	4.5	-	5.3

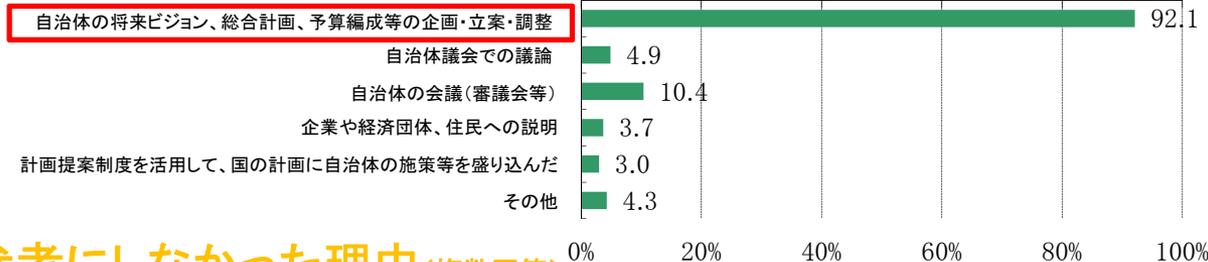
国土形成計画の活用度(地方自治体)

地方自治体での活用度は約2割となっている。活用場面については「自治体の将来ビジョン、総合計画、予算編成等の企画・立案・調整」との回答が約9割となっている。参考にしなかった理由としては「使う場面・機会がなかったため」との回答が多いが、「知ってはいるがあまり読んだことがなかった」「存在自体を知らなかった」も一定数の回答があった。

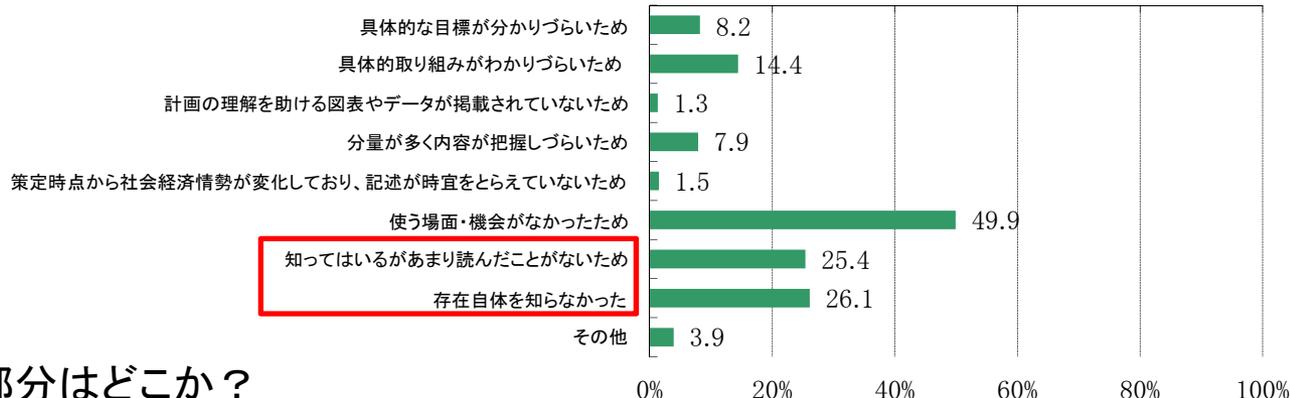
地方自治体での活用度



活用場面(複数回答)



参考にしなかった理由(複数回答)



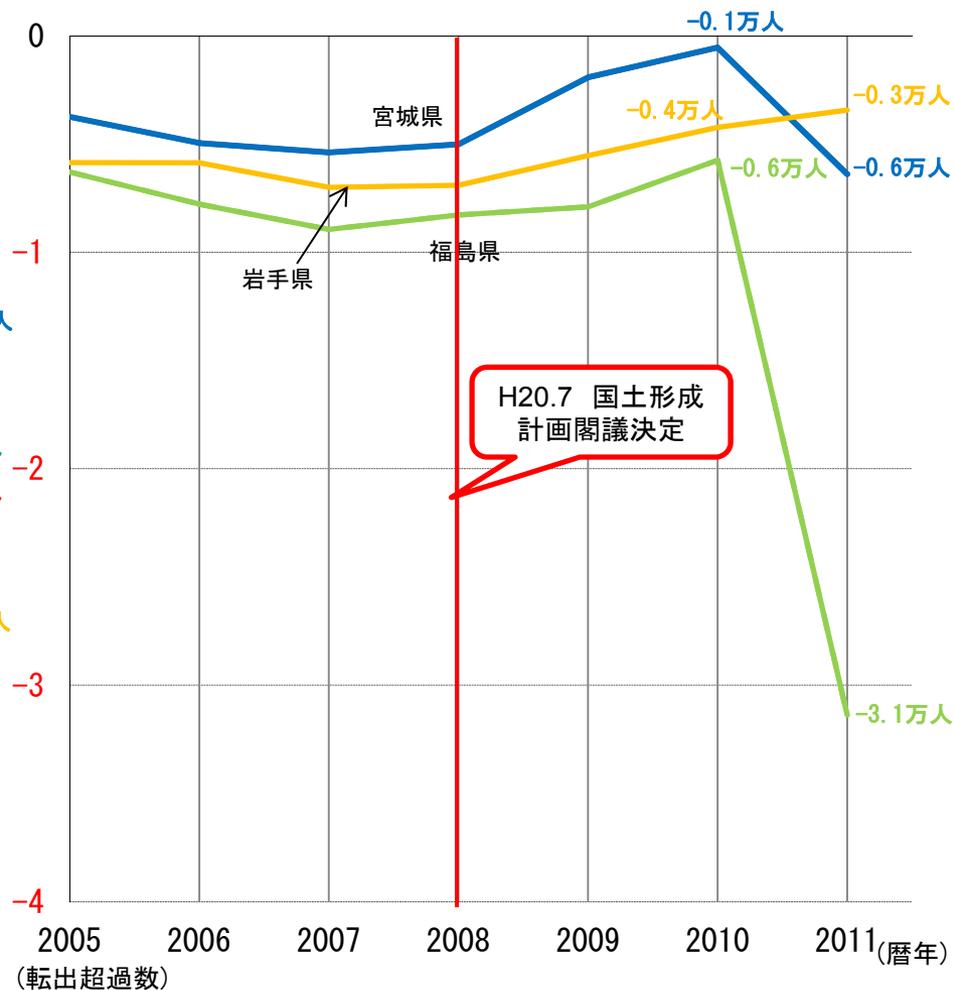
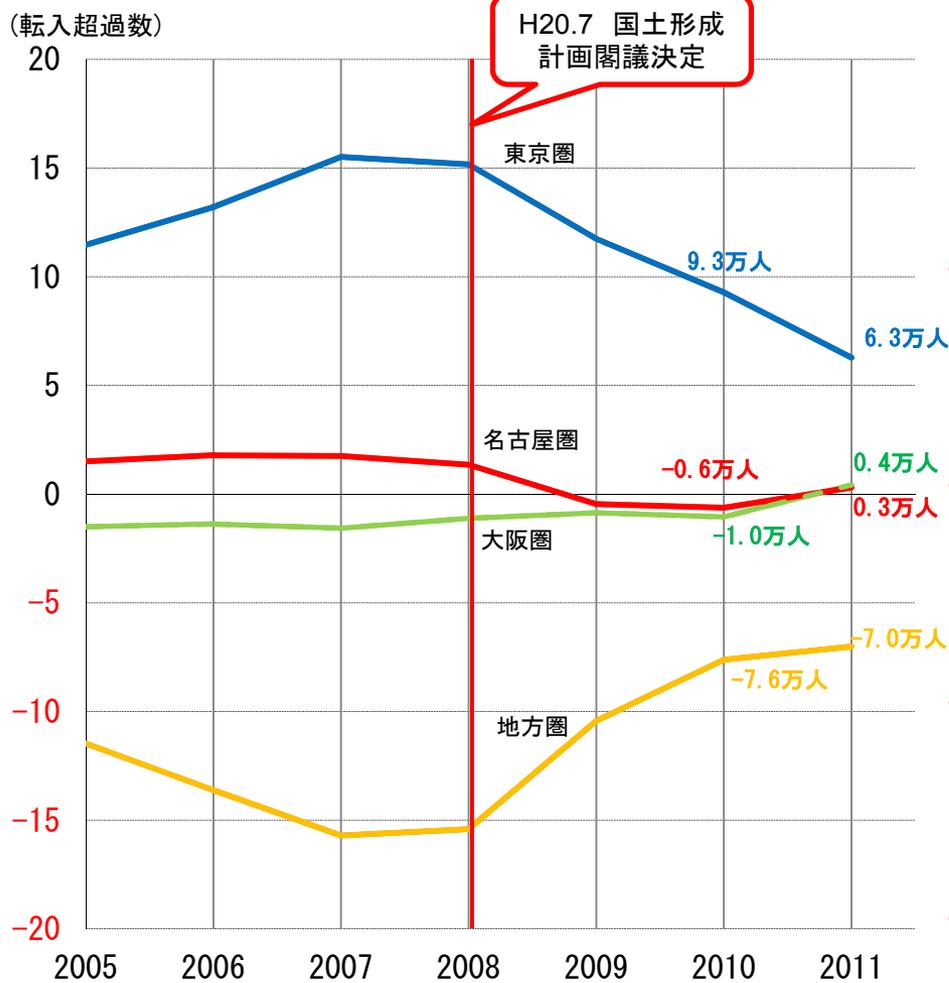
Q.国土形成計画の参考にした部分はどこか？

時代の潮流と国土政策上の課題	時代の国土構造の構築	携との円滑な交流・連携	戦略的目標(東アジア)	戦略的目標(持続可能な地域の形成)	第1部第3章戦略的目標(災害に強いしなやかな国土の形成)	戦略的目標(美しい国土の管理と継承)	戦略的目標(新たな地域づくり)	戦略的目標(新たな公)を基軸とする地域づくり	地域の整備に関する基本的な施策	産業に関する基本的な施策	文化及び観光に関する基本的な施策	交通・情報通信体系に関する基本的な施策	防災に関する基本的な施策	国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策	環境保全及び景観形成に関する基本的な施策	「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策	広域地方計画の策定・推進	各ブロックの広域地方計画
34.8	23.8	15.2	27.4	33.5	22.6	26.2	28.7	20.7	23.2	23.8	31.7	14.0	19.5	25.6	15.9	44.5		

(2)国土形成計画を巡る経済社会情勢の変化

【人口】三大都市圏及び被災三県の人口転出入超過数の推移

- 2008年以降、東京圏及び名古屋圏の転入超過数は減少傾向にあり、地方圏の転出超過は緩和する傾向にある。震災後は、大阪圏、名古屋圏が転出超過から転入超過に転じた。
- 震災後、福島県、宮城県の転出超過数が拡大した。特に福島県の拡大幅が大きい。

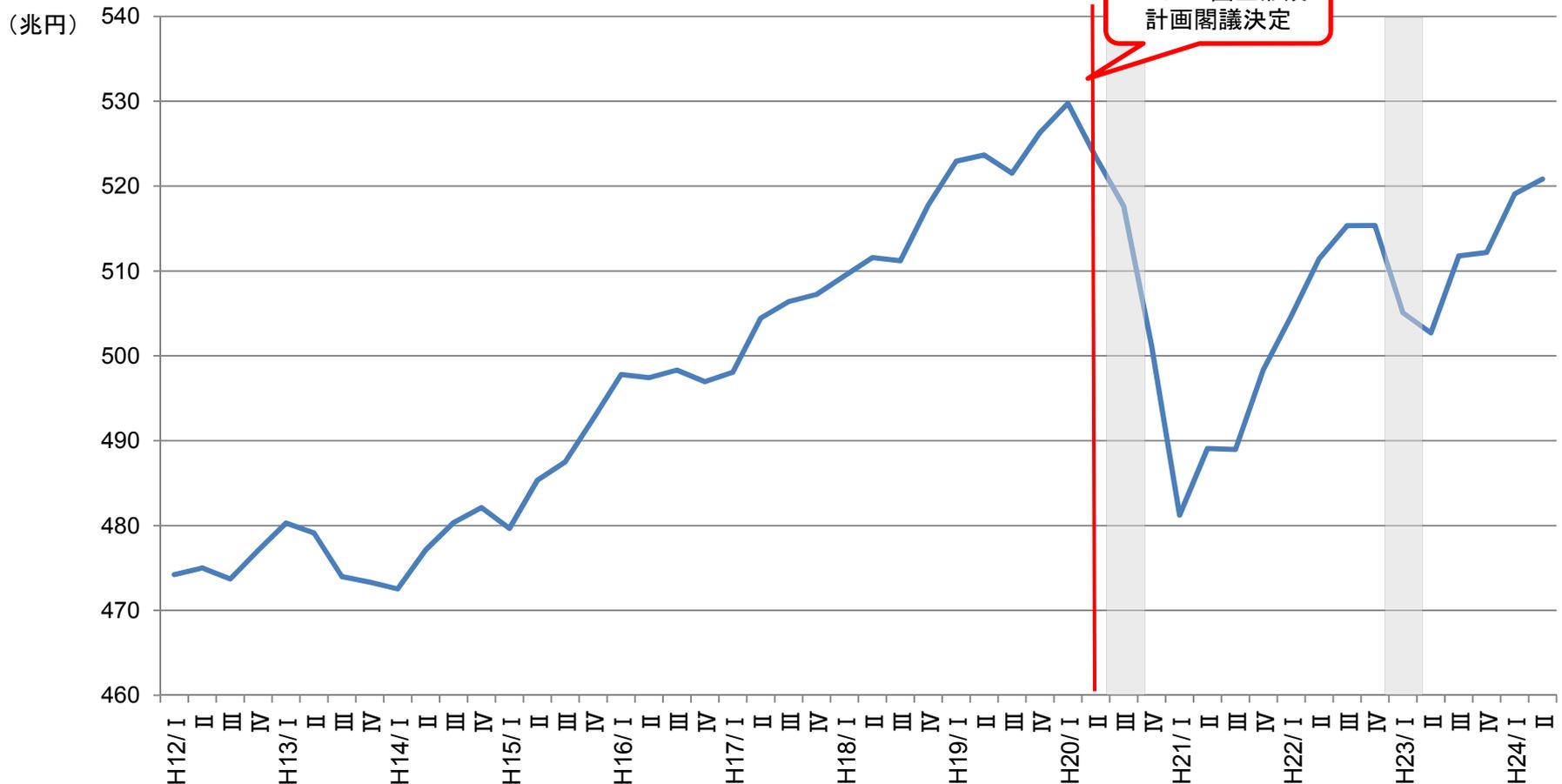


(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成

【経済】我が国の実質GDPの推移

- 我が国の実質GDPは、計画策定後、リーマンショックの影響から大幅に減少し一旦回復基調で推移したものの、東日本大震災の影響により再び減少した。その後回復基調にあるが(4・四半期連続プラス成長)、まだ計画前の水準には戻っていない。

実質GDPの推移

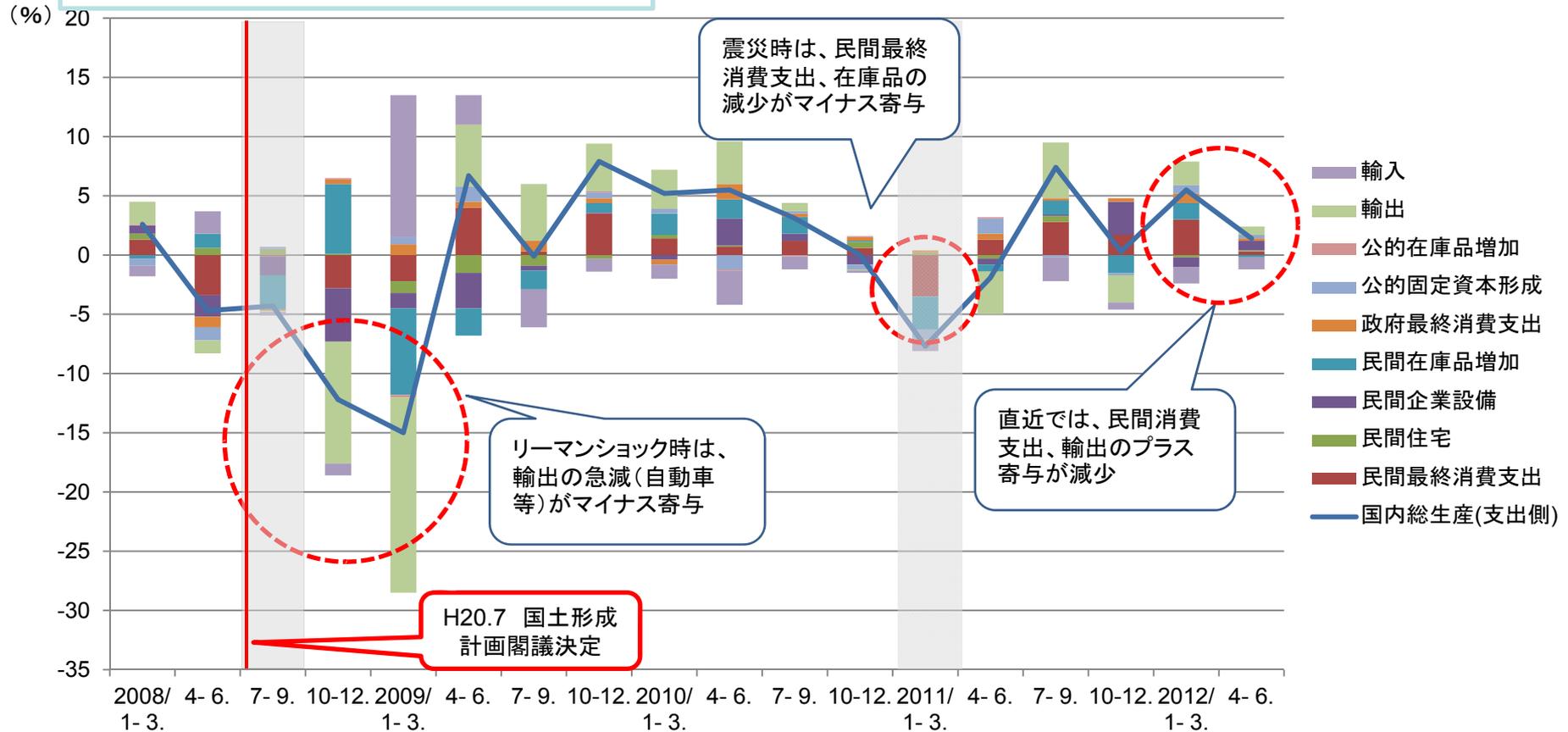


出典:内閣府「国民経済計算」をもとに国土交通省国土政策局作成

【経済】実質GDP成長率の寄与度分解

・我が国の実質GDPの成長率を寄与度分解すると、リーマンショック時は輸出の急減が、また震災時は民間最終消費支出及び在庫品の減少がマイナスに寄与。直近では民間最終消費支出及び輸出のプラス寄与が減少している。

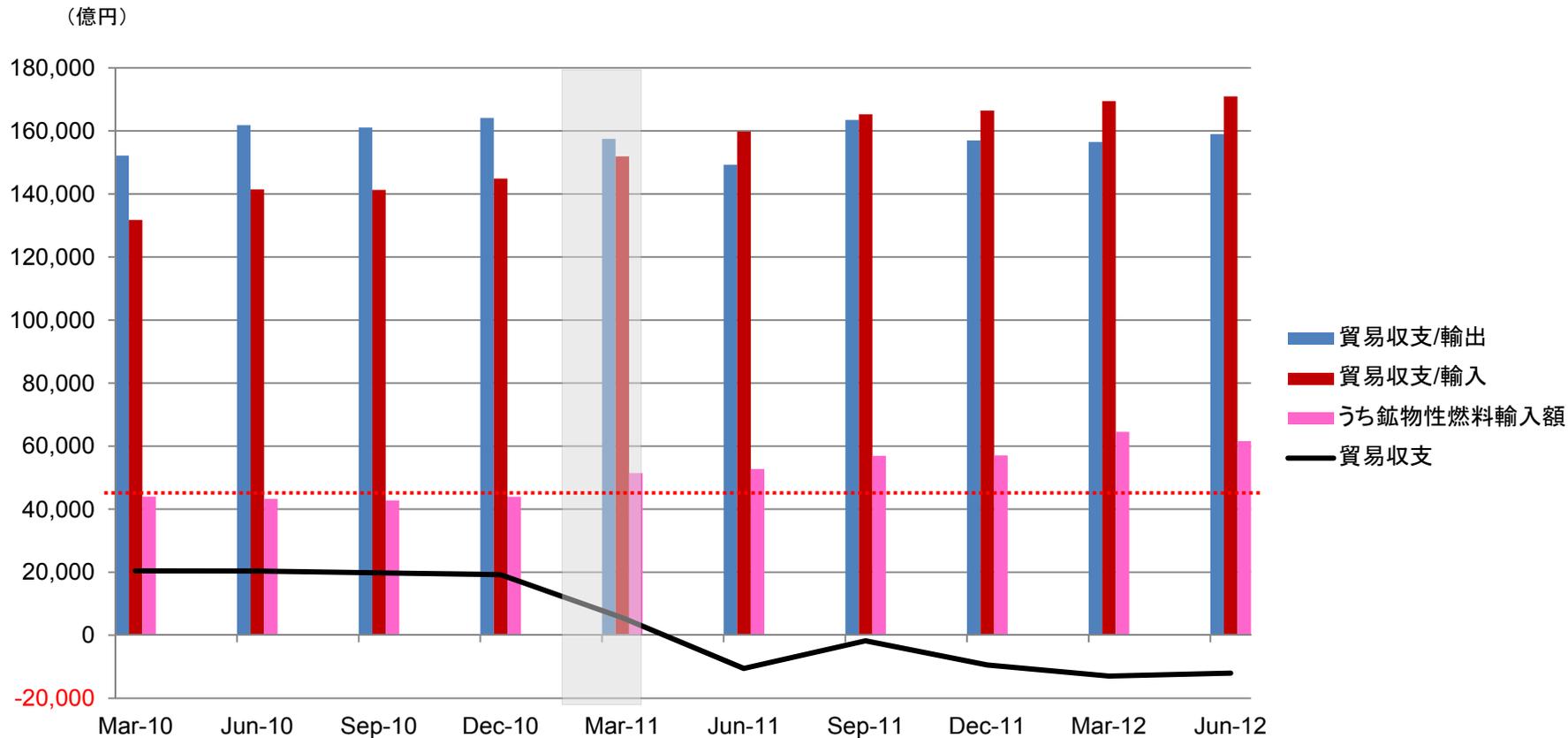
実質GDP成長率の寄与度分解



【貿易】貿易収支の推移(東日本大震災の影響、鉱物性燃料輸入の増加)

・東日本大震災を契機に輸入額が輸出額を上回る状況が続いているが、その原因の一つとして、鉱物性燃料輸入額の増加が考えられる。

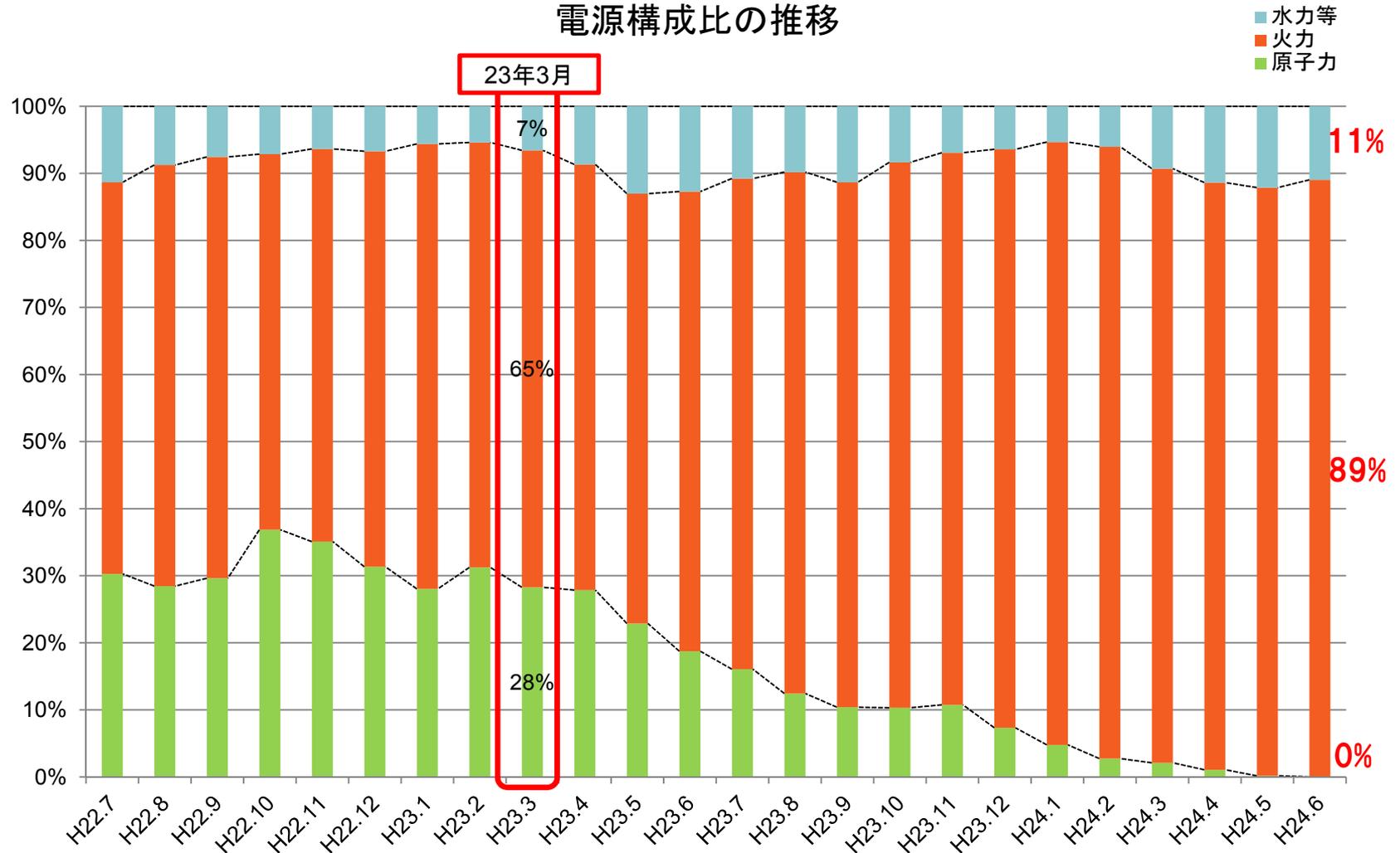
貿易収支の推移



【エネルギー】東日本大震災後の電源構成の変化

震災後、国内発電量に占める原子力発電の比率が低下し、2012年6月は0%となった。一方、火力発電の比率が上昇しており、2012年6月は89%となった。

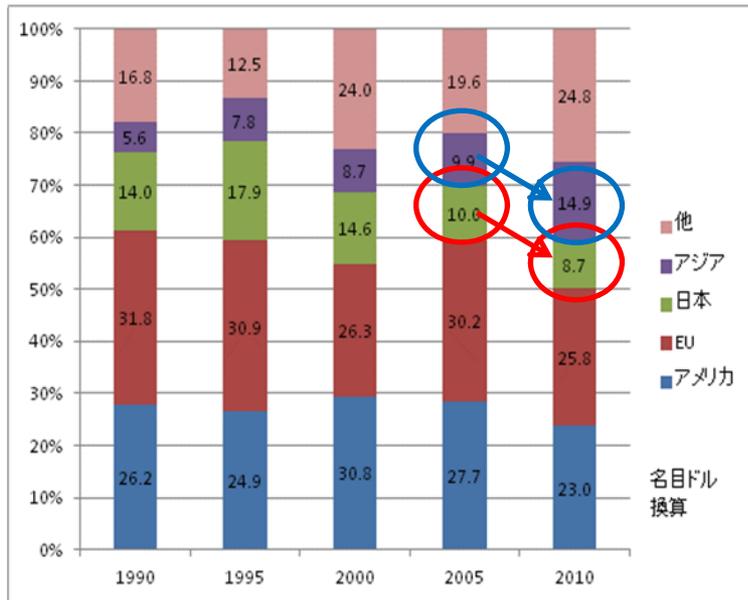
電源構成比の推移



【世界経済】世界経済の動向(GDPのシェア率、各国・地域の経済成長率)

・日米欧のGDPシェアは引き続き低下傾向にある一方、アジアのGDPシェアは引き続き上昇傾向にある。GDP成長率を比較すると、ASEANやBRICS等新興国が高い成長を維持している。

GDPシェアの推移(名目)



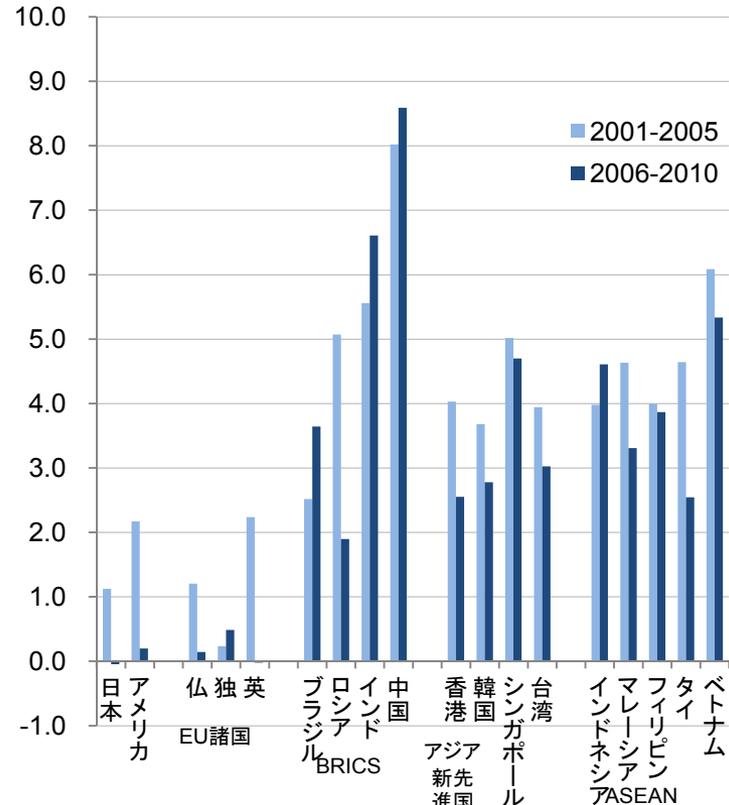
アジアでは、香港、韓国、シンガポール、台湾(以上IMF統計におけるアジア新先進国)、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム(以上IMF統計におけるASEAN5)、中国を抽出した。

値は名目のドル換算ベース

出典: IMF「World Economic Outlook 2012」をもとに

国土交通省国土政策局作成

世界経済の2期間の成長率



値は国別通貨による実質ベース

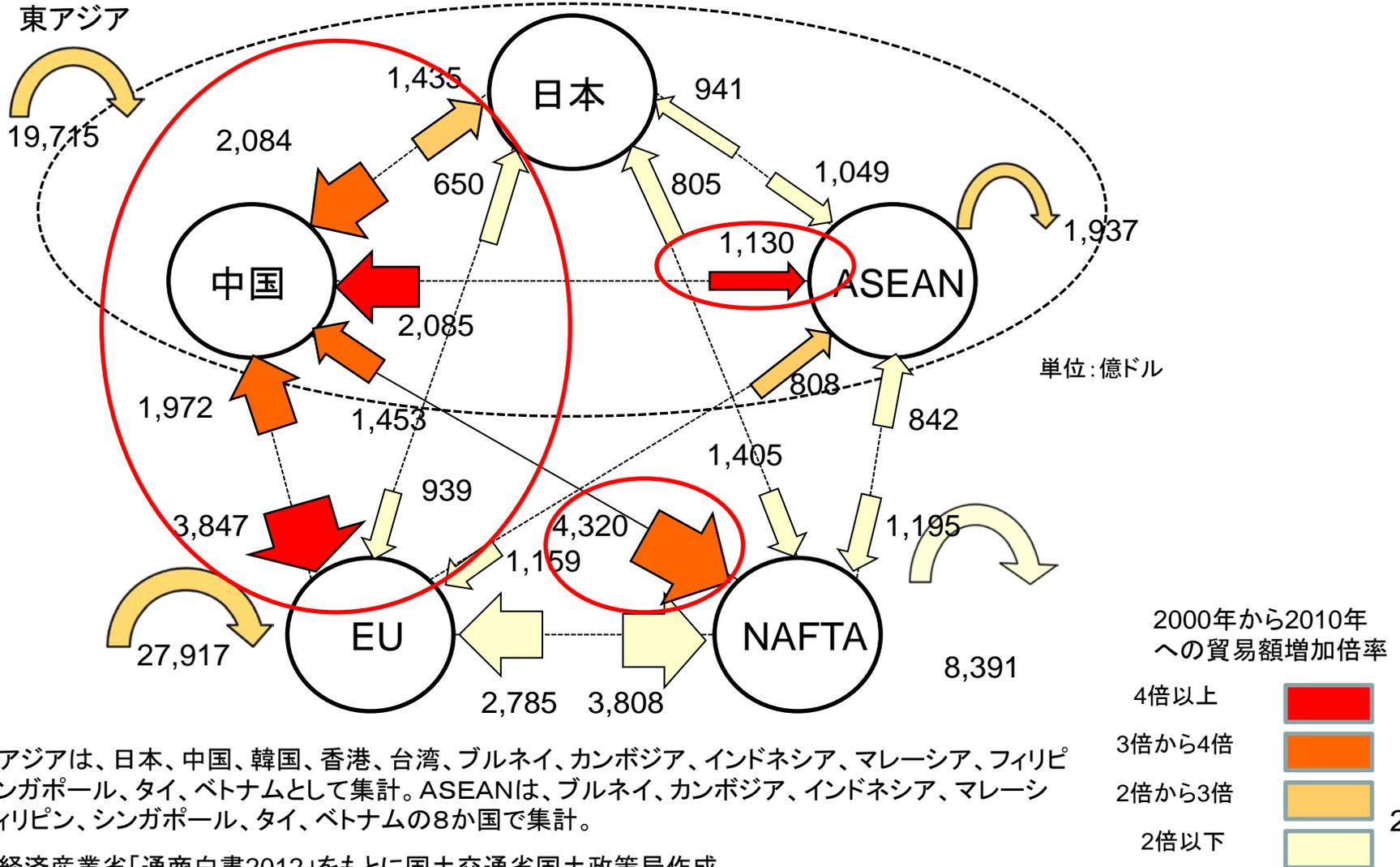
出典: IMF「World Economic Outlook 2012」をもとに

国土交通省国土政策局作成

【国際貿易】世界の地域間貿易量

・世界における地域間貿易額を比較すると、中国を起点とした貿易量の増加が著しい。

2010年のブロック間貿易額と2000年からの増加倍率



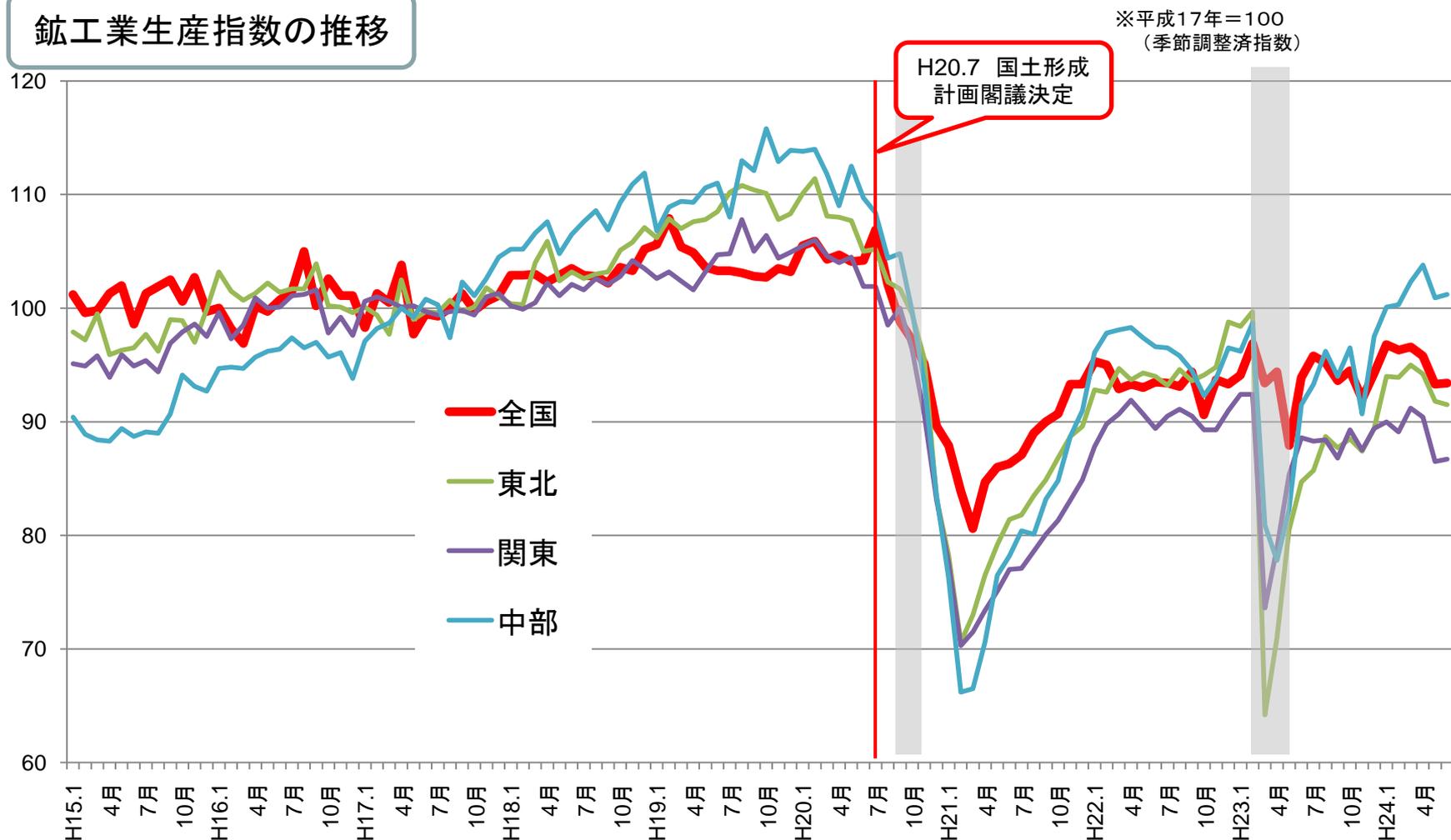
注: 東アジアは、日本、中国、韓国、香港、台湾、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムとして集計。ASEANは、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの8か国で集計。

出典: 経済産業省「通商白書2012」をもとに国土交通省国土政策局作成

【産業】鉛工業生産指数の推移

・全国及び主な地域別の鉛工業生産指数を見ると、リーマンショック後の指数はそれ以前のもの
と比べ低調な状況が続いている。地域別では、リーマンショック時は中部が、震災では東北が
最大の減少となった。

鉛工業生産指数の推移

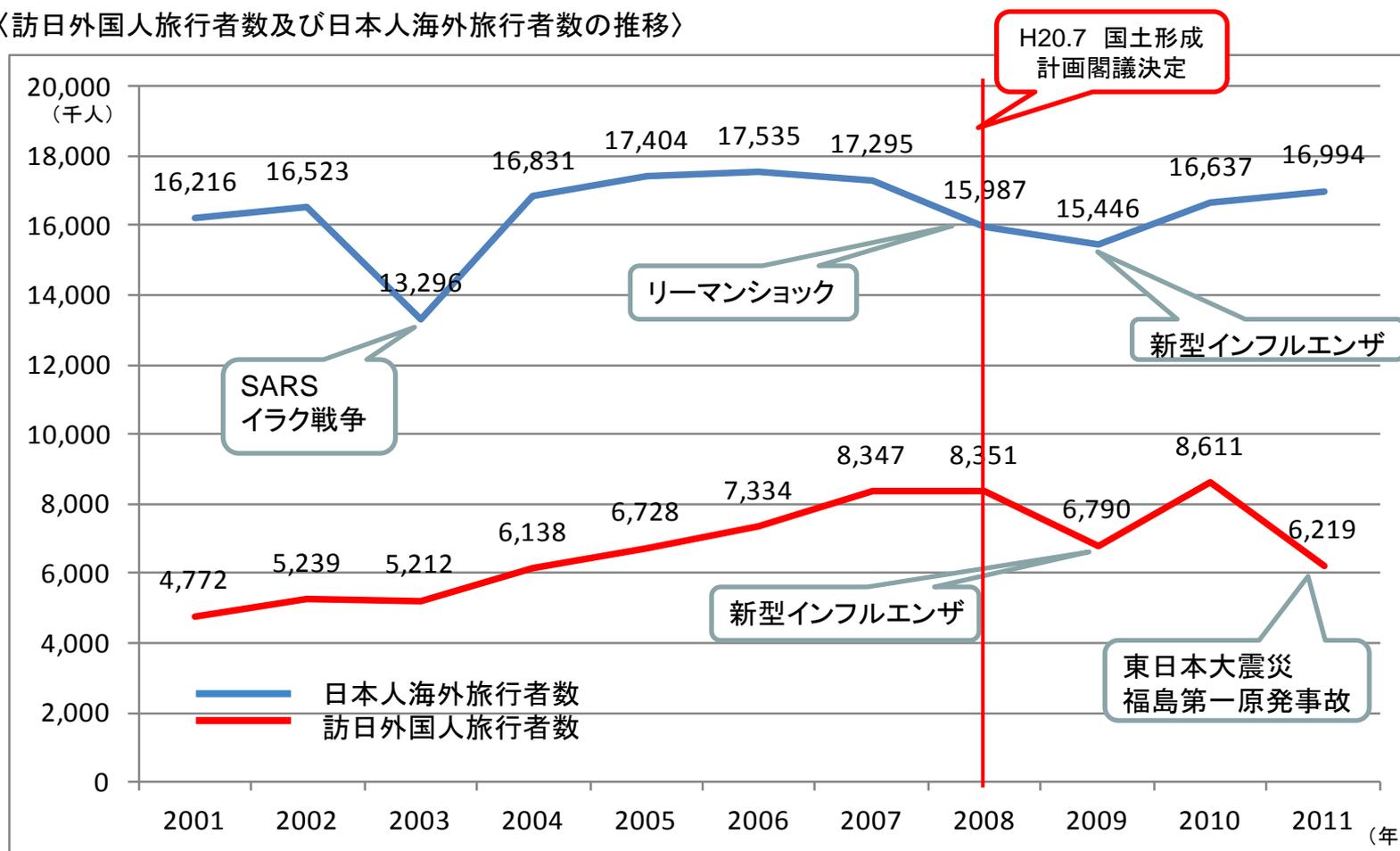


出典: 経済産業省「鉛工業指数」をもとに国土交通省国土政策局作成

【観光】訪日外国人旅行者数等

- ・訪日外国人旅行者数は、2001～2008年は増加傾向にあったが、新型インフルエンザ（2009）、東日本大震災（2011）等が発生した年は、大幅に減少している。
- ・日本人海外旅行者数は、リーマンショック（2008）、新型インフルエンザ（2009）などが発生した年は減少しているが、それ以外は、ほぼ横ばいで推移している。

〈訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の推移〉



①ヒアリングの概要

以下の国土政策及び関連分野の有識者に対しヒアリングを実施した。
(平成24年9月～10月)

○ヒアリングを行った有識者(カッコ書きは計画策定時の関わり)

- ・石田 東生氏
筑波大学大学院 システム情報工学研究科教授
※国土形成計画(全国計画)のモニタリング研究会座長
- ・大西 隆氏
日本学術会議会長、
東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
(国土審本審、計画部会委員)
- ・岡部 明子氏
千葉大学大学院工学研究科准教授
※防災国土づくり委委員
- ・奥野 信宏氏
中京大学総合政策学部教授
(計画部会部会長代理、自立地域社会委委員長)
- ・柴田 洋雄氏
美しい山形・最上川フォーラム会長
※東北圏広域地方計画協議会懇談会座長(同懇談会副座長)
- ・寺島 実郎氏
(株)三井物産戦略研究所会長
(産業展望・東アジア委委員長)
- ・村木 美貴氏
千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻准教授
(計画部会委員)
- ・山家 公雄氏
エネルギー戦略研究所(株)取締役研究所長

主なヒアリング項目

1. 計画の進捗状況についてどのように考えるか。
2. 計画策定時と現在の経済社会情勢を比較して、計画の有効性は維持されているか。
3. 今後重点を置くべき分野、事項等はあるか。
4. これからの国土計画、国土形成計画の推進等について。

②有識者の主な意見(例)

計画全体の進捗状況について

- 全般的には、国土形成計画は大きな枠組みで作られており、その中の個別事業が推進されているのだから、リーマンショックや東日本大震災があったにしても、成果は上がっていると言えるのではないかと。国土形成計画をモニタリングという観点から見ると、進捗していると言える。
- 国土形成計画の進捗状況は、それぞれの分野で努力しているし成果も出ていると思うが、それは顕微鏡で見れば分かる程度であり、計画全体を大まかに評価すると進捗しているとは言えないのでは。計画が目に見えて進捗しているという実感がなく、計画によって社会に変化を与えるような大きなうねりが発生している訳でもない。

戦略的目標1:「東アジアとの円滑な交流・連携」の進捗状況について

- 「東アジアとの円滑な交流・連携」については、ソフト面の取り組みが進展していると思う。例として、各大学が優秀な留学生の獲得に力を入れていることが挙げられる。
- 「東アジアとの円滑な交流・連携」は、現下、難しい状況で言及しにくい部分もあるが、今後も持続すべき重要な分野なので、戦略的目標として掲げ続けるべき。
- 「東アジアとの円滑な交流・連携」については、一部では農産物など特徴ある地場産品の輸出や東アジアからの観光客の増加などの動きがあるが、そのような取り組みや効果が日本全国隅々にまで行き渡っているとは言えないと思う。方法もいいし、アプローチもいいが、より効果を上げるための工夫が無いと、戦略的目標がなかなか達成されないと感じる。

戦略的目標2:「持続可能な地域の形成」の進捗状況について

- 「持続可能な地域の形成」については、広域ブロック圏の中核都市を中心に、広域都市圏として整備しなければならないという意識が進んでいるように思う。
- 国土形成計画には、当時の先進的なキーワードとして「二地域居住」という考えを提示したが、その芽が出てきており、計画で描いた姿がよりリアリティを帯びてきた。
- 地方振興の可能性は、国土計画の中で言い続けていく必要がある。その実現可能性は色々あるだろうが、例えば、再生可能エネルギーは過疎地の特性や地域資源が評価される面がある。バイオマスの為にインフラが必要という議論もあり得るのではないか。

戦略的目標3:「災害に強いしなやかな国土の形成」の進捗状況について

- 5つの戦略の中でもっとも達成出来ていないのが「災害に強いしなやかな国土の形成」ということになる。例えば、南海トラフ地震に関する新しい被害想定が出て、今後、被害を減らすための対策を講じることになると思うが、国土計画の視点から減災の発想をどう活かすかという重要な問題がある。
- 「災害に強いしなやかな国土の形成」は計画に書いてあるが、現実にしなやかでなかったことが露呈したのだから、大きな問題と認識すべき。
- 地震についての検討はしていたものの、東日本大震災のような大規模災害、原子力発電所の事故は、計画策定時は想定していなかった。東京の行政機能の分散にしても、さいたま新都心がカバー出来るだろうという程度の議論だったが、今後は、大規模災害に対する国内のリスク分散をどうするかという議論が必要。

戦略的目標4:「美しい国土の管理と継承」の進捗状況について

- 国土管理については、どこかで線を引けば管理をしなくてよくなり経費が節約できるという議論は出来ないのではないか。人が居住しなくなったからといって、国土の管理をしなくてよいわけではなく、少なくとも河川と山林管理は必要であるだろうし、墓や宮や仕事の場があれば社会資本の管理は必要なのではないか。
- 「美しい国土の管理と継承」についても、人が元気にならなければ美しい国土の管理と継承が出来ない訳で、人が元気になるための国からの支援が不足していると感じる。これまでもいくつかの有効な取り組みがあったが、財政的制約を考えすぎているため全体的な成果に結びついていない。デフレ時にはもっと国の支援があってもいいのではないか。

戦略的目標5:「新たな公」の進捗状況について

- 「新たな公」の取り組みについては、まだまだとの意見もあるが、進んできていると感じる。一つには企業的な取り組みとして、営利を求めて活動をする中でも公共に貢献する取り組みが増えており、大きな成果だと思う。また、利潤を求めない企業活動や、信用金庫、労働金庫などソーシャルビジネスを支援する機関、地域貢献したい企業とNPOをコーディネートするなど中間支援を行う機関も増えてきている。
- 「新たな公」は取り組みが進んでいる戦略だと思う。「新たな公」が「新しい公共」と名前が変わっても、連綿と取り組みが続いているような動きを作ったことは評価できる。より伸ばしていく分野。
- 「新たな公」は進んでいると評価できるが、取り組みの自立を支援する仕組みが減っていることが気にかかる。特に高齢化や人口減少をかかえる小さな地方自治体は、「新たな公」に対する期待は高いと思うが、ノウハウの提供以外にも、財政面等で国からの支援が必要。

計画の有効性について

- 国土計画は、部分的には時代のニーズに応えた対応はあるとしても、計画の真髄は変わらないであろうから、震災があったからといって大幅な見直しをする必要はないのではないか。強いて言えば、防災対策の所をどうするかというくらい。
- 国土形成計画の見直し時期は、一般論としては10年に1度でよいと思うが、東日本大震災の影響を踏まえ柔軟な対応をするべきではないか。計画の見直しについては、仮に部分的な見直しであっても、メッセージを発した方がよいと思う。
- 国土形成計画が、成熟型計画になっているとすれば、今回の震災を踏まえてもなお変わるものではないと思う。今回の震災は、長期的にしか見えていなかった危機を誰もが直感的に理解できるサンプルができた、という理解。むしろ、長期計画としての存在感・真意というものが浮き彫りになるはずではないか。
- 国土形成計画は、防災国土づくり委員会のような緊急対応の話とは別の軸で、10年程度は変わらない普遍的な計画であるべきと思う。これまでの開発計画のような計画であれば、より実務的な計画ということで、今回の震災を受けて即見直しということもあるのかもしれないが、もっと上の次元で考えるべきである。
従って、5つの戦略的目標も変える必要はないと思う。
- 5つの戦略的目標については、東日本大震災を踏まえてもなお、再生可能エネルギーの視点からも妥当なものと感じる。

今後重点を置くべき分野、事項等について

- 国土形成計画を国が強力に推進することが難しい現状において、もっとも重要な戦略的目標は「新たな公」ではないか。各地域にはまちづくり活動に熱意があり、見識が高く、地域から信頼されている人材がおり、そういった人達と連携し国土のあり方などを議論すべき。実際に国土政策上の課題に関わるようになると、それまで関心の薄かった人でも国土政策への印象が変わる。
- 国土形成計画には、中高年の雇用の場について記載がないことは問題。60歳から80歳くらいまでの人の働く場をどうやって作るかは重要な課題。特に都市の高齢者は問題。
- 「二地域居住」については、人口減少社会において産業論的問題を解決するためにも欠かせない議論。一人二役や三役が必要だ。人口が減る中で活力を獲得していく方策は、「アジアダイナミズム」プラス「二地域居住」である。
- ニュータウン等高度成長期に郊外で開発された地域を今後どうするか。また新たに生じている都心居住をどうとらえるか。こうした流れの中、都市インフラ需要の変化を踏まえ、都市のリノベーションをどう考えていくかも課題。
- 国土計画にとって防災対策は大きな役割の一つ。危ないところには住まないといった提案も国土利用の観点から重要であり、人口が減少していく状況では実現可能な提案である。原発事故に対しては、真正面から意見を言いづらくても、危険な所には住まないようにしようなど、国土利用の観点から言及できることがあるはずであり、こういう視点を出していくことも国土計画の役割。

これからの国土計画、国土形成計画の推進等について

- 国土交通省としては、国土形成計画の有効性を検証する観点も大事だが、わずか4年で大きく変化した状況を踏まえ、いまの国土形成計画を大いに動かしていくべきであり、より計画を発展的に前に進めることに重点を置くべき。
- 国土形成計画は長期の指針を示す計画だが、ただ10年に1度作るというだけではなく、計画に示したテーマのうち、その時勢にあったものをブレークダウンしてビジョンなどを提言していくべき。作ったものを管理することも大事だが、むしろ、来年、再来年と計画の中から何を提起すべきか考えて、「歩く人の前に道標を置いてあげる」ことが必要なのではないか。
- 国土形成計画は全国総合開発計画に比べて非常に印象が薄い。説明を聞いたり、読み返せば分かるが、国土形成計画が皮膚感覚で理解できない。これまでの全国総合開発計画と比べるのが間違いなんだろうと思うし、昔の計画に戻るべきとは決して思わないが、感覚としてまずそういうのがある。
- 人口減少期に一極一軸構造の是正や人口の再配置を論じる余裕はない。これまでの産業立地論は、地方分散の発想だったが、今や国内・国外の比較で産業立地の優位を論じる時代であり、日本国内の最適な立地を提案しなくてはならない。つまり、人口の誘導に有効な産業立地施策という視点ではなくなった。一方、人口過密の弊害は緩和されつつある面があるので、インフラ需要などもそういう時勢を捉え、国のあり方を議論すべき。戦後政策を延長するという発想から転換が必要。

○計画が実現に向けて進捗しているか

モニタリング調査を総括すると、計画の5つの戦略的目標実現に向けて進展している分野が多くみられるものの、「災害に強いしなやかな国土の形成」の分野ほか、農山漁村の持続可能性、国土の管理等において進展が不十分であることに留意が必要と考えられる。

また、有識者ヒアリングでは、計画の目標実現に向けて概ね進展しているとの意見が多く見られた一方、大きなうねりとなって進展している実感がないとの意見もあった。

なお、計画の認知・活用状況については、計画の認知度については一定の浸透がみられるものの、一般国民、NPO法人の間では低く、また、活用状況については、「内容が知られていない」「存在が知られていない」ために活用されていないケースが一定割合あり、情報発信を強化することで、更に多様な主体による取組につなげていくことが必要であると考えられる。

○計画は現在においても有効に機能しているのか

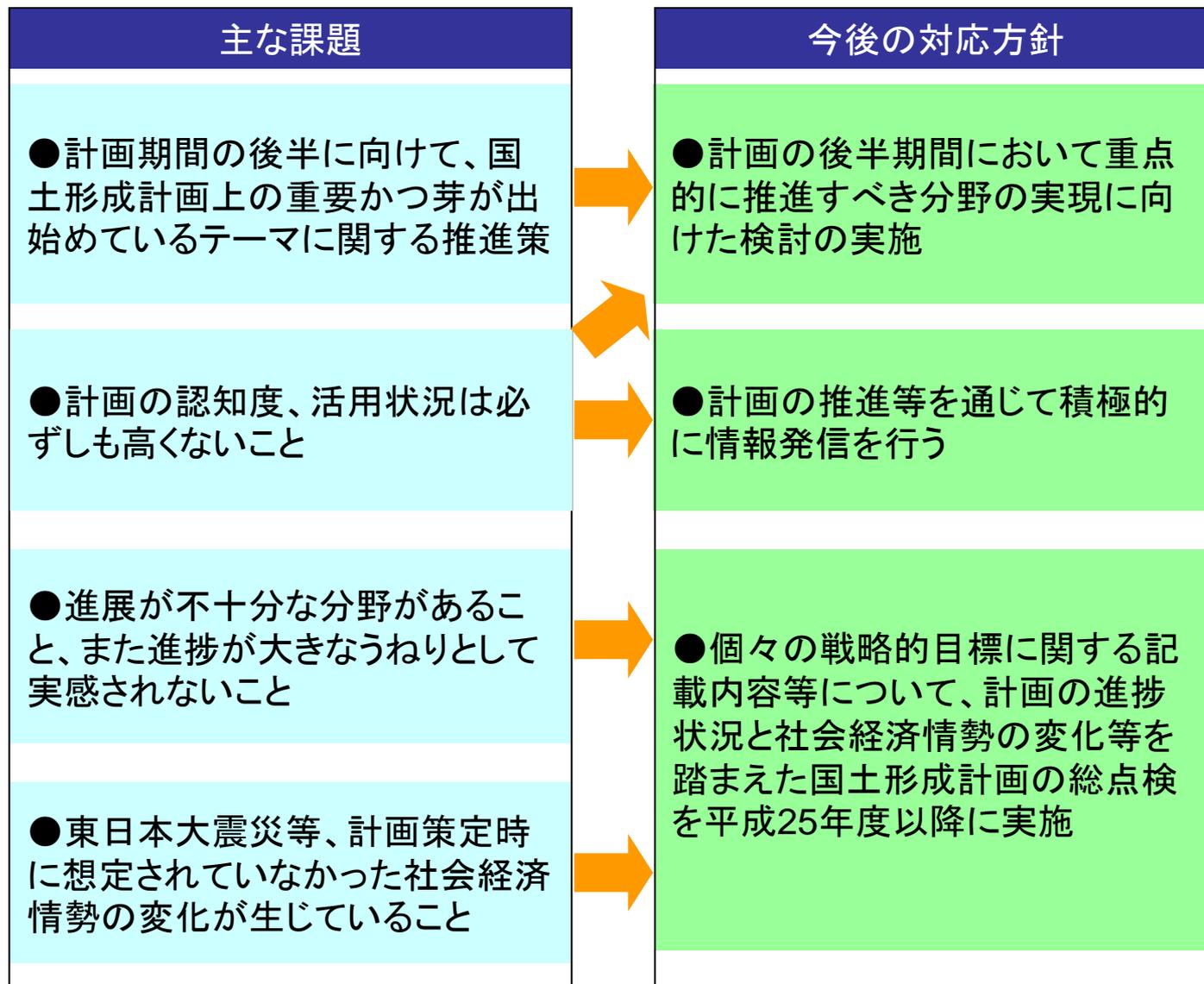
有識者ヒアリングでは、大枠としては現在としても有効であると考えられる意見が多かったその一方で、計画策定時には想定されていなかった社会経済情勢の変化を踏まえた検討等の必要性を指摘する意見もあった。

さらに、社会経済情勢の変化について統計データをみると、計画策定後に生じたリーマン・ショックや東日本大震災により変化の生じた分野がみられた。

このため、計画の枠組み自体は現在でも有効性が保たれているものの、個々の戦略的目標に関する記載内容等については、計画の推進状況と社会経済情勢の変化等を踏まえつつ点検作業を行うべきと考えられる。

このほか、有識者ヒアリングにおいて、計画期間後半に向けて、二地域居住等の国土形成計画上の重要かつ芽が出始めているテーマについて、推進に向けての更なる検討を行うべきとの指摘があった。

また、計画の推進に当たっては、現行のモニタリング調査結果等に加え、数値では測れない課題もあることから、先進事例や分野横断的な取組事例の収集等も行い、マクロとミクロを結びつけた分析を通じて取組につなげていくべきではないかとの指摘があった。



政策レビュー

新たな北海道総合開発計画の中間点検

1. 評価の目的、必要性 対象政策の概要	1
2. 評価の視点と評価手法	2
3. 評価結果の概要	3
4. 政策への反映の方向	4
5. 評価結果	5
・主要施策1-1 食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化	
・主要施策1-2 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興	
・主要施策1-3 東アジアと共に成長する産業群の形成	
・主要施策2 地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成	
・主要施策3 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり	
・主要施策4 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上	
・主要施策5 安全・安心な国土づくり (東日本大震災対応)	
・計画の進め方	
6. 第三者意見の活用	15
(参考)	

平成24年12月
国土交通省北海道局参事官

(評価書の要旨)

テーマ名	新たな北海道総合開発計画の中間点検	担当課 (担当課長名)	北海道局参事官 (参事官 川合 紀章)
評価の目的、 必要性	(目的)北海道総合開発計画に基づく各種施策の進捗状況を把握し、計画の目標の達成状況を評価することで課題を明らかにし、社会経済情勢の変化も踏まえ、今後の推進方策を検討するため (必要性)計画の付記において、「計画策定からおおむね5年後において計画の総合的な点検を行う」としている		
対象政策	「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画(以下、第7期計画という。平成 20年7月閣議決定。計画期間はおおむね平成 29 年度まで)」		
政策の目的	・北海道開発法第2条に基づき策定「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を実施するものとする。」 ・第7期計画では、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、①アジアに輝く北の拠点、②森と水の豊かな北の大地、③地域力ある北の広域分散型社会、を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に計画を推進することを目的としている		
評価の視点	①第7期計画を巡る社会経済情勢の変化 ②第7期計画の施策等の進捗状況、戦略的目標の達成状況と課題 ③①、②を踏まえ、今後の第7期計画の推進方策はどのようなものか		
評価手法	①各種施策や戦略的目標に関連する指標や具体的な取組事例を抽出・調査し、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、進捗状況や達成状況を把握し、成果や課題、因果関係を分析する ② ①を踏まえ、今後の計画推進上の課題と政策への反映の方向を検討する ③国土審議会北海道開発分科会及び同計画推進部会における調査審議を活用する		
評価結果	<社会経済情勢の変化への対応> ・東日本大震災を受けて、「災害に上限はない」という考えに立った災害に強い国土形成の必要性が高まった。また、福島第一原子力発電所事故以降、再生可能エネルギーが注目を集めている。さらに東京圏などに人口や諸機能が集中しているという国土の脆弱性に対する認識が高まり、北海道の資源・特性を活用した取組が期待される ・デフレからの脱却に向け、北海道の資源・特性を活かして、食、観光等の分野において貢献していくことが課題である ・「グローバル化の進展」、「地球環境問題」、「人口減少と急速な少子高齢化」といった計画で取り上げている我が国が直面する課題に関し、事態の進展、課題の顕在化等が進んでおり、課題解決に貢献していくことが必要である <施策の点検結果と課題> 【食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化】 ○食料供給力の維持・強化が図られているものの、天候不順による収量の低下、農水産業従事者の減少や高齢化等の懸念がある ○東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、農水産品の輸出はおおむね増加傾向にある ○6次産業化に取り組んでいるものの、全国に比較して付加価値率はまだ低い 【国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興】 ○東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、海外からの来道観光客数はおおむね増加傾向にある		

	<p>○地域資源を活かした観光産業の振興が展開されつつあるが、観光消費額に大きな伸びは見られない</p> <p>【東アジアと共に成長する産業群の形成】</p> <p>○道央圏を中心に企業立地の動き等が見られるものの、長期にわたる経済の低迷等もあって、製造業を中心に産業全体は低迷している</p> <p>【地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成】</p> <p>○北海道らしい自然環境は保全されている</p> <p>○一人当たりごみ排出量の減少やリサイクル率の向上が見られるものの、一人当たりごみ排出量は全国平均より多く、リサイクル率は北海道環境基本計画の目標に達していない</p> <p>○CO₂排出量は横ばいで、一人当たりCO₂排出量は全国平均より多い</p> <p>【魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり】</p> <p>○都市基盤整備や都市機能へのアクセスの強化など、人々の利便性は向上しているものの、主要都市間を結ぶ高規格幹線道路のミッシングリンクが存在する</p> <p>○地域産業の活性化の動きが見られるが、人口減少が進み、地域経済は低迷している</p> <p>【内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上】</p> <p>○交通・物流ネットワークの強化、情報通信基盤の整備を着実に進めており、高規格幹線道路の供用延長は平成 24 年度中に 1,000 km に達する見込み</p> <p>○道路の除排雪、防雪林等の整備、港湾・空港機能の強化など、冬期交通の安全性・信頼性の向上のための取組を進めている</p> <p>【安全・安心な国土づくり】</p> <p>○自然災害に備える防災・減災対策を着実に進めている</p> <p>○交通事故死者数は減少しているものの、未だ 200 人近い命が失われている</p> <p>【計画の進め方】</p> <p>○地域主体の取組や戦略的取組などを進めているものの、一層の連携・協働が必要</p> <p>○投資の重点化やコスト縮減の一層の強化とともに、民間資金の活用等が必要</p> <p>○北海道イニシアティブとして、先駆的・実験的取組や北海道スタンダードなどを進めてきたが、更に北海道イニシアティブを進めることが必要</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>○第 7 期計画では、計画策定後の東日本大震災等の社会経済情勢の変化も踏まえた施策の推進が図られてきている</p> <p>○食、観光、環境といった北海道の資源・特性を活かして、我が国の課題解決に貢献し、地域の活力ある発展を図るという第 7 期計画が目指す方向については、現時点でも有効であり、必要な施策についても第 7 期計画に盛り込まれていることから、引き続き第 7 期計画を推進していくことが必要である</p> <p>○今後、計画に基づく施策を推進していく際には、これまでの施策の進捗状況等に課題も見られることから、これら課題を踏まえ、一層の施策の充実・強化を図る必要がある</p>
<p>第三者の知見活用</p>	<p>・評価にあたり、国土審議会北海道開発分科会(分科会長:奥野中京大学教授)、同計画推進部会(部会長:近藤北海道経済連合会会長)の議論を参考にする(議事録は国土交通省ホームページに掲載)</p> <p>→平成 24 年 12 月 4 日に第 5 回計画推進部会、平成 25 年に第 14 回北海道開発分科会を開催する予定であり、報告書とりまとめに向けて、審議中である</p> <p>・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取(議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 23 年度～平成 24 年度</p>



1 評価の目的、必要性 対象政策の概要

評価の目的、必要性

(目的)

北海道総合開発計画の期間中の社会経済情勢の変化、各種施策の進捗状況を把握し、計画の目標の達成状況を評価することで課題を明らかにし、今後の推進方策を検討するため

(必要性)

計画の付記に「計画策定からおおむね5年後において計画の総合的な点検を行う」としている

対象政策の概要

「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画(以下、第7期計画という)」

・平成20年7月4日閣議決定し、計画期間は平成20年度からおおむね平成29年度まで

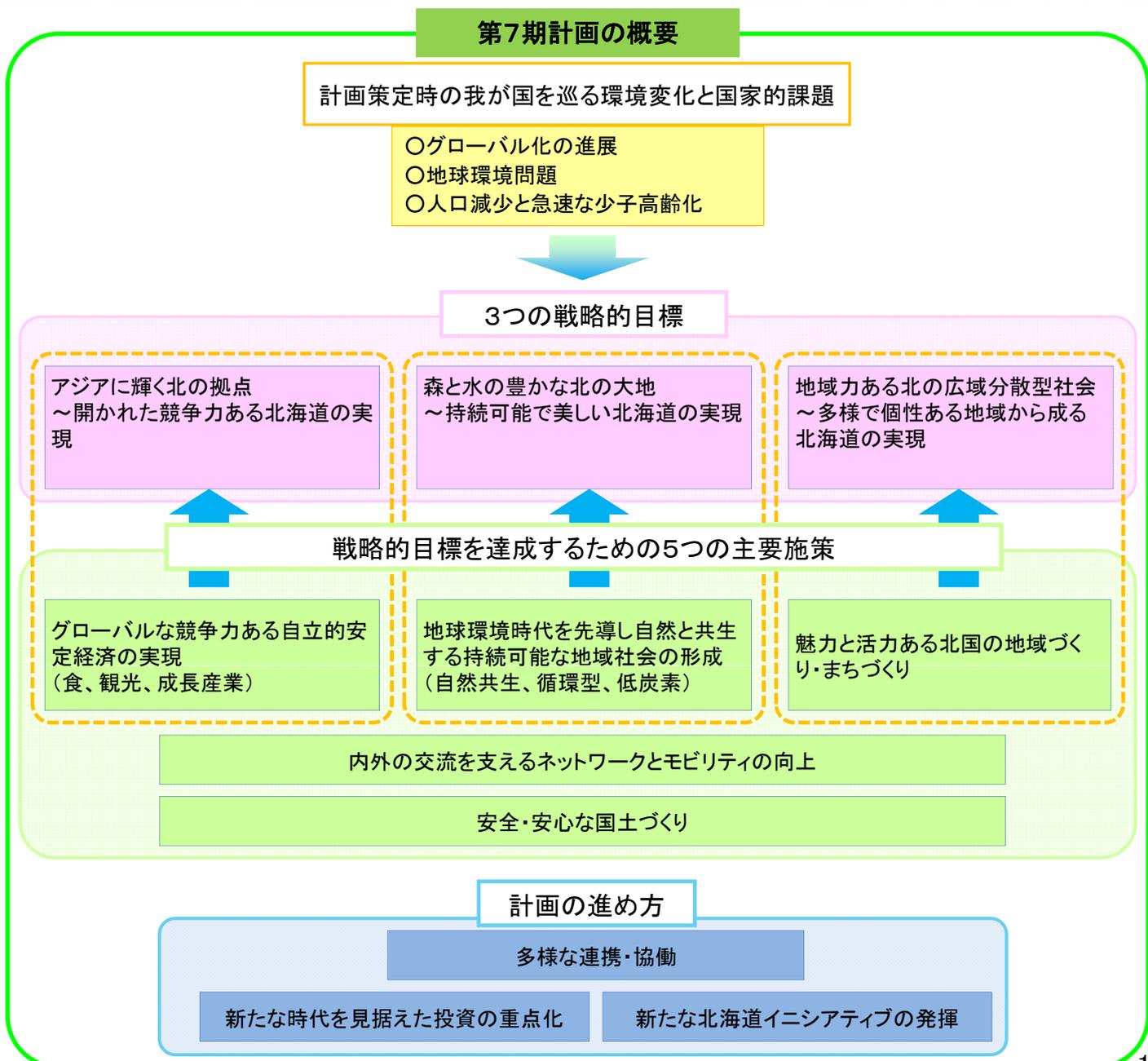
(目的・法的根拠)

・北海道開発法第2条…「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を(中略)実施するものとする」

(策定手続き)

・国土交通省北海道局が立案、国土審議会(北海道開発分科会)において審議、閣議決定

・関係地方公共団体は、計画に関し意見の申し出が可能



2 評価の視点と評価手法

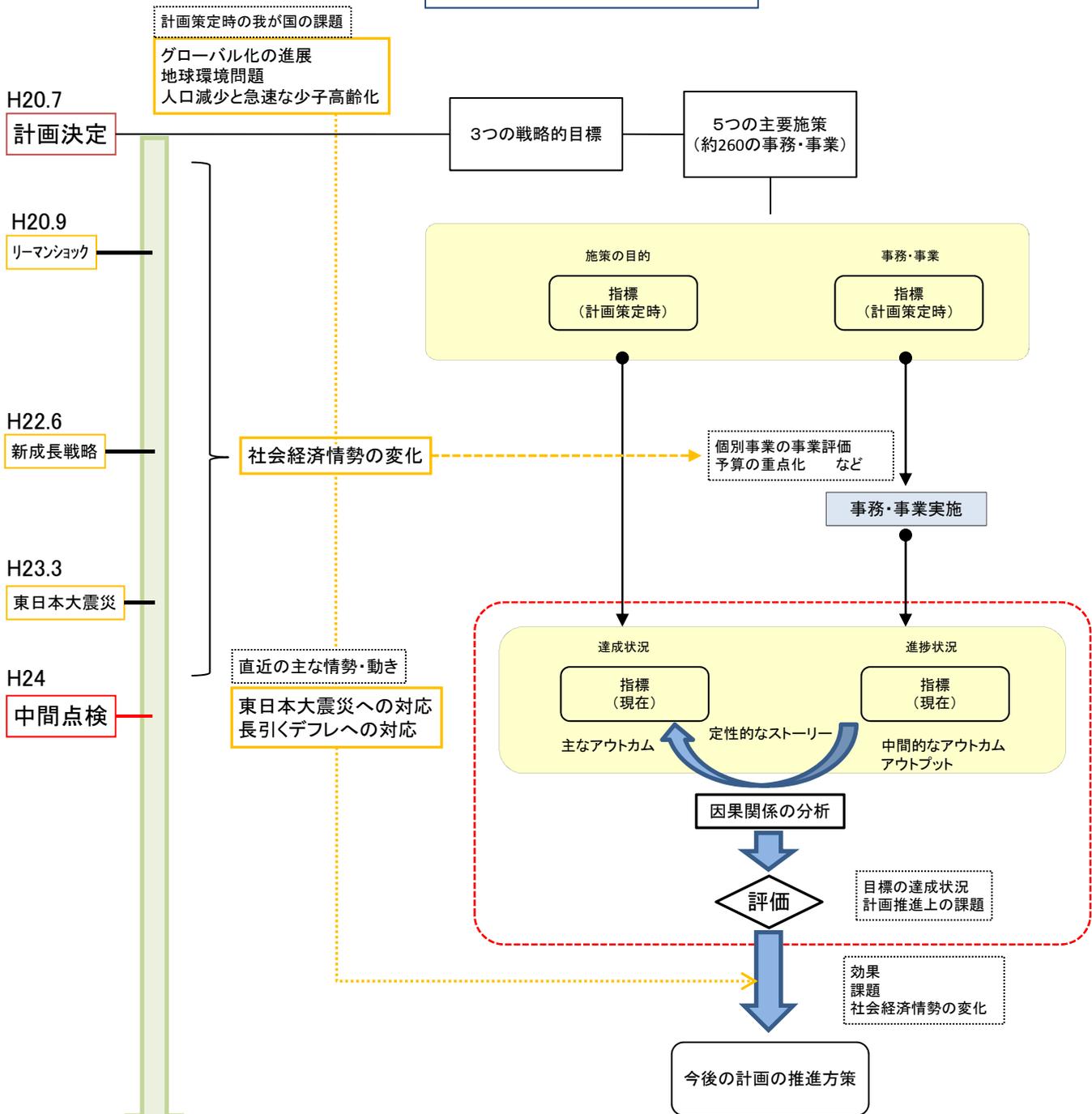
評価の視点

- 第7期計画を巡る社会経済情勢の変化
- 第7期計画の施策等の進捗状況、戦略的目標の達成状況と課題
- 上記を踏まえ、今後の第7期計画の推進方策はどのようなものか

評価手法

- 各種施策や戦略的目標に関連する指標や具体的な取組事例を抽出・調査し、社会経済情勢の変化を踏まえて、進捗状況や達成状況を把握し、成果や因果関係、課題を分析する
- 上記を踏まえ、今後の計画推進上の課題と対応方策を検討する
- 国土審議会北海道開発分科会及び同計画推進部会での調査審議を活用する

戦略的目標と主要施策の評価





第7期計画の施策の点検

(1) 計画策定後、5年間の北海道開発を取り巻く社会経済情勢の変化の影響

計画策定後、下記のような社会経済情勢の変化に対応しつつ、計画を進めてきている

① 東日本大震災

東日本大震災に関し、北海道は東北、関東に次ぐ直接的被災地域であり、防災関係機関では道内の災害対応に努めるとともに、東北地方への支援として、テックフォースや災害対策用機械等を派遣している
震災後、将来の災害に備え、外力の見直しや対応策の検討、防災訓練、関係機関との連携の強化などを進めている

② リーマンショックや長引くデフレ

リーマンショックや長引くデフレ等により北海道経済は低迷しているが、一方で、農林水産業、食料品製造業は堅調に推移している。また、外国人来道観光客数も堅調に推移している

③ 新成長戦略の策定

北海道が優位性を持つ、食、観光、環境等が新成長戦略の戦略分野として位置付けられ、一定の貢献をするとともに、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」等が総合特別区域に指定された

(2) 施策の点検と課題

各種施策の進捗状況や達成状況、課題は以下の通り

【食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化】

- 食料供給力の維持・強化が図られているものの、天候不順による収量の低下、農水産業従事者の減少や高齢化等の懸念がある
- 東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、農水産品の輸出はおおむね増加傾向にある
- 6次産業化に取り組んでいるものの、全国に比較して付加価値率はまだ低い

【国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興】

- 東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、海外からの来道観光客数は増加傾向にある
- 地域資源を活用した観光産業を発展させる取組が展開されつつあるが、観光消費額に伸びは見られない

【東アジアと共に成長する産業群の形成】

- 道央圏を中心に企業立地の動き等が見られるものの、製造業を中心に産業全体は低迷している

【地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成】

- 北海道らしい自然環境は保全されている
- 一人当たりごみ排出量の減少やリサイクル率の向上が見られるものの、一人当たりごみ排出量は全国平均より多く、リサイクル率は北海道環境基本計画の目標に達していない
- CO₂排出量は横ばいで、一人当たりCO₂排出量は全国平均よりも多い

【魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり】

- 都市基盤整備や都市機能へのアクセスの強化など、人々の利便性は向上しているものの、主要都市間を結ぶ高規格幹線道路のミッシングリンクが存在する
- 地域産業の活性化に向けた動きが見られるものの、人口減少が進み、地域の経済活動は低迷している

【内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上】

- 交通・物流ネットワークの強化、情報通信基盤の整備を着実に進めており、高規格幹線道路の供用延長は平成24年度中に1,000kmに達する見込み
- 道路の除排雪、防雪林等の整備、港湾・空港機能の強化など、冬期交通の安全性・信頼性の向上のための取組を進めている

【安全・安心な国土づくり】

- 自然災害に備える防災・減災対策を着実に進めている
- 交通事故死者数は着実に減少しているものの、未だ200人近い命が失われている

【計画の進め方】

- 地域主体の取組や関係者の連携による戦略的取組を進めているものの、一層の連携・協働が必要
- 投資の重点化やコスト削減を進めてきたが、これらの取組の強化とともに民間資金の活用等が必要
- 北海道イニシアティブとして、先駆的・実験的取組や北海道スタンダードなどを進めてきたが、北海道の特性を活かした制度の創設や規制緩和、ブランドの創出など、北海道イニシアティブを更に進めることが必要



今後の第7期計画推進の基本的考え方

(1) 施策の点検結果

食料供給力の強化や6次産業化に向けた取組の展開、インバウンド観光の展開、これらを支える社会資本整備や防災対策などについて成果が上がっているものの、人口低密度地域における活力ある地域づくりなど、施策の進捗状況等に課題も見られる

また、計画の進め方に関しては、一層の連携・協働や投資の重点化、北海道イニシアティブへの取組が必要である

(2) 社会経済情勢の変化への対応

① 計画で取り上げている我が国が直面する課題について

「グローバル化の進展」、「地球環境問題」、「人口減少と急速な少子高齢化」といった計画で取り上げている我が国が直面する課題に関し、事態の進展、課題の顕在化等が進んでいる

② 東日本大震災の教訓を踏まえた対応

災害に強い国土の形成

東日本大震災を受けて、「災害に上限はない」という考えに立った災害に強い国土形成の必要性が高まっており、北海道においても、これまでの防災対策に加えて低頻度で大規模な災害に対する備えとしてソフト対策の充実化を図るなど、防災・減災対策を推進していく必要がある

エネルギー政策の見直し

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故以降、再生可能エネルギーが注目を集めており、北海道に豊富に賦存している再生可能エネルギーの一層の利活用促進を図っていくことが課題である

国土の脆弱性に対する認識の高まり

東日本大震災を受けて、東京圏などに人口や諸機能が集中しているという国土の脆弱性に対する認識が高まったことから、北海道が持つ食料供給力や再生可能エネルギー、広大な用地などの豊かな資源を活用した取組が期待される

③ デフレからの脱却

デフレからの脱却に向け、北海道の資源・特性を活かして、食、観光等の分野において貢献していくことが課題である

(3) 第7期計画の推進方向について

○第7期計画策定後、東日本大震災等の社会経済情勢の変化等も踏まえて施策の推進が図られてきている

○食、観光、環境といった北海道の資源・特性を活かして、我が国の課題解決に貢献し、地域の活力ある発展を図るといった第7期計画が目指す方向については、現時点でも有効であり、必要な施策についても第7期計画に盛り込まれていることから、残る計画期間も引き続き第7期計画に基づく施策を推進していくことが必要である

○今後、計画の後半期において施策を推進していく際には、施策の進捗状況等に課題も見られることから、計画の後半期間においては、これらの課題を踏まえ、一層の施策の充実・強化を図る必要がある



5 評価結果

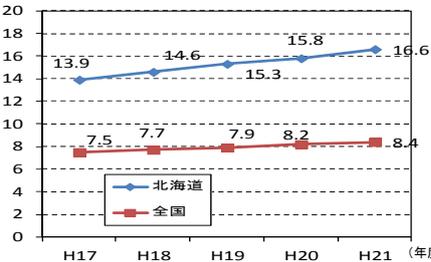
主要施策1-1 食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化

計画

- 食料安全保障の観点から食料供給力の強化を図る
- 食にかかわる産業において、食品の安全の確保、高付加価値化により、競争力を強化し、あわせて、輸出促進を図る

進捗状況

水田の大区画化の状況



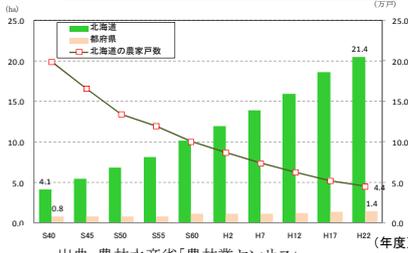
注:水田の大区画とは1ha程度以上の区画に整備された水田面積の割合。
出典:農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」

クリーン農業の取組の推移



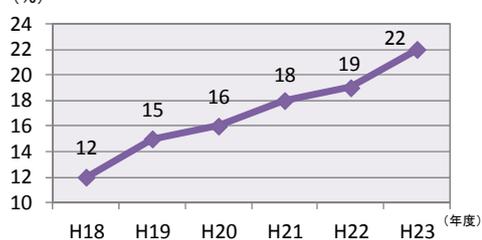
※1 エコファーマー:都道府県が認定した、減農薬など環境に優しい農業に取り組む農業者の愛称
※2 Yes!Clean:よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かりやすく表示し、道産農産物の優れたあ点をアピールするもの(登録制)

農家戸数と1戸当り面積の推移



出典:農林水産省「農林業センサス」
(注)昭和60年以降は販売農家1戸当たりの経営面積

高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合の推移(北海道)



出典:北海道局 農林水産課 作成

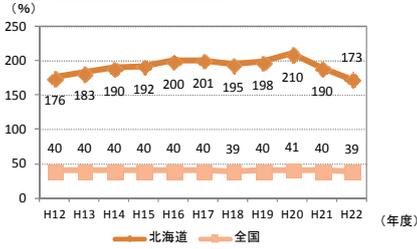
その他の取組

- 関係機関が協働して付加価値を高め、「食クラスター連携協議体」や「北海道フード・コンプレックス特区」などの6次産業化の取組、商品開発や物流改善などの取組を支援
- 港湾・空港へのアクセス強化、港湾・空港機能の強化

【成果と課題】

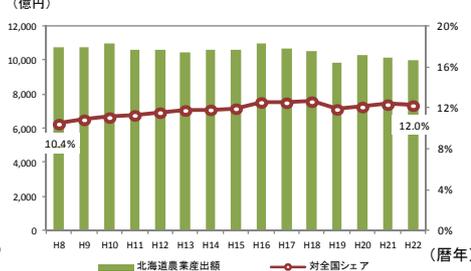
- 食料供給力の維持・強化が図られているものの、天候不順による収量の低下、漁業資源の減少、農水産業従事者の減少や高齢化等による労働力の脆弱化などの懸念がある
- 食の安全・安心への取組が展開され、リーマンショックや東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、農水産品の輸出はおおむね増加傾向にある
- 6次産業化の取組が展開されているものの、全国に比較して付加価値率はまだ低い

北海道・全国の食料自給率の推移(カロリーベース)



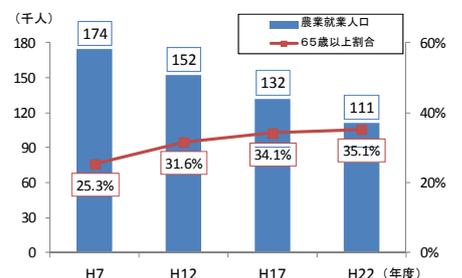
出典:農林水産省「都道府県別食料自給率」(H22は概算値)

北海道の農業産出額の推移



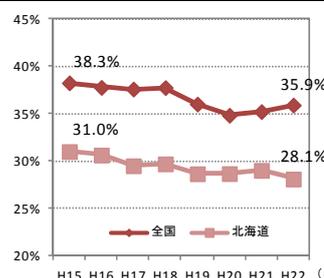
出典:農林水産省「生産農業所得統計」

北海道の農業就業人口及び高齢化率



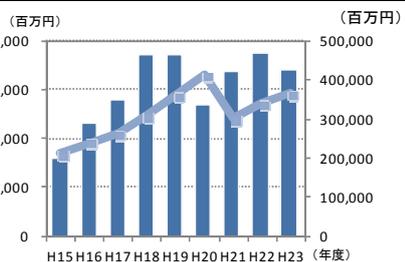
出典:農林水産省「農林業センサス」

製造品出荷額に占める食料品製造業の粗付加価値額の割合



※従業者数4人以上の事業所が対象 出典:経済産業省「工業統計」

北海道からの輸出額(総額・食料品及び動物)



出典:函館税関「北海道貿易概況」



5 評価結果

主要施策1-2 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

計画

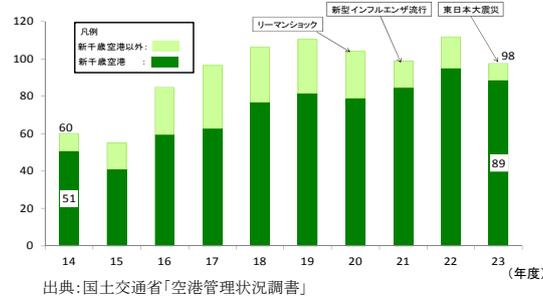
- 北海道の魅力的な観光資源を活用し、国内外との観光交流の拡大を図る
- 観光産業を地域経済を先導する産業として発展させる

進捗状況

【新千歳空港】新国際線ターミナル (H22.3.26供用)



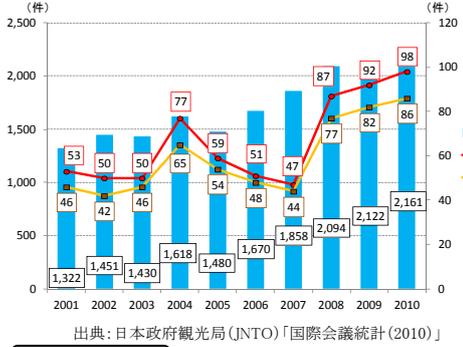
道内空港旅客数(国際線)の推移



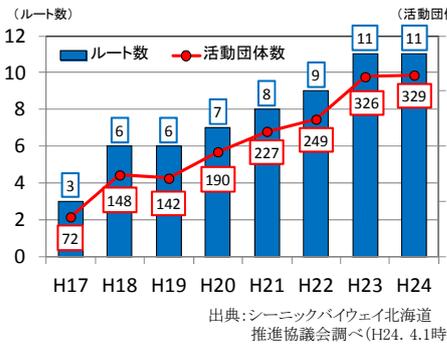
新千歳空港外国航空機乗入時間帯拡大 (H22.3.28)による便数の増加

国名等	拡大前	拡大後
韓国	10便	→ 26便
米国(グアム)	4便	→ 2便
中国(香港)	6便	→ 8便
中国	7便	→ 10便
台湾	13便	→ 14便
ロシア(ユジサハリンスク)	1便	→ 2便
合計	41便	→ 62便(+21便)

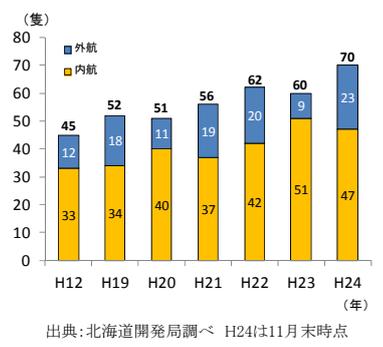
国際会議開催件数の推移



「シーニックバイウェイ北海道」のルート数と活動団体数の推移



北海道クルーズ寄港の推移



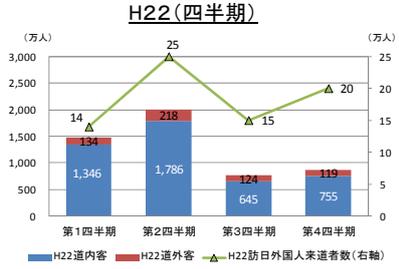
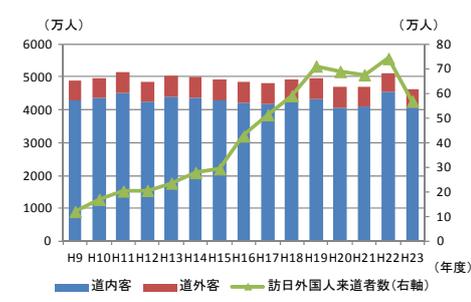
その他の取組

- 流水観光等の拠点となる旅客船ターミナルの整備、高規格幹線道路の整備、案内施設の多言語化、VJによる観光誘致活動等を実施
- 地域資源を有効活用したグリーンツーリズムやマリンツーリズム等の促進

【成果と課題】

- リーマンショックや東日本大震災による風評被害等の影響が見られるものの、海外からの来道観光客数は増加傾向にある
- 地域資源を活用した観光産業を発展させる取組が展開され、地域経済の発展に寄与する事例も見られるが、観光消費額に大きな伸びは見られない

来道観光客数・訪日外国人来道者数の推移



北海道における観光消費額の推移



5 評価結果

主要施策1-3 東アジアと共に成長する産業群の形成

計画

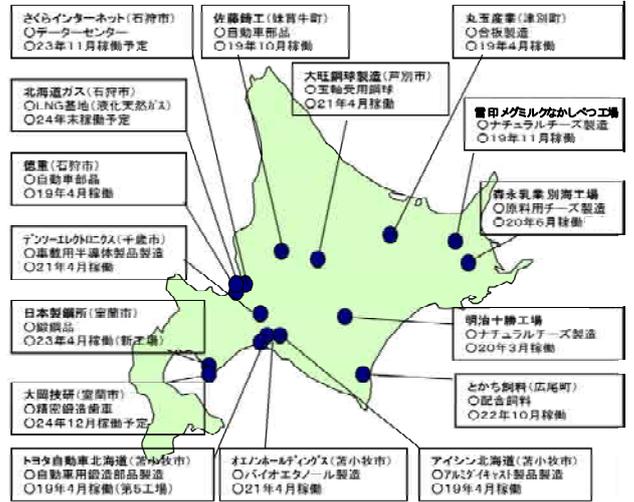
○北海道の地理的特性、固有の資源、培われた技術、各種基盤等を最大限に活用し、東アジアと共に成長していく産業群の育成を図るため、また、地域の強みを活かした産業の育成を図るため、物流機能などの条件整備を図る

進捗状況

港湾・空港等社会基盤の機能強化



近年の主な工場等の新增設状況



出典：北海道経済産業局「北海道経済産業局における産業立地促進の取組について」（平成23年11月8日現在）

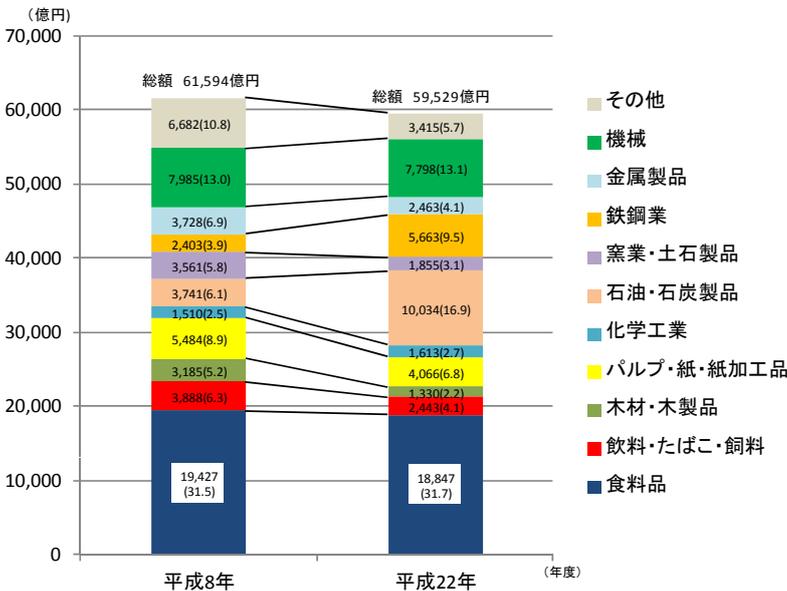
その他の取組

○関係機関と連携を図り、苫小牧東部開発計画に基づき、当該地域の開発を推進

【成果と課題】

○空港や港湾、道路などの基盤整備により物流機能の効率化が図られ、道央圏を中心に企業立地の動き等が見られるものの、長期にわたる経済の低迷等もあって、製造業を中心に北海道の産業全体は低迷している

主な業種別製造品出荷額及び構成比 (H8・H22)



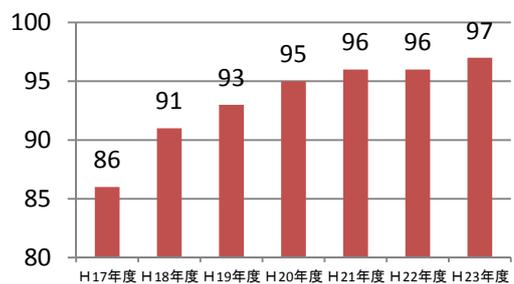
出典：経済産業省「工業統計」

道内港湾の国際コンテナ貨物取扱量の推移



出典：国土交通省「港湾統計」

苫小牧東部地域における企業立地実績



出典：(株)苫小牧提供資料より



5 評価結果

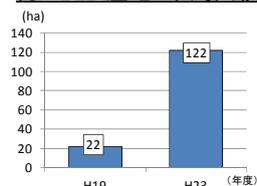
主要施策2 地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成

計画

- 持続可能で美しい北海道の実現に向けて、北海道の豊かな自然環境の維持・向上やアイヌ文化の振興等により、自然共生社会の形成を図る
- 持続可能な社会を構築していくため、3Rの推進により、循環型社会の形成を図る
- 北海道の自然エネルギー源や温室効果ガスの吸収源としての森林を活かし、エネルギー問題の解決や地球温暖化対策に関し先導的な役割を果たす

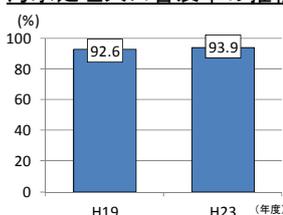
進捗状況

自然再生事業により復元・再生した湿地・干潟面積



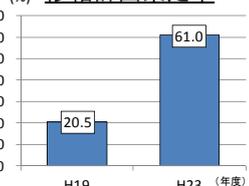
出典:北海道局調べ

污水处理人口普及率の推移



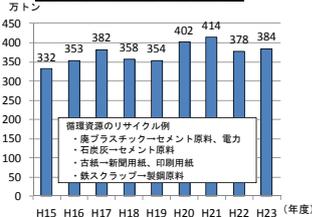
出典:北海道HP「北海道の下水道・污水处理普及状況」

道内道路橋の長寿命化修繕計画策定率



出典:北海道開発局調べ

リサイクルポータル立地企業における取扱循環資源量



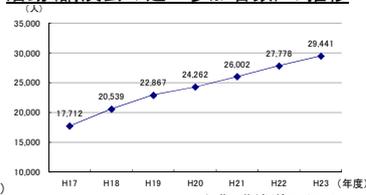
出典:北海道局調べ

建設廃棄物全体の再資源化等率



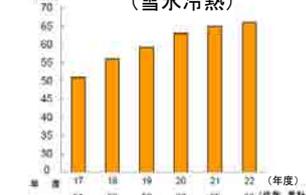
出典:国土交通省「建設副産物実態調査結果」

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)の推移



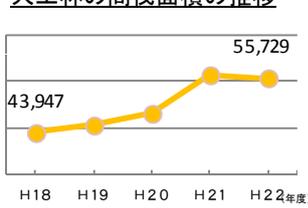
出典:北海道局調べ

北海道の再生可能エネルギーの導入(雪氷冷熱)



出典:北海道経済産業局「目で見える北海道産業(平成23年度版)」

人工林の間伐面積の推移



出典:北海道「北海道林業統計」(平成23年12月)

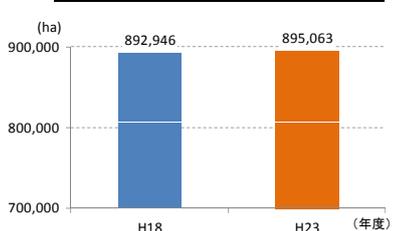
その他の取組

- 釧路湿原の蛇行復元など自然再生の推進、多様な動植物の生息・生育環境に配慮した社会資本整備等の推進
- 廃棄物処理施設の整備を促進
- 高断熱・高气密住宅や低公害車の普及を促進

【成果と課題】

- 北海道らしい自然環境は保全されている
- ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上が見られるものの、一人当たりごみ排出量は全国平均より多く、リサイクル率は北海道環境基本計画の目標に達していない
- CO₂排出量は横ばいで、一人当たりCO₂排出量は全国平均より多い
- 東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーが注目を集めている

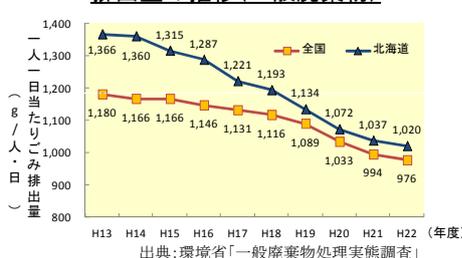
道内のすぐれた自然地域の面積



出典:北海道環境政策部環境推進課HPより

※自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)及び自然環境地域等の面積合計

北海道と全国の一人名日当たりごみの排出量の推移(一般廃棄物)



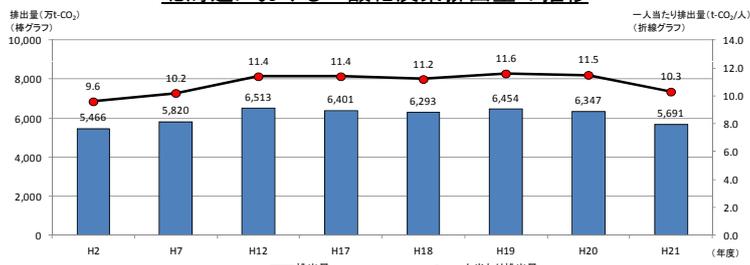
出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」

北海道と全国のごみのリサイクル率の推移(一般廃棄物)



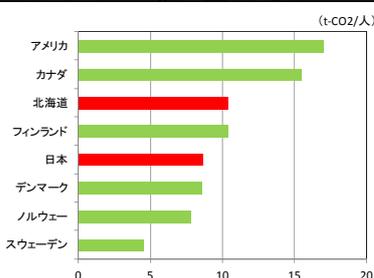
出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」

北海道における二酸化炭素排出量の推移



出典:北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室ホームページより

一人当たりCO₂排出量 比較(2009年)



出典:国際エネルギー機関(IEA)ほか



5 評価結果

主要施策3 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり

計画

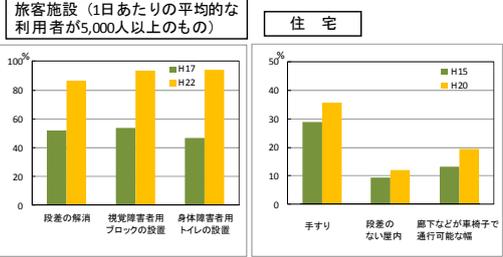
- 多様で個性ある地域から成る北海道を実現するため、地域の暮らしを支える都市機能を広域的な生活圏において維持し、各地域の特性を最大限活かした魅力と活力ある地域社会を形成していく
- 北方領土隣接地域安定振興対策を計画的に推進する
- 都市における機能の強化や人口低密度地域における地場産業の育成、二地域居住といった新たな居住形態の創造など、活力ある地域社会モデルへの取組を進める

進捗状況

札幌駅前通地下歩行空間(開発局・札幌市)
H22年度完成

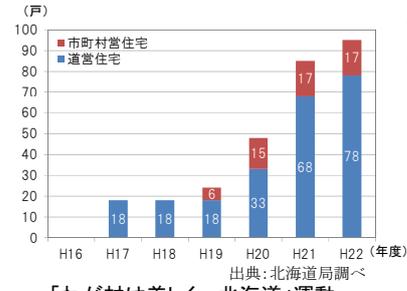


北海道におけるバリアフリー化の状況

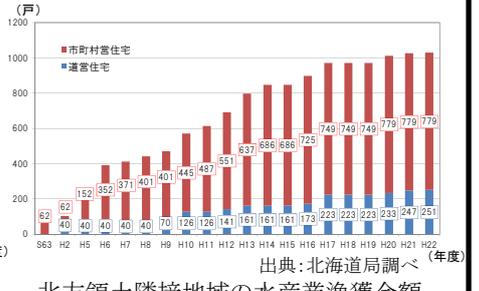


出典: 出典:北海道運輸局調べ(旅客施設)
総務省「住宅・土地統計調査」(住宅)

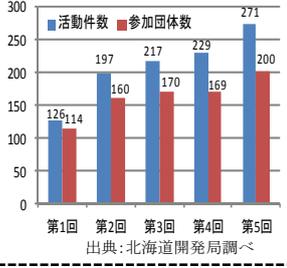
子育て支援住宅の整備戸数(累計)



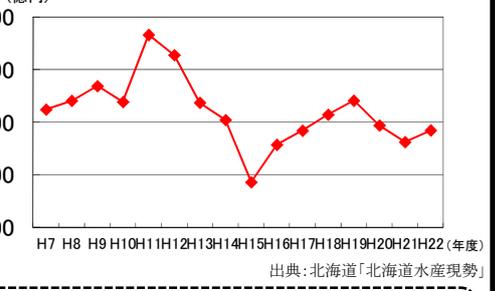
シルバーハウジングの整備戸数(累計)



「わが村は美しく北海道」運動 参加団体・活動の推移



北方領土隣接地域の水産業漁獲金額



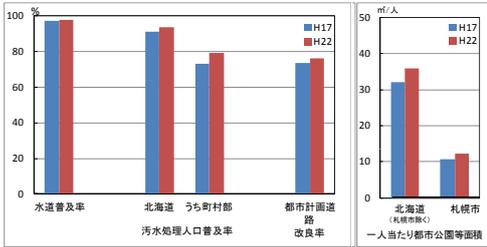
その他の取組

- 札幌市における都市再生プロジェクトなど都市基盤整備、交通ネットワークの強化、冬期の歩行者対策の推進
- 長期滞在や二地域居住にかかる調査研究の実施

【成果と課題】

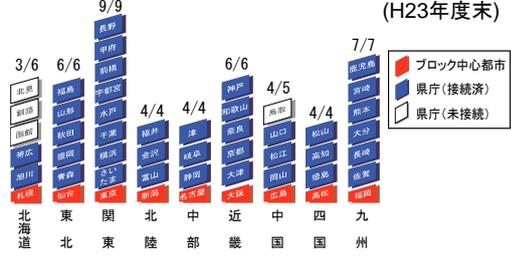
- 都市基盤整備や都市機能へのアクセスが強化され、人々の利便性は向上しているものの、主要都市間を結ぶ高規格幹線道路のミッシングリンクが存在する
- 道東や道北における製造品出荷額の増加といった地域産業の活性化に向けた動きなど、地域社会の新たな発展の芽が見られるが、人口減少が進み、地域の共同体の維持が困難な状況が生じる懸念がある

都市基盤施設整備の進捗状況

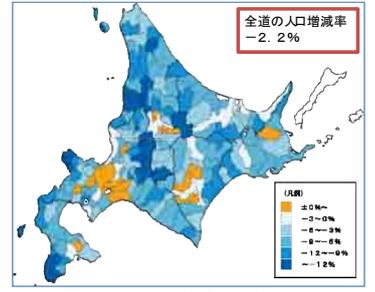


出典: 北海道調べ(水道、汚水処理、都市計画道路)
総務省「住宅・土地統計調査」(誘導居住水準)
国土交通省調べ(都市公園)

高規格幹線道路によるブロック中心都市と 県庁所在地等のアクセス状況 (H23年度末)

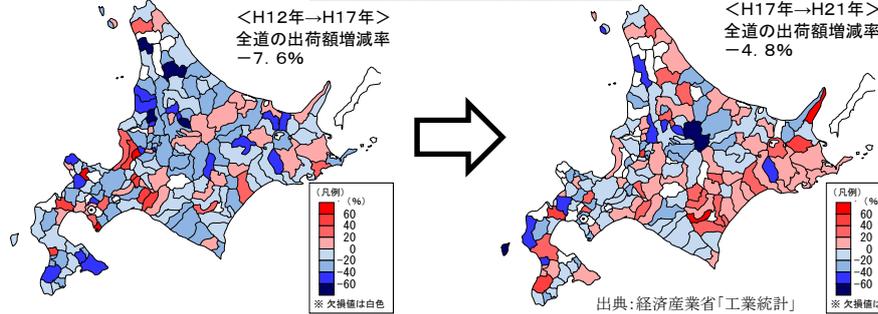


人口増減率(H17→H22)



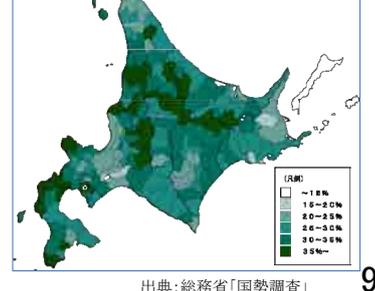
出典: 国土交通省調べ

市町村製造品出荷額増減率



出典: 経済産業省「工業統計」

高齢人口割合(H22)



出典: 総務省「国勢調査」



5 評価結果

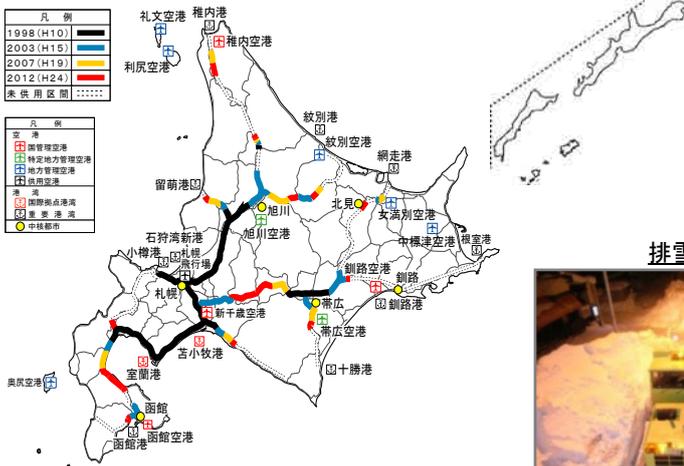
主要施策4 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上

計画

○道内外の拠点を結び経済活動を支えるネットワークの強化とモビリティの向上を図るとともに、広域分散型社会に対応した地域交通・情報通信基盤の形成や、積雪寒冷な気候に対応した冬期交通の確保を図ることにより、活力ある地域経済社会の基盤を整備していく

進捗状況

高規格幹線道路の供用状況

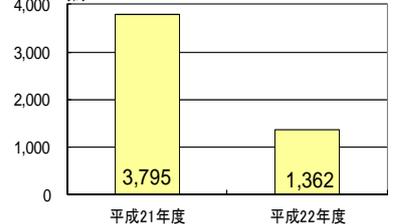


外貨コンテナ船の滞船解消や定時性確保を図るため、国際コンテナ機能を西区から東区に移転

排雪状況



苫小牧港の総待船時間の縮減



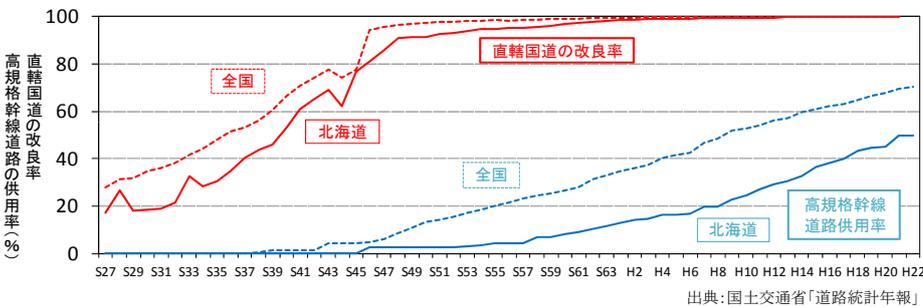
その他の取組

- 北海道新幹線について、新青森～新函館間の平成27年度開業に向け着実に整備を推進
- 新千歳空港における国際線ターミナルの供用や貨物エリアの整備、苫小牧港における国際コンテナターミナルの供用、港湾間連携
- 自転車通行環境の整備、コミュニティーバス等の導入促進
- 効率的な除排雪の実施、雪崩防止施設や防雪林等の整備、凍結路面对策、空港機能の強化など

【成果と課題】

- 交通・物流ネットワークの強化、情報通信基盤の整備を着実に進めており、高規格幹線道路の供用延長は平成24年度中に1,000kmに達する見込み
- 全道的に公共交通機関の利用は横ばいで推移している
- 道路の除排雪、防雪林等の整備、港湾・空港機能の強化など、冬期交通の安全性・信頼性の向上のための取組を進めている

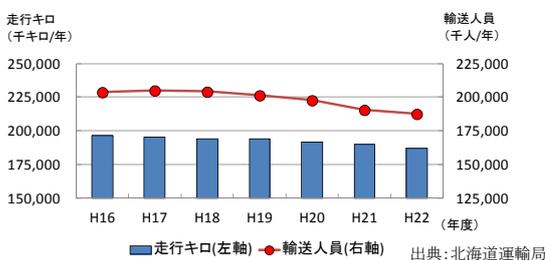
道路整備推移



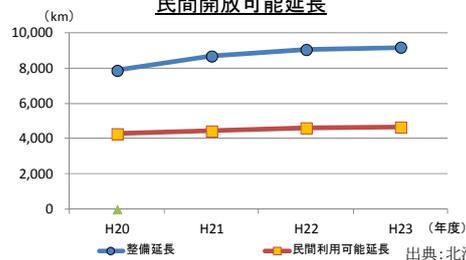
北海道の国際コンテナ・フェリー航路



バス走行キロと輸送人員(北海道)



道路・河川管理用光ファイバーの整備延長と民間開放可能延長





5 評価結果

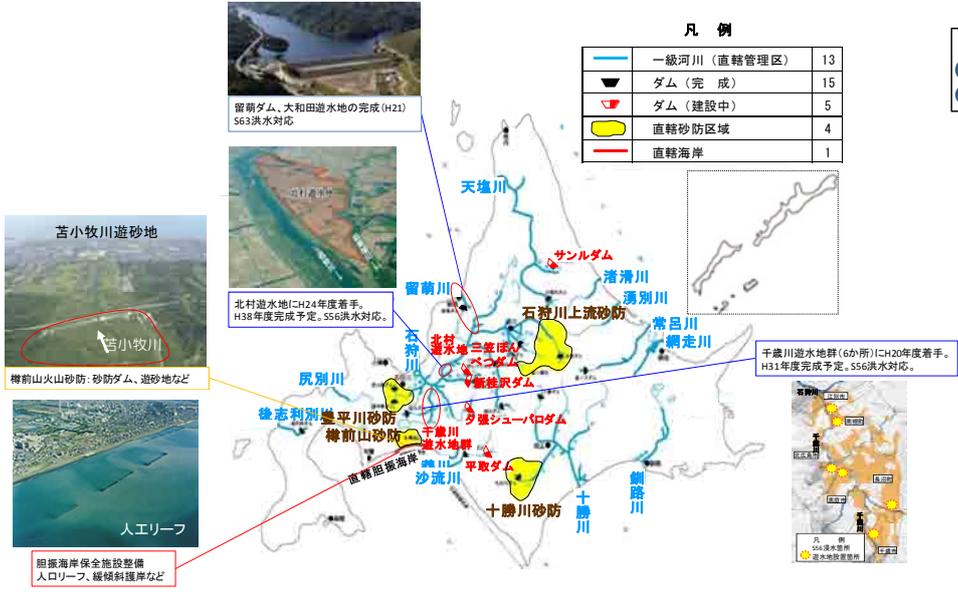
主要施策5 安全・安心な国土づくり

計画

○安全・安心の確保は国民の生活や経済社会の安定のための基盤であり、頻発する自然災害に備える防災対策、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策、道路交通事故等の無い社会を目指した交通安全対策を進める

進捗状況

治水施設、砂防施設、海岸保全施設等の整備の推進



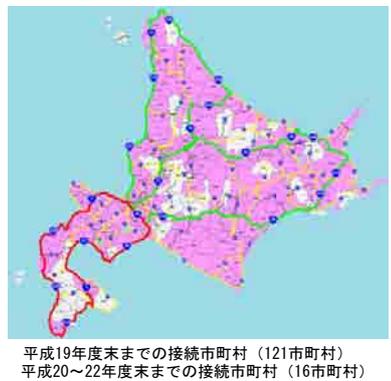
主な岩石・落石崩壊対策箇所



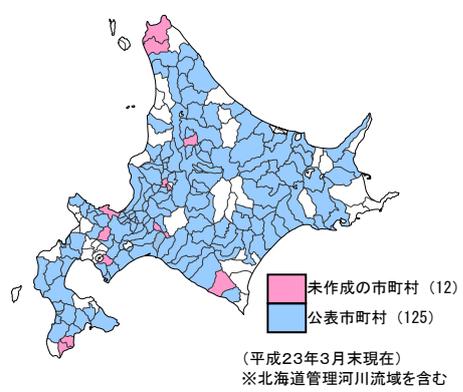
港湾の耐震強化岸壁配置状況



市町村への防災情報共有システム接続進捗状況



洪水ハザードマップ公表状況



道の駅を活用した避難場所・防災拠点の配置状況



その他の取組

- 防災訓練等、関係機関との連携強化、テロ対策や油流出事故対策
- 市民との協働による重点的・集中的な交通事故の撲滅、ランブルストリップスによる事故対策、防波堤整備、滑走路等の更新

【成果と課題】

- 自然災害に備える防災・減災対策を着実に進めている
- 交通事故死者数は着実に減少しているものの、未だ200人近い命が失われている

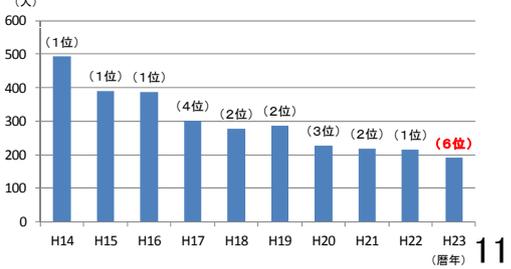
市町村への防災情報共有システム接続の推移



洪水ハザードマップ公表の推移



交通事故死者数と全国順位





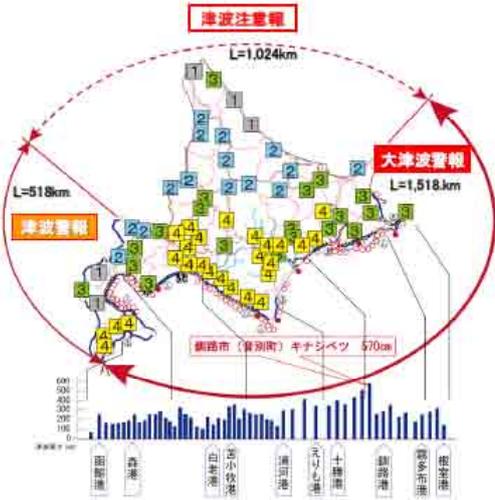
5 評価結果

主要施策5 安全・安心な国土づくり（東日本大震災対応）

道内の震災被害と震災への直接対応

- 北海道は東北、関東に次ぐ直接的被災地域であり、北海道開発局では樋門の閉扉や冠水道路の排水などを実施
- 震災直後から北海道内各地への支援を実施
 - リエゾン…北海道庁（総合振興局等含む）及び道内24市町村等へ延べ87人を派遣、害対策用機械6台が活動
- 震災直後から東北地方への支援を実施
 - TEC-FORCE…延べ723名を派遣、災害対策用機械延べ1,043台及び広域防災フロートが活動

道内の被災状況



北海道開発局の災害対応



東北地方への支援



震災を踏まえた対応

- 震災後、将来の災害に備え、外力の見直しや対応策の検討、防災訓練、関係機関との連携の強化などを進めている

津波対策検討委員会



冬の防災訓練



道央圏港湾BCPの作成



【北海道開発局関係】

- 北海道開発局津波対策検討委員会（平成22年11月～5回開催）
 - 津波対策に関する提言書を作成（平成24年3月）
 - 提言書を受け、地震・津波対策に関する新たなアクションプランを検討中

○防災訓練

- 自治体や防災関係機関と連携した訓練を実施
 - 津波防災総合訓練（平成23年11月）、地震防災訓練（平成24年11月） など
 - 札幌市直下型を想定した総合訓練（平成24年12月予定） など

○道央圏港湾連携による防災機能強化方策検討会（平成23年9月～3回開催）

- 災害時における港湾物流機能の維持のため、道央圏港湾BCPを検討
- 災害時の相互応援に関する協定を締結（平成24年4月）

○防災トップセミナー

- 災害に強い地域づくりのため、有識者や自治体首長、防災関係機関が意見交換
- 釧路・根室・十勝地域（平成24年1月）、渡島・檜山地域（平成24年7月） 他

○防災に関する連絡協議会

- 平成22年度は48回開催、平成23年度は44回開催

【関係機関】

- 北海道防災会議 地震専門委員会
 - 津波浸水予測図の見直し（平成24年6月）
- バックアップ拠点構想有識者懇談会（北海道庁）
 - バックアップ拠点構想策定（平成24年3月）



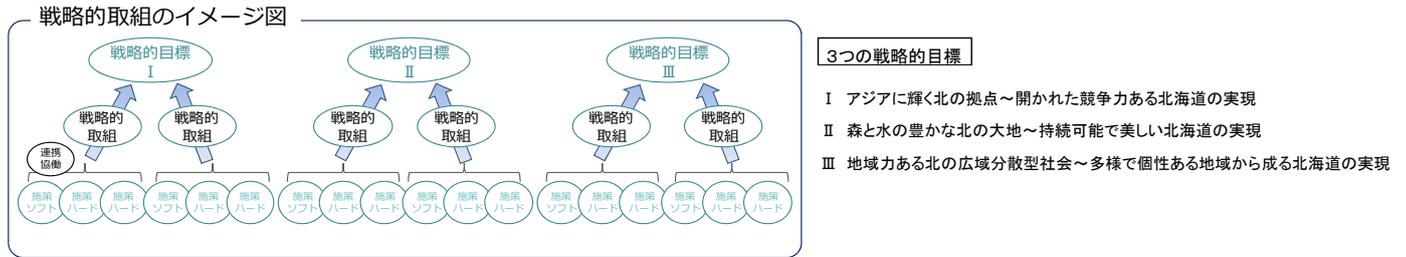
5 評価結果

計画の進め方

「シーニックバイウェイ北海道」等地域が主体となった地域活性化に向けた取組や戦略的取組を始め、各種事業・施策について、北海道開発局を始めとする関係行政機関や地方公共団体、住民、NPO、企業等との連携・協働を積極的に推進してきたが、多様な主体のより一体となった取組の推進や、関連する複数の施策の連携等、更に取組を充実・強化していくことが課題である

「戦略的取組」について

国、地方公共団体、住民、NPO、企業等の各主体が共通の認識の下で、第7期計画をより一層戦略的に推進していくため、3つの戦略的目標の実現に向けて複数の主体が連携して行う多様な施策群で構成する13の「戦略的取組」を設定した。内容については、各施策の実施主体や関係者との意見交換等により、必要に応じて見直しを図っている。また、項目についても、経済・社会情勢の変化等を踏まえながら、適宜追加していくこととしており、現在は以下の14の戦略的取組を設定し推進している



- 【食の供給力強化等に関する取組】
- 北海道における食の供給力(生産・加工・流通)の強化
 - 農地再編整備を核とした地域総生産力の強化
 - 基幹的農業水利施設の機能保全に係るリスク管理の強化
 - 地域マリンビジョンの推進
- 【観光立国推進に関する取組】
- 多様な連携による受入環境づくりや利便性・快適性の向上によるインバウンド観光振興
 - 北海道における航空ネットワークの充実
 - 広域分散型社会の産業を支える広域交通ネットワークの構築

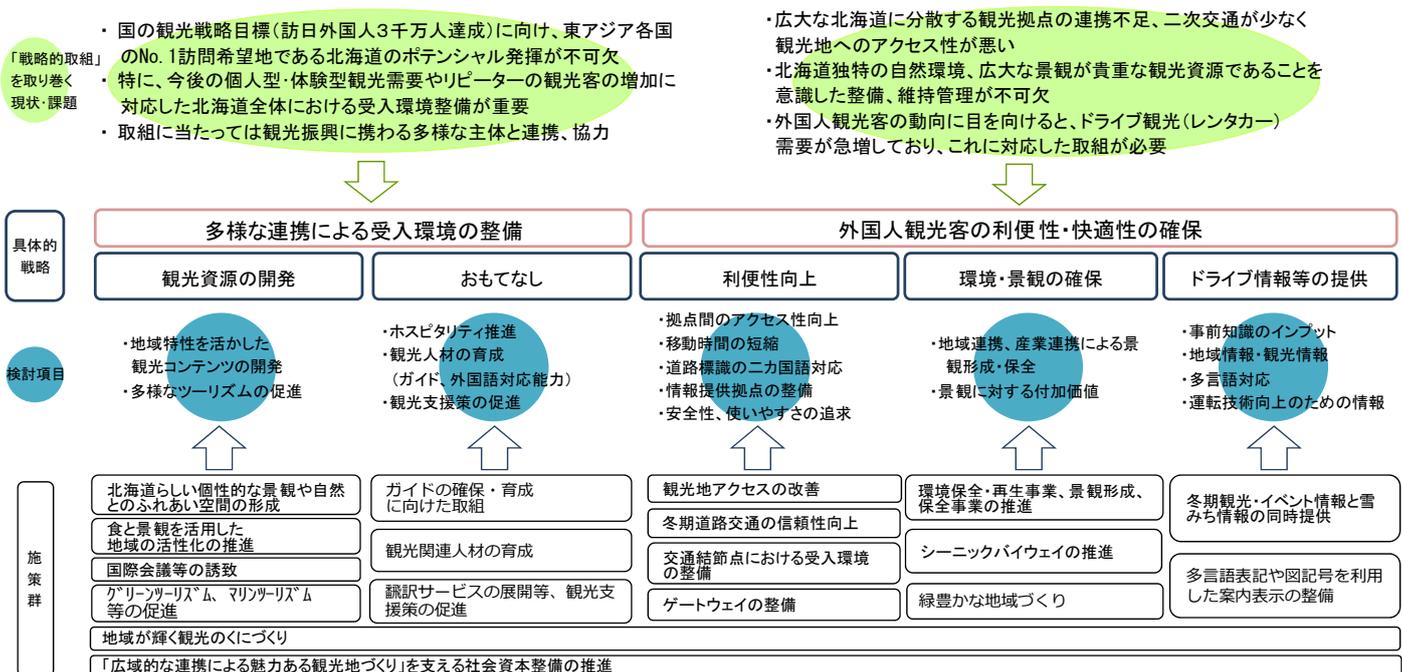
- 【環境に関する取組】
- CO2削減に向けた北海道環境イニシアティブの発揮
 - 良好な自然環境の保全・再生
- 【北国の地域づくりに関する取組】
- 広域分散型社会における定住自立の推進
- 【安全・安心な国土づくりに関する取組】
- ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策の推進
 - 1年を通して安全で安心な道路交通環境の実現に向けた交通安全対策等の推進
 - 積雪寒冷地における社会資本の戦略的維持管理
 - 北海道におけるデジタル情報材の発信・流通の促進による防災力向上及び観光振興

(事例)⑤多様な連携による受入環境づくりや利便性・快適性の向上によるインバウンド観光振興

【戦略的目標『アジアに輝く北の拠点』『森と水の豊かな北の大地』への対応】

『アジアに輝く北の拠点』では、北海道の自然環境や気候風土がアジアの中でも特徴的で、魅力的な観光資源であるとし、「これらを活用して、国内はもとより、東アジア地域を始め海外との観光交流の拡大を図ることが重要である。」としているが、一方で「観光をめぐる諸情勢は旅行者ニーズの多様化、国際競争・地域間競争の激化等著しい変化が生じており、これらに適切に対処する必要がある。」とされており、外国人観光客の増加に向け、広い北海道において移動の自由度や利便性を確保するとともに、北海道各地域において受入環境を整備することにより、インバウンド観光振興を図る戦略的プロジェクトを展開する。

また『森と水の豊かな大地』では、「地域の自然を最大限に活用し、美しい四季の風景等を保全・創出していくことにより、雄大な自然の恵みを体感できる北海道づくりを進める。」とされており、北海道の自然環境を活用し、沿道景観等の整備を行うことにより、内外の観光客に「魅力ある北海道」を提供する。





5 評価結果

計画の進め方

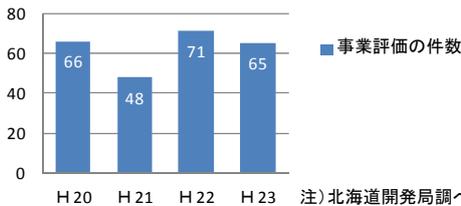
厳しい財政事情の中、第7期計画の効果的な推進を図るため、北海道開発予算において、主な分野に重点化を図ってきた。また、公共事業の効率性及び透明性の向上を図るために事業評価を実施するとともに、既存の社会資本ストックの有効活用や今後の社会資本整備の推進のため、ライフサイクルコストの縮減や工事コストの縮減などを進めてきた。厳しさを増している財政状況を踏まえると、これらの取組をさらに強化していくことが課題である。特に民間資金の域内での循環やPFI等の導入など民間資金の活用を進めることが必要

平成20年度以降の重点投資分野

食	・食料供給力の強化(H21,H23,H24)
観光	・外国人観光客の受入環境整備による交流拡大を通じた地域の発展(H20) ・多様な連携等によるインバウンド観光振興(H23)
環境	・世界自然遺産「知床」やラムサール条約登録湿地の自然環境の保全(H20) ・低炭素社会の構築(H21) ・CO ₂ 削減に向けた北海道特性を踏まえた取組(H23) ・持続可能な低炭素循環型社会の形成(H24)
その他	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に基づく地震、津波対策の推進(H20) ・防災・減災対策の推進(H21) ・災害に強い地域・国土の構築(H24)

注)各年度の北海道局関係予算概要を元に作成。

事業評価の実施



ライフサイクルコスト構造改善

機能診断や予防保全対策、新工法によるライフサイクルコストの縮減について取り組んでいる。
(取組事例)

- ・基幹的農業水利施設の障害が致命的になる前に機能保全を実施
- ・定期的な橋梁点検により、早期に損傷を発見し、予防保全を実施
- ・橋梁に塗装塗替が不要となる、耐候性鋼材の採用

注)ライフサイクルコスト： 構造物の計画、設計から建設、維持・管理、更新または解体撤去、廃棄に至る費用。

工事コスト構造改善

新技術・新工法の採用や、計画・設計段階における設計基準類・規格・構造形式等の見直しによる工事コスト縮減について取り組んでいる。
(取組事例)

- 新技術・新工法の採用
 - ・大口径で地盤改良できる新工法の採用 など
 - ・現場内で発生した木質系廃棄物を粉砕してそのまま植生基盤材に活用 など
- 技術基準の弾力的運用
 - ・取水管の管種について高密度ポリエチレン管を採用 など
- 構造形式の見直し
 - ・樋門構造の見直し など

新たな北海道イニシアティブとして、北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組や、全国画一ではない北海道スタンダードの導入、さらには北海道環境イニシアティブの展開など、オリジナリティの高い取組を推進してきた。今後、北海道の特性等を活かした制度の創設や、規制緩和、北海道の課題の解決と同時に全国の課題を解決するための北海道モデルとも言うべき取組など、北海道イニシアティブを積極的に推進していくことが課題である

北海道イニシアティブ

各主体は、内外との交流・連携を通じて地域の資源・特性を再認識しつつ、豊かな特色ある経済社会の形成に向けた先駆的・実験的な取組を、我が国の経済社会づくりを先導する新たな北海道イニシアティブとして推進する。

先駆的・実験的取組

我が国経済社会の変化に応じた制度設計のフロンティアとなる、他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組

北海道スタンダード

北海道の優れた資源・特性を活かし、全国画一ではないローカルスタンダード導入による、北海道固有の課題に対する独自の取組

社会資本整備の建設段階において、北海道の優れた資源や特性を活かして先駆的・実験的な環境対策を推進

エコ・コンストラクション・イニシアティブ

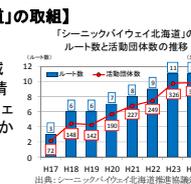
特に環境面において、北海道の優れた資源・特性を活かし、全国にも役立つ、先駆的・実験的な取組を北海道環境イニシアティブとして展開

北海道環境イニシアティブ

北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組

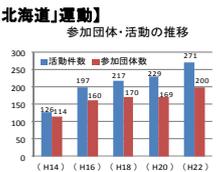
【「シーニックバイウェイ北海道」の取組】

○北海道の地域特性を活かし、魅力的なドライブルートや地域住民等と協働で整備・管理・情報発信する「シーニックバイウェイ北海道」の取組を平成17年から本格的に展開中



【「わが村は美しくー北海道」運動】

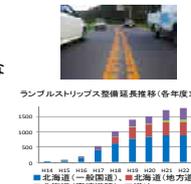
○北海道の農山漁村地域の活性化を目指して、地域資源を活かした地域住民主体の地域づくり活動を支援



北海道スタンダード

【ランブルストリップス】

○凹型のくぼみを連続して配置し、これを踏んだ車面に不快な振動や音を発生させ警告するランブルストリップスを全国で初めてセンターラインへ設置



【アイスブーム】

○流水により養殖施設等への被害が発生するため、浮体式構造による流水制御システム(アイスブーム)を開発



北海道環境イニシアティブ

【釧路湿原自然再生の取組】

○多様な主体が議論を積み重ね、関係機関およびNPO等との連携の下で自然再生事業を実施



【国営環境保全型かんがい排水事業】

○地域資源である家畜ふん尿の有効活用と環境保全のために必要な排水施設の整備を推進



エコ・コンストラクション・イニシアティブ

【環境家計簿の取組】

○工事において、受注者と発注者が協働でCO₂削減量を見える化する「環境家計簿」を試行中

【資源バンクの取組】

○土砂や刈草の発生情報を地方自治体や民間企業等へ公開し、循環資源のマッチングを促進

【廃棄物の有効利用】

○家畜ふん尿やはたての貝殻等を再利用することにより、廃棄物の有効利用を推進

6 第三者意見の活用

第7期計画の点検と今後の推進方策の検討を行うため、国土審議会北海道開発分科会に、計画推進部会を設置し、報告書とりまとめに向け調査審議を進めている

国土審議会北海道開発分科会委員（平成24年11月20日現在）

国土審議会北海道開発分科会計画推進部会委員 （平成24年10月1日現在）

国会議員

笠原 多見子 衆議院議員
 武部 勤 衆議院議員
 三井 辨雄 衆議院議員
 山岡 達丸 衆議院議員
 山崎 摩耶 衆議院議員
 相原 久美子 参議院議員
 伊達 忠一 参議院議員
 吉川 沙織 参議院議員

〔衆議院議員については、平成24年11月16日衆議院解散のため、9月3日現在〕

地方公共団体の長

上田 文雄 札幌市長
 高橋 はるみ 北海道知事

学識経験を有する者

◎奥野 信宏 中京大学総合政策学部教授
 佐藤 友美子 サントリー文化財団上席研究フェロー
 宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授
 家田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
 岩沙 弘道 三井不動産株式会社代表取締役会長
 ○近藤 龍夫 北海道経済連合会会長
 櫻庭 武弘 北海道漁業協同組合連合会代表理事会長
 中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 橋本 哲実 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員

※ ◎分科会長、○分科会長代理

生島 典明 札幌市副市長
 石田 東生 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
 石森 秀三 北海道大学観光学高等研究センター長
 柏木 孝夫 東京工業大学ソリューション研究機構教授
 北村 潤一郎 株式会社日本政策投資銀行北海道支店長
 小磯 修二 北海道大学公共政策大学院特任教授
 ◎近藤 龍夫 北海道経済連合会会長
 齋藤 一朗 小樽商科大学大学院商学研究科教授
 佐藤 剛 株式会社北海道新聞社東京支社長
 佐藤 俊彰 ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長
 田岡 克介 北海道市長会会長
 高井 修 北海道副知事
 田中 淳 東京大学大学院情報学環教授
 総合防災情報研究センター長
 田村 亨 北海道大学大学院工学研究院教授
 ○中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 林 美香子 慶應義塾大学大学院SDM研究科特任教授
 宮谷内 留雄 北海道町村会副会長

※ ◎部会長、○部会長代理

分科会・部会の開催等

調査審議の経緯

第12回分科会
(H24. 2. 27)

・国土審議会北海道開発分科会における調査審議事項等について
 ・計画推進部会の設置
 ・北海道を取り巻く社会経済状況の変化について

第1回部会
(H24. 4. 10)

・調査審議の進め方について
 ・北海道開発をめぐる状況の変化と今後の検討のポイントについて

第2回部会
(H24. 5. 22)

・第7期計画の主要施策の進捗状況及び戦略的目標の達成状況
 ・連携・協働による施策の実施状況等について
 ・今後の第7期計画推進の基本的考え方について

第3回部会
(H24. 6. 20)

・今後の第7期計画の推進方策について
 ・中間報告(素案)について

第4回部会
(H24. 7. 19)

・中間報告(案)について

第13回分科会
(H24. 8. 27)

・中間報告とりまとめ

(H24. 9. 25～10. 24)

・パブリックコメント
 ・中間報告に関する地域との意見交換

今後のスケジュール

第5回部会
(H24. 12. 4)

・報告書(案)について

第14回分科会
(H25. 予定)

・報告書とりまとめ



パブリックコメント等の実施

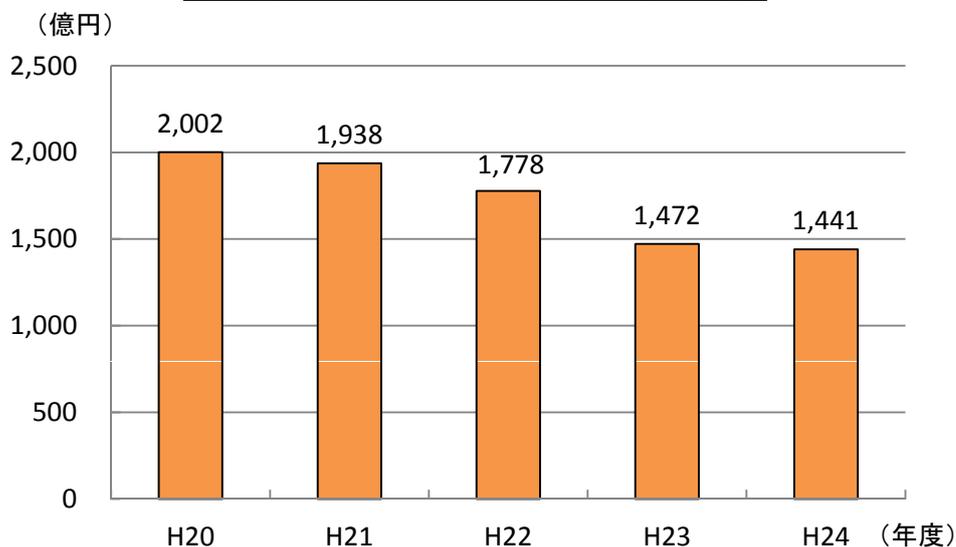
9月25日から10月24日までパブリックコメントによる意見を募集し、約20件の意見が提出され、また、9月下旬から11月上旬にかけ、道内の自治体や経済団体等と意見交換を行い、約300件の意見が提出された。提出された意見については、現在整理中である。

(参考) 関連する政策チェックアップ指標など

施策目標 40 「北海道総合開発を推進する」

- 203 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加
- 204 北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合
- 205 道外からの観光入込客数のうち外国人の数
- 206 育成林である水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合
- 207 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)
- 208 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)

施策目標40に関する施策の予算(当初)の推移



平成24年度国土交通省政策レビュー
トン数標準税制の導入による安定的な
国際海上輸送の確保

国土交通省 海事局
外航課
平成24年12月

(評価書の要旨)

テーマ名	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保	担当課 (担当課長名)	海事局外航課 課長 平田 徹郎
評価の目的、必要性	<p>四面を海に囲まれた我が国において、輸出入貨物の 99.7%の輸送を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っており、安定的な国際海上輸送の確保は、我が国の発展にとって極めて重要な課題である。この輸送基盤である外航日本船舶及び外航日本人船員は、我が国の管轄権・保護の対象であり、経済安全保障の確立の観点から平時より一定規模確保することが必要である。</p> <p>このため、外航日本船舶及び外航日本人船員を計画的に増加させようとする外航海運事業者に対し、インセンティブを与えるため、主要海運国で導入されているトン数標準税制を、平成 20 年 7 月に導入した。</p> <p>安定的な国際海上輸送の実現のため、外航日本船舶及び外航日本人船員を確保する施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要があることから、トン数標準税制のこれまでの取り組み状況の評価する。</p>		
対象政策	トン数標準税制（租税特別措置法により、外航海運事業者の日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益による課税を選択できる制度）の導入による、安定的な国際海上輸送の確保		
政策の目的	安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。		
評価の視点	安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、外航日本船舶及び外航日本人船員の確保を図ることが重要であることにかんがみ、海上運送法に基づく『日本船舶・船員確保計画』の認定制度及び租税特別措置の政策目的として外航日本船舶・日本人船員は確保されているか、評価を行った。		
評価手法	日本船舶・船員確保計画の認定を受けた外航海運事業者から、毎年度、実施状況を聴取するとともに、外部有識者からの助言を踏まえつつ評価を行った。		
評価結果	<p>トン数標準税制を選択した外航海運事業者が所有する日本船舶は、全日本船舶の約 9 割の隻数を占めており、当該事業者が日本船舶・船員確保計画を着実に実施していることから、日本船舶・日本人船員は計画的に確保されているといえる。</p> <p>〔認定の状況（平成 24 年 3 月末現在）〕</p> <ul style="list-style-type: none">・認定事業者：10 社・実施期間：平成 21 年度～23 年度・外航日本船舶の確保：77.4 隻⇒131.8 隻（約 1.7 倍）		

	<p>・外航日本人船員の確保：1,072人⇒1,153人（約1.1倍）</p>
政策への反映の方法	<p>平成24年度税制改正大綱において、「更なる経済安全保障の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法の改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国海外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」ことが盛り込まれた。平成24年第180回国会にて海上運送法の一部を改正する法律が成立したことから、平成25年度の税制改正において、その拡充の具体化を要望しているところ。</p>
第三者の知見の活用	<p><交通政策審議会海事分科会> （平成22年3月10日・平成23年3月24日・平成24年3月27日） 日本船舶及び船員の確保に関する施策の実施状況について、各年毎に交通政策審議会海事分科会に報告し、審議頂いている。</p> <p><国土交通省政策評価会> 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取するとともに、国土交通省政策評価委員である一橋大学 国際・公共政策大学院院長 佐藤主光 教授に個別にご指導いただいた。</p>
実施時期	平成23～24年度

平成 24 年度政策レビュー結果（評価書）

トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保

目次

第 1 章 評価の目的と必要性	．．．
第 2 章 対象施策	．．．
第 3 章 第三者の知見の活用	．．．
第 4 章 評価の視点	．．．
第 5 章 評価手法	．．．
第 6 章 評価結果の概要	．．．
第 7 章 評価結果	．．．
第 8 章 課題と政策への反映	．．．

○ 評価の目的・必要性

四面を海に囲まれた我が国において、輸出入貨物の99.7%の輸送を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っていることから、安定的な国際海上輸送の確保は、我が国の発展にとって極めて重要な課題である。

このため、重要な輸送基盤であり、我が国の管轄権・保護の対象である外航日本船舶及び外航日本人船員は、経済安全保障の観点から、平時より一定規模確保することが必要であることから、外航日本船舶及び外航日本人船員を計画的に増加しようとする外航海運事業者に対して、主要海運国で導入されているトン数標準税制をインセンティブとして与えるため、平成20年7月に同税制を導入した。

安定的な国際海上輸送を継続的に確保するため、外航日本船舶及び外航日本人船員の確保に係る施策について、その充実・強化の是非を不断に検討する必要があることから、トン数標準税制のこれまでの取り組み状況を評価する。

平成19年度与党税制改正大綱(抄)

外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税(いわゆるトン数標準税制)については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運業者が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成20年の通常国会において整備されることを前提として、平成20年度税制改正において具体的に検討する。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律 成立
(平成20年法律第53号)

平成20年度税制改正の要綱(抄) 平成20年1月11日 閣議決定

外航海運事業者の日本籍船による収入金額の課税の特例の創設

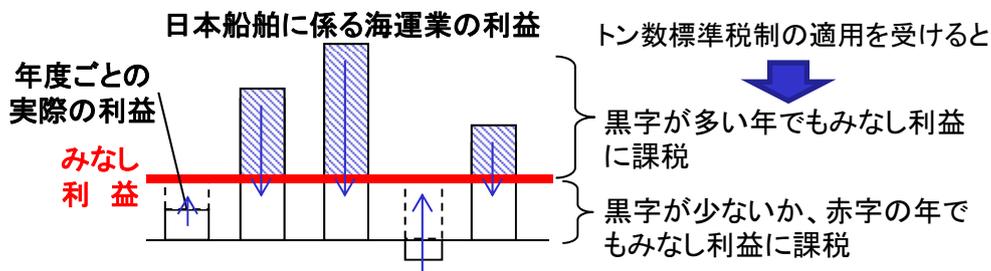
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する日本船舶・船員確保計画(仮称)の認定を受けたものについて、日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる特例を創設する。

○ 対象施策

トン数標準税制(租税特別措置法により、外航海運事業者の日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益による課税を選択できる制度)の導入による、安定的な国際海上輸送の確保

トン数標準税制の制度概要

外航海運事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画(計画期間:平成21年度～平成25年度の5年間)」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税の選択が可能。



○ 第三者の知見の活用

<交通政策審議会海事分科会>

(平成22年3月10日・平成23年3月24日・平成24年3月27日)

日本船舶及び船員の確保に関する施策の実施状況について、各年毎に交通政策審議会海事分科会に報告し、審議頂いている。

<国土交通省政策評価会>

評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取するとともに、国土交通省政策評価委員である一橋大学国際・公共政策大学院院長 佐藤主光 教授に個別にご指導いただいた。

○ 評価の視点

安定的な国際海上輸送を確保するためには、その輸送基盤である外航日本船舶及び外航日本人船員の安定的な確保が重要であることから、外航日本船舶・外航日本人船員が計画的に確保されているか、評価を行った。

○ 評価手法

日本船舶・船員確保計画の認定を受けトン数標準税制を選択した外航海運事業者から、毎年度、実施状況を聴取するとともに、外部有識者からの助言を踏まえつつ評価を行った。

○ 評価結果概要

トン数標準税制を選択した外航海運事業者が所有する日本船舶は、全日本船舶の約9割の隻数を占めているところ、当該事業者が日本船舶・船員確保計画を着実に実施し日本船舶・日本人船員を確保していることから、トン数標準税制により、外航日本船舶・外航日本人船員は計画的に確保されているといえる。

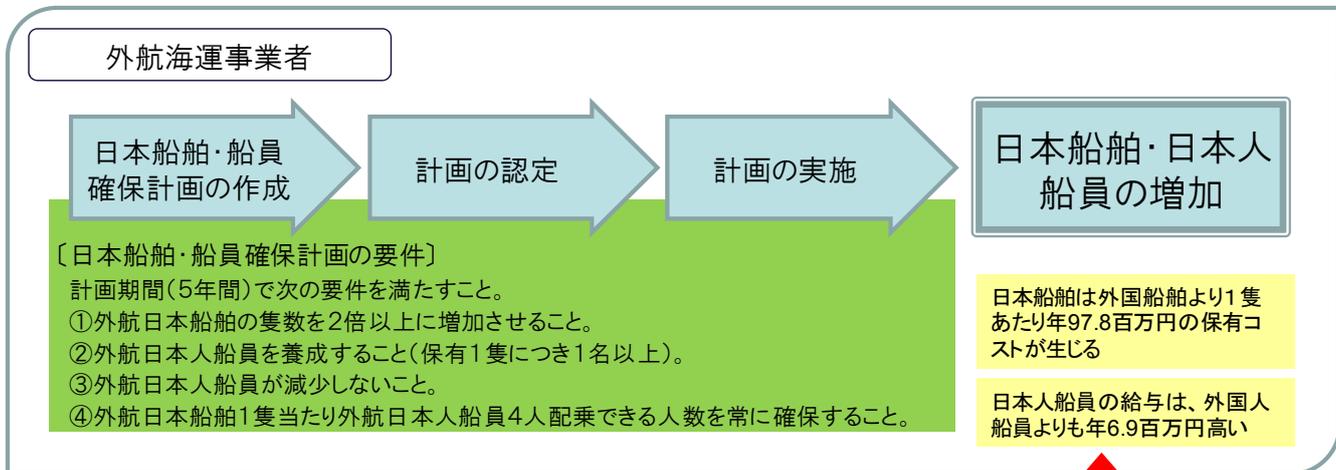
〔実施の状況(平成24年3月末現在)〕

- ・認定事業者:10社
- ・実施期間:平成21年度～23年度
- ・外航日本船舶の確保:77.4隻⇒131.8隻(約1.7倍)
- ・外航日本人船員の確保:1,072人⇒1,153人(約1.1倍)

○ 評価結果

トン数標準税制の効果

トン数標準税制の適用を受けるためには、外航海運事業者は「日本船舶・船員確保計画(以下「計画」)」を作成し、国土交通大臣の認定を受け、計画を実施する必要があることから、外航日本船舶・外航日本人船員の増加は、トン数標準税制の効果である。



税のインセンティブを付与
(事業者が選択する)



減税額とその効果

トン数標準税制を選択した事業者の法人税・法人事業税納税額（認定事業者合算ベース）

海事局調べ

（単位：百万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
通常所得による納税額	3,551	62,254	2,650	68,455
みなし利益による納税額	612	50,221	2,174	53,007
減税額	2,939	12,033	476	15,448

平成21年から23年までの3年間で総額154億円の減税（年間約51億円の減税効果）

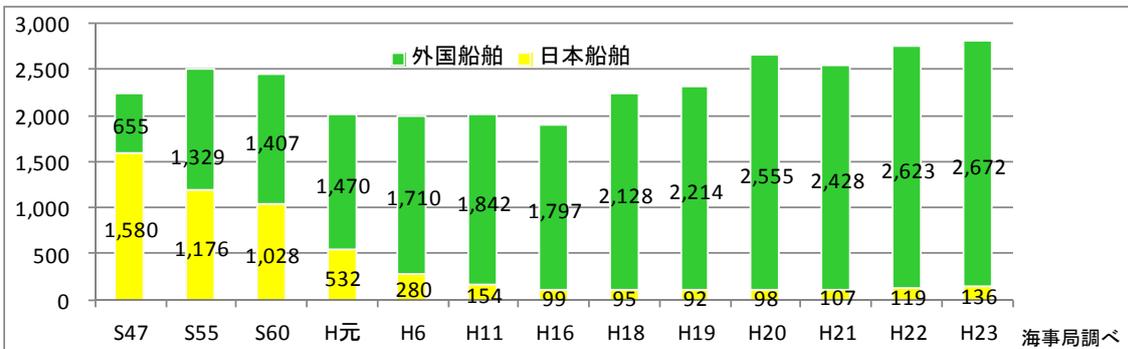
外航日本船舶・日本人船員確保計画 第3期（平成24年3月）の状況

項目	計画開始時 (平成20年7月)	第1期実績 (平成21年度)	第2期実績 (平成22年度)	第3期実績 (平成23年度)	増減 (計画開始時→ 第3期実績)	第5期見込 (平成25年度)
外航日本人船員 の確保計画・実績	1,072人	1,084人	1,113人	1,153人	81人	1,192人

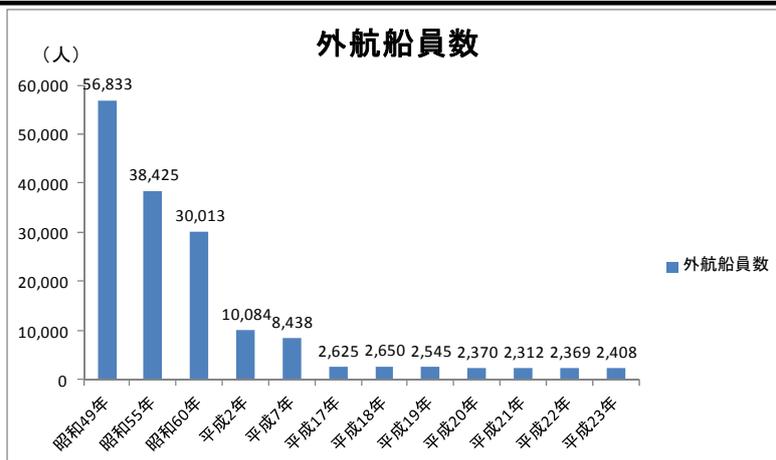
★3年間154億円の減税で外航日本船舶は54.3隻、日本人船員は81人増加している。

我が国商船隊の隻数の推移

- 平成23年の我が国商船隊の隻数は2,808隻で、うち日本船舶は136隻であった。
- 日本船舶数は、平成20年より増加に転じている。



- 我が国の外航日本人船員数は、平成22年より増加に転じている。



海事局調べ

評価の目的・必要性

対象施策

第三者の知見の活用

評価の視点

評価手法

評価結果概要

評価結果

主な課題

政策への反映の方法

参考

○ 主な課題

東日本大震災後、京浜港(東京・横浜港等)への寄港の取りやめ及び各国による独自の航行制限の事例があったことから、安定的な国際海上輸送体制を早期に確保する観点から、外航日本船舶や外航日本人船員の増加ペースの加速及び外航日本船舶を補完する船舶の確保の必要性が認識された。

※なお、我が国の経済安全保障という緊要性の観点から、平成25年度末までの計画期間終了を待たずして、平成24年度税制改正において、トン数標準税制の適用対象を拡充することが決定されている。

評価の目的・必要性

対象施策

第三者の知見の活用

評価の視点

評価手法

評価結果概要

評価結果

主な課題

政策への反映の方法

参考

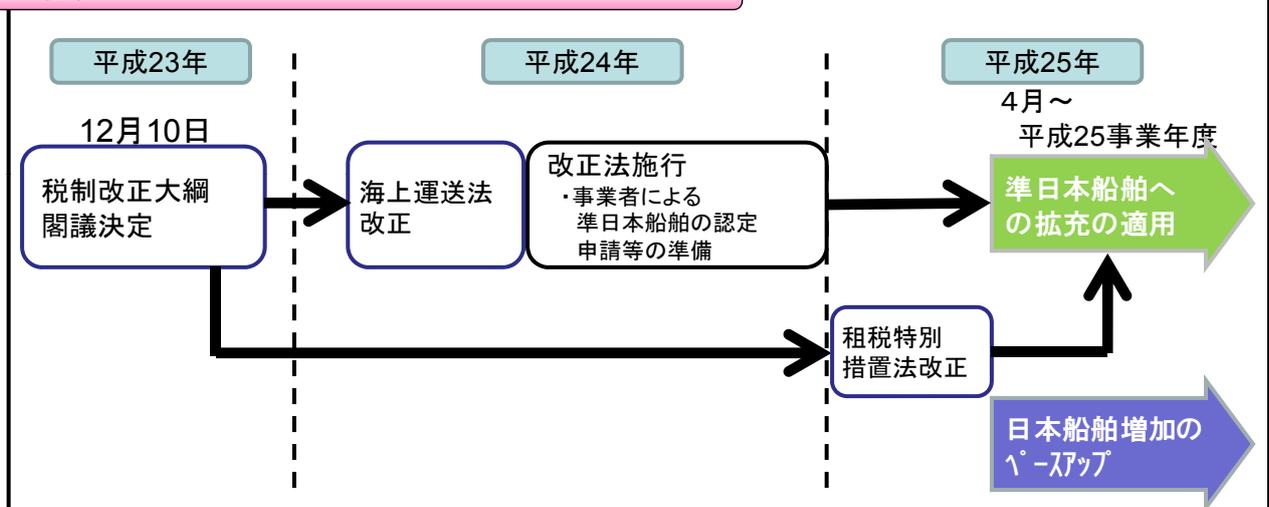
税制大綱及びそれを踏まえた工程表

平成24年度税制改正大綱 (平成23年12月10日閣議決定)

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

工程表



○ 政策への反映方法

平成24年度税制改正大綱に基づくトン数標準税制の適用対象の拡充

平成24年度税制改正大綱を受け、本年9月に準日本船舶(※)の認定制度の創設を主な内容とする海上運送法の一部を改正する法律が成立した。

※我が国海外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶

平成24年度税制改正大綱及び改正海上運送法を踏まえ、安定的な国際海上輸送体制を早期に確保することができるよう、平成25年度税制改正大綱においては、外航日本船舶や外航日本人船員の増加ペースの加速に十分配慮した上で、トン数標準税制の適用対象を準日本船舶に拡充する旨の内容が盛り込まれる予定である。

【参考】 平成25年度税制改正要望における要望内容

拡充対象船舶

準日本船舶

拡充対象隻数

各年度ごとに、外航日本船舶の増加隻数の3倍までの隻数

みなし利益

準日本船舶のみなし利益水準は、外航日本船舶の1.5倍

主要事業者の財務状況と外航海運市況

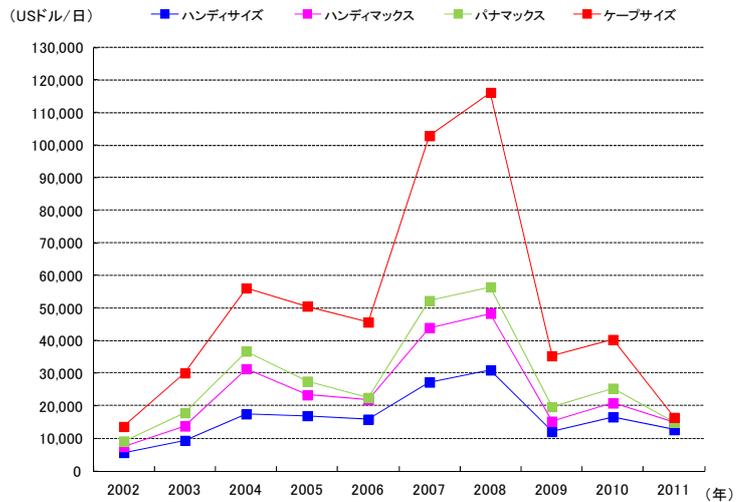
主な外航海運事業者の財務状況は次のとおり。トン数標準税制の適用を受けた平成21年度以降、各社が純利益を計上できたのは平成22年度のみであった。

トン数標準税制適用事業者の単独財務状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
(単位:百万円)						
A社						
経常利益又は経常損失(△)	128,983	260,179	172,988	17,234	100,120	△ 38,947
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	128,414	275,043	152,373	9,895	78,502	△ 51,577
法人税等合計	47,079	101,752	58,772	1,629	29,062	△ 19,873
当期純利益又は当期純損失(△)	81,334	173,291	93,601	8,266	49,439	△ 31,704
B社						
経常利益又は経常損失(△)	52,430	106,135	113,190	△ 31,696	58,815	△ 43,873
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	59,848	117,437	15,207	△ 9,613	40,838	△ 44,876
法人税等合計	21,675	41,516	△ 869	△ 2,401	14,096	19,979
当期純利益又は当期純損失(△)	38,172	75,920	16,076	△ 7,212	26,741	△ 64,855
C社						
経常利益又は経常損失(△)	31,941	88,422	20,762	△ 53,731	41,162	△ 48,748
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	39,489	95,708	1,764	△ 91,139	39,129	△ 51,217
法人税等合計	14,239	36,769	965	△ 34,189	14,509	△ 14,173
当期純利益又は当期純損失(△)	25,250	58,938	799	△ 56,949	24,620	△ 37,044

トン数標準税制の導入時期を同じくして、リーマンショック後の世界的な景気後退により海運マーケットは大幅に悪化したことから、平成21年度は多くの船社で純損失を計上することになった。また、平成23年度は豪州、ブラジルにおける洪水被害及び欧州の金融不安などに伴う世界経済の減速により、市況が大幅に悪化した。

【乾貨物定期用船料推移】



【タンカー定期用船料推移】



出典:平成24年度海事レポート

評価の目的・必要性

対象施策

第三者の知見の活用

評価の視点

評価手法

評価結果概要

評価結果

主な課題

政策への反映の方法

参考

緊急地震速報の利用の拡大

(評価書の要旨)

テーマ名	緊急地震速報の利用の拡大	担当課 (担当課長名)	気象庁地震火山部管理課 (上垣内 修)
評価の目的、 必要性	<p>緊急地震速報は、適切に利用されることにより地震被害の軽減につながることから、より一層の利用の拡大が望まれている。</p> <p>緊急地震速報の一般提供開始から約5年が経過し、100を超える地震に対して緊急地震速報(警報)を発表したことにより、利用状況や国民の意識が明らかになってきている。この時期に、これまでの取り組み状況を評価することにより、今後の利用の拡大のための方策を考察する。</p>		
対象政策	<p>緊急地震速報を見聞きした国民自らが、地震による強い揺れから身の安全を確保する利用を拡大するため、気象庁が関係機関と協力して行ってきた施策を評価の対象とする。</p>		
政策の目的	<p>緊急地震速報を見聞きした国民自らが強い揺れが到達する直前に身の安全を守る行動をとることができるようになり、地震による人的な被害が軽減されることを目的とする。</p>		
評価の視点	<p>緊急地震速報が国民によって利用されるまでの①発表、②伝達、③利用の各段階について、利用の拡大のためにとられた施策を以下の視点で評価する。</p> <p>①迅速性及び信頼性の向上 緊急地震速報が迅速に提供されることで、より多くの国民が事前の備えに利用できる。また、緊急地震速報が国民に信頼されることで、積極的な利用に繋がる。</p> <p>②国民への伝達手段の確保 緊急地震速報を迅速に国民に届ける手段があつてこそ、利用が可能になる。</p> <p>③国民への周知・広報 緊急地震速報やその使い方を国民が知ってこそ、利用が可能になる。</p>		
評価手法	<p>これまでに行ったアンケートの結果や、緊急地震速報伝達手段の普及状況の調査、緊急地震速報評価・改善検討会からのご意見等を基に、これまでの施策について評価を行う。</p> <p>レビュー対象期間は、この施策が重点的に行われた、平成18年8月1日の緊急地震速報の先行提供開始からこれまでとする。</p>		
評価結果	<p>①緊急地震速報の迅速性及び信頼性の向上</p> <ul style="list-style-type: none">東日本大震災以前は、概ね想定された精度で速報を発表(警報の適切な発表事例は約7割)していたが、大震災以後、速報が本質的にもつ技術的限界が露わとなり、発表精度は一時、約3割に低下した(現在は約5割)。主な原因は「地震の同時多発」時に地震を適切に分離できなかったため、プログラム改修など技術的改善に努めている。速報の迅速性や予測精度の改善には、震源により近い観測点で地震波を捉えることが有効であり、増設観測点などの活用により迅速化を図った。より「早く、正確な」情報を強い揺れの前に国民へ届けるための取組みを引き続き行うことにより、国民に信頼される情報とすることが不可欠。		

	<p>②緊急地震速報の国民への伝達手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話の同報機能による伝達は全国的に展開されている。 ・ 特に、携帯電話やスマートフォンはその普及に伴い、緊急地震速報（警報）を見聞きした際の入手手段として、テレビに迫る勢いとなっている。 ・ しかし、携帯電話等による伝達は、報知音を知らない人（全国で 44%）に地域差がみられるほか、一部の利用者で受信設定されていない等の状況がみられる。 ・ 今後は「いつでも、どこでも」緊急地震速報を入手できるようにすることが必要。特に、携帯電話やスマートフォンなど、今後、見聞きする機会が増える携帯端末等の適切な利活用推進が必要。 <p>③緊急地震速報についての国民への周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用開始前からの関係機関と連携した周知・広報の取組み、さらには、東日本大震災以後の短期間に多くの警報を発表したことにより、緊急地震速報の認知度は約 8 割。 ・ 東日本大震災より前の警報発表事例では、緊急地震速報を見聞きしても「何のことか分からない」「どんな行動をすべきか分からない」という事例が多く見られた。 ・ 東日本大震災後は何らかの行動をとった人が 7 割と向上したが、適切とはいえない内容の行動がとられていたり、短時間で多くの行動を取ろうとしている人もおり、「自ら、素早く」身の安全を守る行動がとれるように、緊急地震速報を見聞きした際のとるべき行動の心得等について、さらなる浸透が必要。
<p>政策への 反映の方向</p>	<p>①緊急地震速報のさらなる高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏に設置されている大深度地震計や東南海地震震源域のケーブル式海底地震計（DONET）の活用など、観測点の増強により発表迅速化や予測精度向上を図る。 ・ 「地震の同時多発」での不適切な発表事例についてはプログラムの改修など対処可能な部分から順次対策を進めつつ、予測手法の技術的改善策も検討する。 ・ これらの、より「早く、正確な」発表への取組みを継続し、国民が信頼して活用できる緊急地震速報を目指す。 <p>②緊急地震速報の様々な入手手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用状況が不十分な携帯ユーザー層に対して、携帯電話の受信設定方法等の認知度を高め、適切な利活用を推進する。 ・ 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の利活用を推進し、確実に入手できる受信端末の導入を促進する。 ・ これらにより、「いつでも、どこでも」様々な手段で緊急地震速報を入手できるようにすることを目指す。 <p>③訓練を中心とした周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周りの状況に応じた具体的な行動を実例も含めて整理し、これらの周知・広報に取り組む。 ・ 訓練（疑似体験）により、緊急地震速報を見聞きした時に適切な行動がとれる人の割合を増やすことで、地震による人的被害の軽減につなげる。特に、学校で

	<p>の緊急地震速報を活用した訓練や、参加者の集まりやすい職場・地域参加型の訓練を中心に取組みを強化し、訓練の機会を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらにより、速報を見聞きした時の「自ら、素早く」身の安全を守る行動の定着を図る。取組みの効果は、国民へのアンケートで追跡調査する。
第三者の知見の活用	<p>平成 21 年 2 月より、学識経験者等からなる「緊急地震速報評価・改善検討会」（座長：田中 淳・東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター長）を開催し、緊急地震速報の運用状況、適切な利用等のための啓発・広報の方策、運用改善方策や技術改良方策について検討を行っている。これを通じて、「緊急地震速報の利用の拡大」のためにとるべき措置について意見を聴取する。</p> <p>また、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」（座長：上山信一 慶應義塾大学総合政策学部教授）に、本政策評価の経過報告等を行って助言を頂くとともに、評価会座長より担当に指名された佐藤主光委員より、個別指導を受けながら評価を進めていった。</p>
実施時期	平成 21 年度から 24 年度(資料は平成 24 年 11 月 1 日までのものを使用)

評価書(案)の目次

第1章 評価の枠組み

1. 評価の目的
2. 評価の対象
3. 評価の視点
4. 評価の方法

第2章 緊急地震速報の概要

1. 緊急地震速報とその利用の概要
2. 先行提供開始までにとられた措置

第3章 施策の実施状況

1. 迅速性及び信頼性の向上
2. 国民への伝達手段の確保
3. 国民への周知・広報

第4章 施策の評価と今後への反映

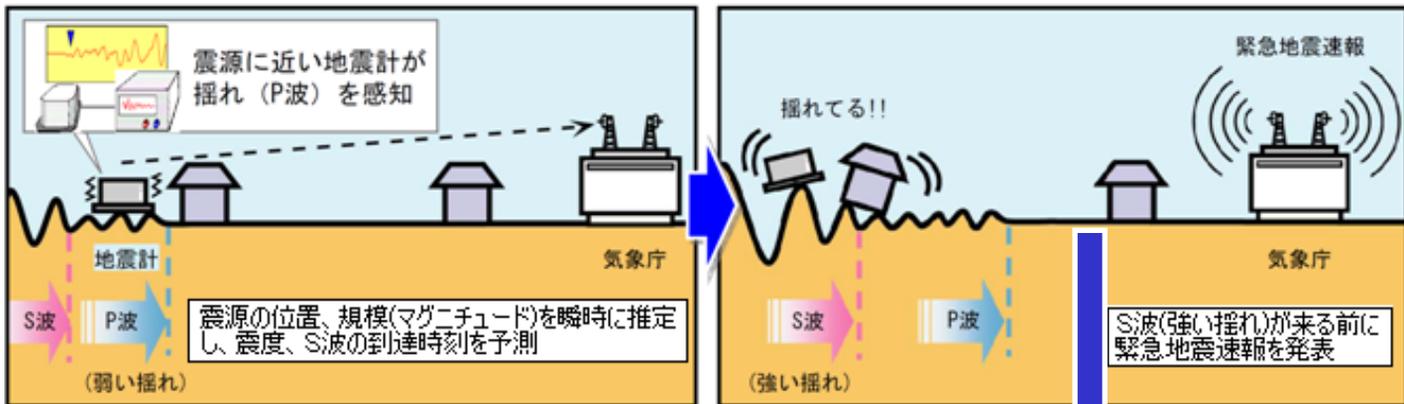
1. 施策の評価と主な課題
2. 第三者の知見
3. 利用の拡大に向けて今後とるべき措置

(参考) 施策の実施状況の詳細

1. 迅速性及び信頼性の向上
2. 国民への伝達手段の確保
3. 国民への周知広報

緊急地震速報の利用の拡大

政策の効果等



- 震源近くで地震をキャッチして素早く解析し、地震の強い揺れが始まる数秒～数十秒前に予想される強さ（震度）等をお知らせ
- 震度5弱以上の予想で、テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて緊急地震速報（警報）を発表



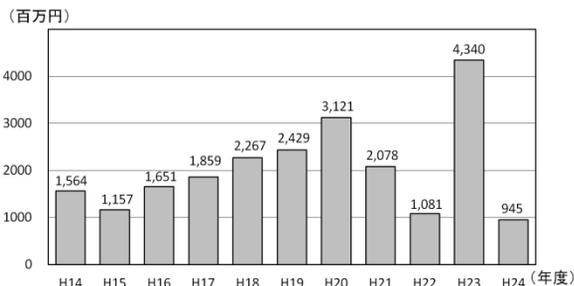
この緊急地震速報を利用し、強い揺れまでの猶予時間に学校、集客施設、工場、オフィス、家庭などで避難行動

地震の揺れによる人的被害の軽減

緊急地震速報発表の沿革（灰色は評価対象期間外）

平成16年12月	試験運用開始
平成17年	試験運用範囲の拡大、他機関地震計データの活用
平成18年3月	試験運用範囲を全国に拡大
平成18年8月	先行提供開始（混乱なく活用可能な分野へ）
平成19年10月	一般提供開始
平成19年12月	地震動の警報・予報として提供開始
これまでに129回の緊急地震速報（警報）を発表（11/1現在）	

緊急地震速報関連予算額の推移（注）



注1) 気象庁における予算額。緊急地震速報に関する整備を始めた平成14年度より記載している。

注2) 緊急地震速報で用いる地震計や中枢システムは、津波警報や地震情報等発表業務でも用いるものとして一体となっており、緊急地震速報に関する部分のみ切り出すことは困難。このため、掲載額の内数となる。

注3) 平成17～20年度はケーブル式海底地震計の整備、平成19～21年度は中枢システム更新、平成23年度は東日本大震災で被災した地震計の復旧・機能強化等を含む。

①評価の目的・必要性

緊急地震速報は、適切に利用されることにより地震被害の軽減につながることから、より一層の利用拡大が望まれている。また、緊急地震速報の一般提供開始から5年が経過し、100を超える地震に対して緊急地震速報（警報）を発表したことにより、利用状況や国民の意識が明らかになってきている。

この時期に、これまでの取り組み状況を評価することにより、今後の利用の拡大のための方策を考察する。

②対象施策

緊急地震速報を見聞きした国民自らが、地震による強い揺れから身の安全を確保する利用を拡大するため、気象庁が関係機関と協力して行ってきた施策を評価の対象とする。

政策チェックアップ関連指標： 業績指標58「緊急地震速報の精度向上」

③第三者の知見の活用

平成21年2月より、学識経験者等からなる「緊急地震速報評価・改善検討会」を開催し、緊急地震速報の運用状況、適切な利用等のための啓発・広報の方策、運用改善方策や技術改良方策について検討を行っている。これを通じて、「緊急地震速報の利用の拡大」のためにとるべき措置について意見を聴取する。

④評価の視点

緊急地震速報が国民によって利用されるまでの**(1)発表、(2)伝達、(3)利用**の各段階について、利用の拡大のためにとられた施策を以下の視点で評価する。

(1)迅速性及び信頼性の向上

緊急地震速報が迅速に提供されることで、より多くの国民が事前の備えに利用できる。また、緊急地震速報が国民に信頼されることで、積極的な利用に繋がる。

(2)国民への伝達手段の確保

緊急地震速報を迅速に国民に届ける手段があつてこそ利用が可能になる。

(3)国民への周知・広報

緊急地震速報やその使い方を国民が知ってこそ利用が可能になる。

⑤評価の手法

これまでに行ったアンケートの結果や、緊急地震速報伝達手段の普及状況の調査、緊急地震速報評価・改善検討会からのご意見を元に、これまでの施策について評価を行う。

レビュー対象期間は、この施策が重点的に行われた、平成18年8月1日の緊急地震速報の先行提供開始からこれまでとする。

⑥ 評価結果の概要

(1) 緊急地震速報の迅速性及び信頼性の向上

- ・東日本大震災以前は、概ね想定された精度で速報を発表（警報の適切な発表事例は約7割）していたが、大震災以後、速報が本質的にもつ技術的限界が露わとなり、発表精度は一時、約3割に低下した（現在は約5割）。主な原因は「地震の同時多発」時に地震を適切に分離できなかったため、プログラム改修など技術的改善に努めている。
- ・速報の迅速性や予測精度の改善には、震源により近い観測点で地震波を捉えることが有効であり、増設観測点などの活用により迅速化を図った。
- ・より「早く、正確な」情報を強い揺れの前に国民へ届けるための取組みを引き続き行うことにより、国民に信頼される情報とすることが不可欠。

(2) 緊急地震速報の伝達手段の確保

- ・テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話の同報機能による伝達は全国的に展開されている。
- ・特に、携帯電話やスマートフォンはその普及に伴い、緊急地震速報（警報）を見聞きした際の入手手段として、テレビに迫る勢いとなっている。
- ・しかし、携帯電話等による伝達は、報知音を知らない人（全国で44%）に地域差が見られるほか、一部の利用者で受信設定されていない等の状況がみられる。
- ・今後は「いつでも、どこでも」緊急地震速報を入手できるようにすることが必要。特に、携帯電話やスマートフォンなど、今後、見聞きする機会が増える携帯端末等の適切な利活用推進が必要。

(3) 緊急地震速報についての国民への周知・広報

- ・運用開始前から関係機関とも連携して実施した周知・広報の取組み、さらには、東日本大震災以後の短期間に多くの警報を発表したことにより、緊急地震速報を知っているという認知度は約8割。
- ・東日本大震災より前に警報を発表した事例では、緊急地震速報を見聞きしても「何のことか分からない」「どんな行動をすべきか分からない」という事例が多く見られた。
- ・東日本大震災以後は何らかの行動をとった人が7割と向上したが、適切とはいええない行動がとられていたり、短時間で多くの行動を取ろうとしている人もおり、「自ら、素早く」身の安全を守る行動がとれるように、緊急地震速報を見聞きした際のとるべき行動の心得等について、さらなる浸透が必要。

⑦評価結果 (1)迅速性及び信頼性の向上

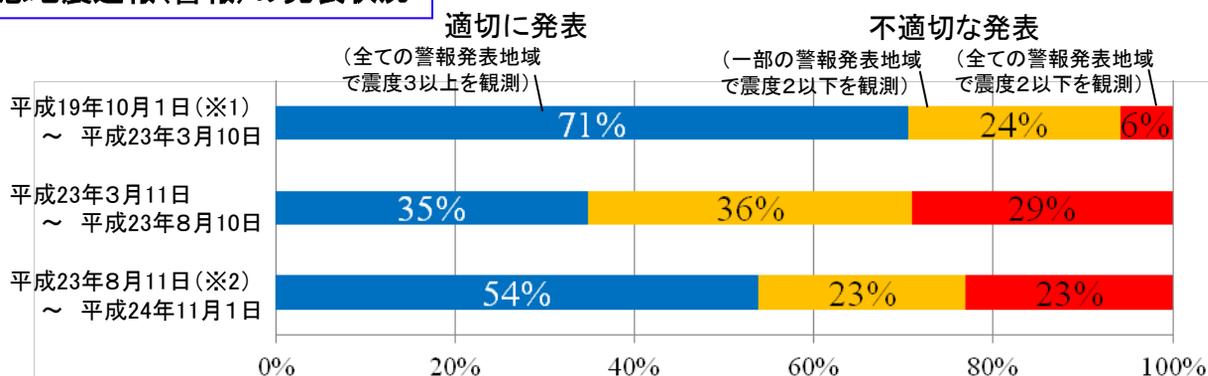
評価結果の概要

緊急地震速報における「大規模な地震の発生場所や規模の予測精度」や「複数の地震が同時に発生した場合の的確な発表」には技術的な限界がある。東日本大震災以前は、概ね想定された精度で発表（警報の適切な発表事例の割合は約7割）していたが、大震災以後はこれらの課題が露わとなり、適切な発表事例の割合は一時、約3割に低下した（その後、現在は約5割）。

精度低下（不適切な発表事例の増加）の主な原因は、大震災後の活発な地震活動に伴い、複数の地震が同時に発生した際に地震を適切に分離できなかったことによるもので、プログラム改修など技術的改善に努めている。

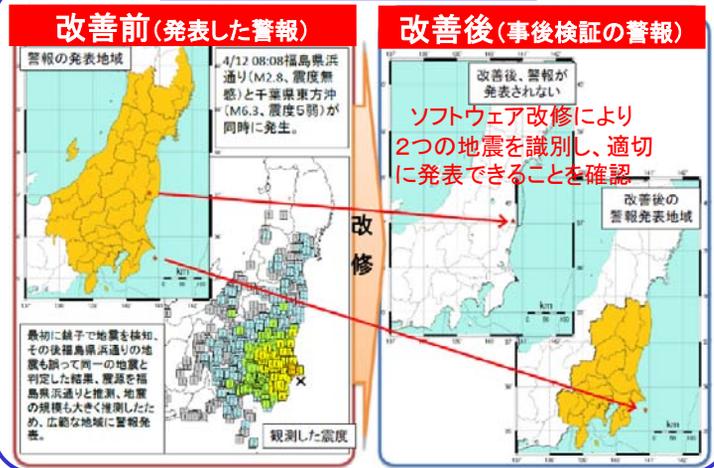
また、緊急地震速報の迅速性や予測精度の改善には、震源により近い観測点で地震波を捉えることが有効であり、島嶼部などの増設観測点や東海・東南海沖ケーブル式海底地震計の活用によりこれらの改善を図った。

緊急地震速報(警報)の発表状況

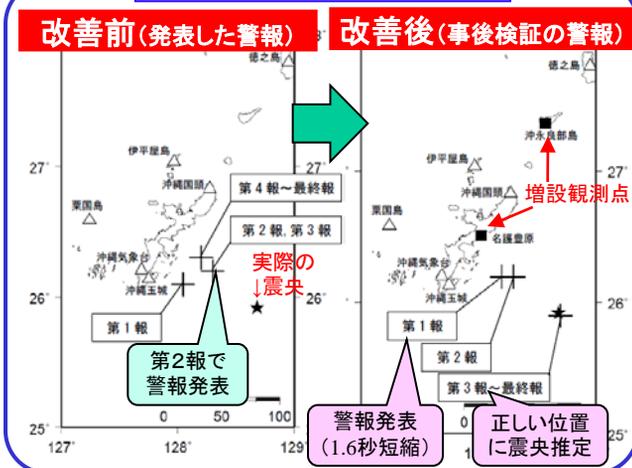


(※1)緊急地震速報の一般提供開始 (※2)複数地震分離のためのソフトウェア改修を実施

同時多発地震への対策



迅速性・予測精度の改善



主な課題

より「早く、正確な」情報を強い揺れの前に国民へ届けるための取組みを引き続き行うことにより、国民に信頼される情報とすることが不可欠。

⑦評価結果 (2) 国民への伝達手段の確保

評価結果の概要

テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話の同報機能による伝達は全国的に展開されている。

特に、携帯電話やスマートフォンはその普及に伴い、緊急地震速報(警報)を見聞きした際の入手手段として、テレビに迫る勢いとなっている。

しかし、携帯電話等による伝達は、報知音を知らない人(全国で44%)に地域差が見られるほか、一部の利用者で受信設定されていない等の状況がみられる。

緊急地震速報の伝達状況



全国瞬時警報システム(H24/6・消防庁調べ)
 受信機運用団体 1719団体(98.7%)
 防災行政無線を自動起動 1022団体(58.7%)
 <全国1,742団体中>

一般放送事業者(H24/10・総務省調べ)
 テレビ 125社(127社の98%)
 AMラジオ 41社(47社の87%)
 FMラジオ 37社(52社の71%)
 ※NHKは全国全ての放送波で実施

携帯電話の一斉お知らせメール
 平成19年12月以降、各社が順次実施
 NTTドコモ、au、ソフトバンク
 ※対応する端末が必要

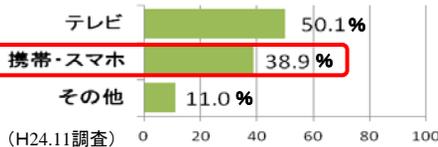
百貨店での館内放送(H21/3)
 百貨店協会加盟27社の261店舗中
 151店舗で放送

H24年12月訓練参加事業者の
 受信端末数合計 約333万台
 (アプリ配布型のものを含む)

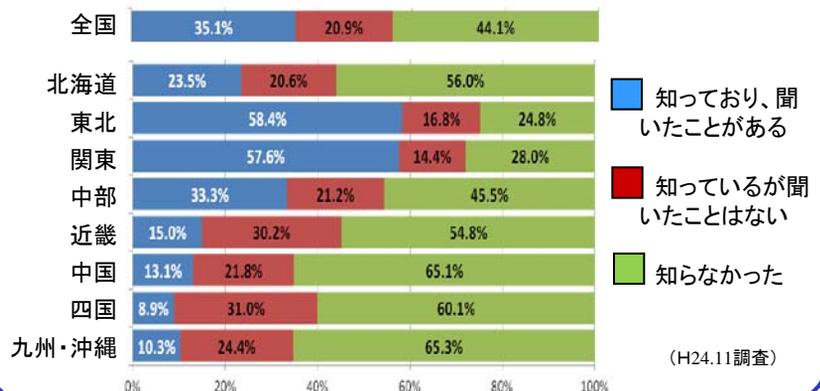
携帯電話等の状況



地震時の速報入手手段



携帯報知音の認知度の地域差



主な課題

今後は「いつでも、どこでも」様々な手段で速報を入手できるようにすることが必要。特に、携帯電話やスマートフォンなど、今後、見聞きする機会が増える携帯端末等の適切な利活用推進が必要。

⑦評価結果 (3) 国民への周知・広報

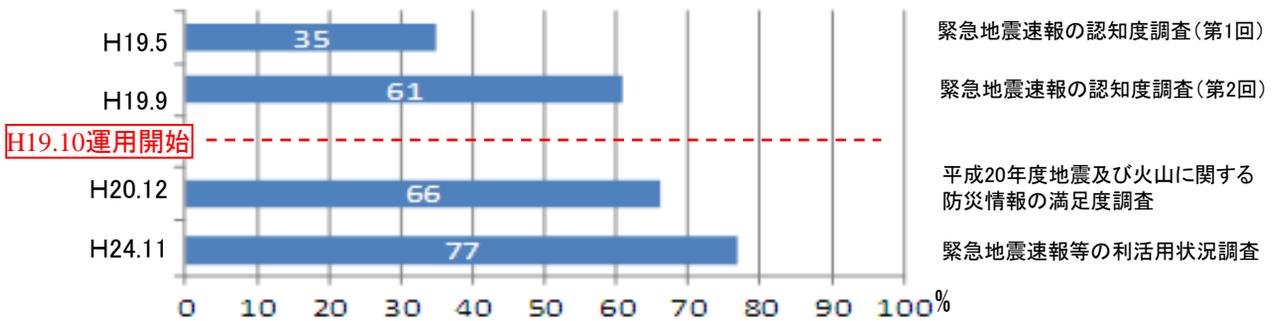
評価結果の概要

運用開始前から関係機関とも連携して実施した周知・広報の取組み、さらには、東日本大震災以後の短期間に多くの警報を公表したことにより、緊急地震速報を知っているという認知度は約8割。

東日本大震災より前に警報を公表した事例では、緊急地震速報を見聞きしても「何のことか分からない」「どんな行動をすべきか分からない」という事例が多く見られた。

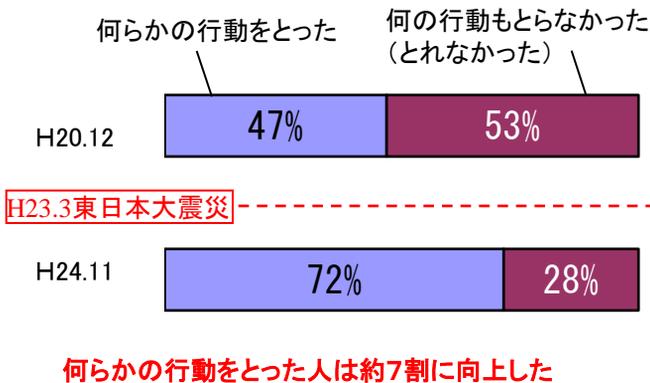
東日本大震災以後は何らかの行動をとった人が7割と向上したが、行動をとった人の行動内容は、必ずしも適切な行動といえない内容も見られる。

緊急地震速報を知っている『認知度』は約8割



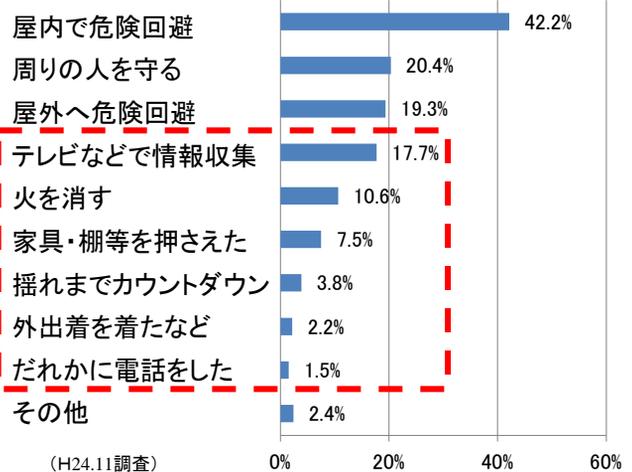
緊急地震速報を見聞きした際に行動をとった人の割合は増えている

実際に速報を見聞きした際の行動状況



行動には適切といえない内容も

実際に速報を見聞きした際の行動の内容(複数回答)



主な課題

とっさに、「自ら、素早く」身の安全を守る行動がとれるように、緊急地震速報を見聞きした際のとるべき行動の心得等について、さらなる浸透が必要。

⑧ 主な課題

(1) 迅速性及び信頼性の向上

- より「早く、正確な」情報を強い揺れの前に国民へ届けるための取組みを引き続き行うことにより、国民に信頼される情報とすることが不可欠。

(2) 国民への伝達手段の確保

- 今後は「いつでも、どこでも」様々な手段で速報を入手できるようにすることが必要。特に、携帯電話やスマートフォンなど、今後、見聞きする機会が増える携帯端末等の適切な利活用推進が必要。

(3) 国民への周知・広報

- とっさに、「自ら、素早く」身の安全を守る行動がとれるように、緊急地震速報を見聞きした際のとるべき行動の心得等について、さらなる浸透が必要。

⑨ 政策への反映の方法

(1) さらなる迅速性及び信頼性の向上

- 「プログラムの改修、予測技術の改善」及び「観測点（海域、大深度地震計等）の増強」の取組み

↓
より「早く、正確な」発表

↓
国民が信頼して活用できる情報

(2) 様々な入手手段の確保

- 携帯端末等の利用の仕方の認知度を高め、適切な利活用を推進
- 「受信端末等に関するガイドライン」の利活用を推進し、確実に入手できる受信端末の導入を促進

↓
「いつでも、どこでも」様々な手段で入手できる情報

(3) 訓練を中心とした周知・広報

- 周りの状況に応じた具体的な行動を実例も含めて整理し、これらの周知・広報に取り組む
- 特に、訓練効果の高い学校や、参加者の集まりやすい職場・地域参加型の訓練を中心に取組みを強化し、訓練の機会を拡大

↓
「自ら、素早く」身の安全を守る行動の定着